

第2編 一般災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

[全課、須賀川地方広域消防本部]

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、村及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進し、防災組織体制の万全を期す。

第1 村の防災組織

1 玉川村防災会議

村は、防災会議を設置し、村防災計画に基づき、計画の具体的な実践と防災対策の推進を図るとともに、県及び防災関係機関との協力体制の整備を図る。

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第16条

(2) 所掌事務

ア 村防災計画の作成及びその実施を推進すること。

イ 村の地域内に災害が発生した場合、当該災害に関する情報を収集すること。

ウ 村の地域内に災害が発生した場合、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

エ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施推進を図ること。

オ 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(3) 組織

防災会議の組織は、防災関係機関の長又は長が指名する職員をもって構成する。

2 玉川村災害対策本部

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第23条の2

(2) 所掌事務

防災会議と緊密な連絡をもとに、村防災計画の定めるところにより村内の災害予防及び応急対策を実施する。

(3) 組織

災害対策本部の組織は、「玉川村災害対策本部組織」のとおりとする。

3 水防管理団体

(1) 設置の根拠

水防法第3条

- (2) 所掌事務
洪水等による水害の警戒と防御及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持する。
- (3) 組織
水防計画（「第2章 第8節 水防計画」）のとおりとする。
- (4) 災害対策本部が設置された場合
災害対策本部の組織に入り、水防事務を処理する。

第2 防災関係機関の防災組織

村の区域を所管し又は村内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、村防災計画、県防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

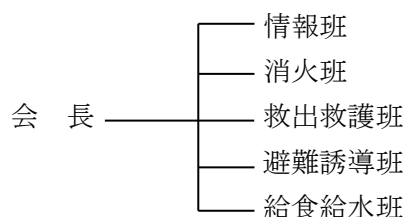
第3 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、行政区等を単位として設置するものであり、村にはその組織の充実を図ることが、義務付けられている。

2 組織編成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると次のとおりである。



なお、具体的な編成基準及び活動基準は、「本章 第14節 自主防災組織の整備」のとおりである。

第4 応援協力体制の整備

1 県及び県内市町村間の相互応援並びに県外市町村との相互応援

村は、当該地域にかかる災害について適切な応急措置（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。）を実施するため、あらかじめ隣接市町村、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に圏内の市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の姉妹都市や文化交流等の枠組みなども活用し、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的に進める。

また、上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておく。

2 防災関係機関の相互応援

村の地域を管轄し、又は村の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について、災害対策の総合性を発揮するため、情報を共有しながら相互に連絡協調して、円滑な組織の整備・運営が成し得るように努める。

3 消防の相互応援

(1) 福島県広域消防相互応援協定

村は、消防本部と連携し、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

(2) 緊急消防援助隊

大規模災害時における消防活動にあたるため、消防組織法による広域応援を行うための全国の消防隊員からなる緊急消防援助隊が組織されている。

村は、その効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

(3) 広域航空消防応援

大規模地震発生時においては、同時多発的な被害の発生とともに、陸上交通網の被害が予想されるため、ヘリコプターを活用した人命救助、傷病者搬送等の消防防災活動が極めて有効である。

このため、県は、県内各市町村・消防本部との間で締結している福島県消防相互応援協定に新たにヘリコプター応援に係る協定を加え、消防防災ヘリコプター「ふくしま」を導入し、航空消防防災体制の整備を図っている。

村は、その効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

なお、消防防災ヘリコプターは、福島県の現状等を踏まえ、ヘリコプターの持つ機能・特性を生かして次のような活動に利用される。

ア 救急・救助活動

- (ア) 山村、豪雪地域等陸上交通の不便な地域からの緊急患者の搬送
- (イ) 傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送
- (ロ) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- (ハ) 河川等での水難事故等における捜索・救助
- (ニ) 山岳遭難事故における捜索・救助
- (ホ) 高層建築物火災における救助
- (ヘ) 大規模地震・山崩れ等の災害により、陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送

イ 災害応急対策活動

- (ア) 地震、台風、豪雨・豪雪災害等の状況把握及び応急対策指揮
- (イ) 孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- (ロ) 高速道路等での大規模災害事故等の状況把握及び応急対策指揮
- (ハ) 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達

ウ 火災防衛活動

- (ア) 林野火災等における空中からの消火活動
- (イ) 火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報と作戦指揮
- (ロ) 交通遠隔地等への消火資器材、消火要員等の輸送

- エ 災害予防対策活動
 - (ア) 災害危険箇所等の調査
 - (イ) 各種防災訓練等への参加
 - (ウ) 住民への災害予防の広報
- オ 広域航空消防防災応援活動

4 県、指定行政機関、指定地方行政機関からの職員派遣受け入れに対応するための資料整備

村は、知事及び指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長から職員の派遣を受けた場合、直ちに派遣受け入れ体制が整えられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

5 経費の負担

指定公共機関等が村に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度、あるいは事前に相互で協議し定めておく。

6 民間協力計画

村及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整える。

特に、村の各部局は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体、民間企業及び団体等とあらかじめ協議しておくとともに、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるよう努める。

第2節 防災情報通信網の整備

[総務課]

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つため、村及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、設備の安全対策を講ずる。

第1 村防災行政無線の整備

村は、大規模災害時の住民等に対する災害情報の提供、被害情報の提供、被害情報の収集伝達手段として、村防災行政無線の整備充実に努める。

なお、整備にあたっては、通話秘話性の確保や画像や映像等のデータ転送等、防災通信を高度化するため、デジタル式防災行政無線の導入を促進するとともに、停電時の電源確保のための非常用電源設備の整備を促進する。

また、村防災行政無線（同報系）の整備にあたっては、防災無線スピーカーの被災による伝達漏れを防ぐために耐震化に努める。

さらに、平常時から聴取可能範囲の確認を行い、聴取できない範囲を減らすとともに、住宅の気密性の向上や雨音等の外的要因による伝達漏れを防止するため、地域の実情や効率化の観点から、必要に応じ戸別受信機の導入や更新に努める。

第2 県防災情報通信網の活用

村は、県が整備を行っている次の防災情報通信を積極的に活用し、災害対策に役立てる。

1 福島県総合情報通信ネットワーク

福島県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備え、県全域を一つに結ぶ衛星系及び地上系通信による通信網であり、平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、災害時にあっては、これらの一般通話の回線を統制して、迅速・的確な情報の収集、一斉指令等の機能を発揮する。

この通信網では、衛星系と地上系による通信の多ルート化、無線設備・電源装置の二重化、パソコン端末への気象情報配信及び機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入や地上系の画像伝送システムの整備、さらには、有線（光）通信網の利用による双方向の映像伝送などの防災通信機能が整備されている。

2 防災事務連絡システム

気象台からの気象情報や県河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及び土砂災害情報などが県の各機関、市町村及び消防機関へ配信されている。

村は、この情報を災害対策に役立てるとともに、インターネット等を利用して気象情報や被害状況等を地域住民へ情報提供するなど、システムの活用を努める。

3 防災情報提供システム

村は、県総合情報通信ネットワークを通じて福島地方気象台から提供される、次の気象、地象及び水象情報等を受け、配備動員の判断等への活用を図る。

・気象注意報	・アメダス	・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）
・気象警報	・天気予報	・噴火警報
・気象情報	・津波警報	・地震に関する情報
・台風情報	・津波注意報	

第3 その他通信網の整備・活用

1 非常通信体制の充実強化

村及び防災関係機関は、災害時に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図り、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

また、県が社団法人アマチュア無線連盟福島県支部と締結した「災害時におけるアマチュア無線の利用等に関する協定」に基づき、アマチュア無線による情報提供ボランティアの協力について検討を進める。

(1) 非常通信訓練の実施

災害時における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常通信の普及、啓発

防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

また、東北地方非常通信協議会に未加入の無線通信施設等を有する機関もしくは団体又は非常通信の運用に関わりのある機関もしくは団体の加入促進に努める。

2 その他通信連絡網の整備・活用

(1) 整備と活用

ア 村及び防災関係機関は、災害時の情報伝達手段として、インターネット、CATV等の有線系メディアの整備・活用のほか、コミュニティFM局等の協力についても検討するとともに、携帯電話の通話エリアの拡大や緊急速報メール、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国、通信事業者等の支援による携帯無線機等の臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

イ 村は、消防庁が運用するJ-ALERT（全国瞬時警報システム）の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災（災害）情報を住民に提供するシステムの構築を促進するとともに、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を検討する。

ウ 村は、災害時に通信連絡網が十分に機能するよう、訓練を行うだけでなく、日常

業務においても防災行政無線等の通信端末（防災電話等）を活用するなど、使用方法の習熟を図る。

エ 村は、管理するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等の安全確保への自発的取り組みを促進する。

(2) 災害時の機能確保

各情報通信管理者は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

また、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

第4 通信手段の周知

村は、住民が自ら情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段を事前に周知しておく。

第5 気象観測体制の整備

気象通報を迅速かつ確実に関係機関及び住民に伝達し、気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進する。

第3節 災害別予防対策

[総務課、地域整備課、健康福祉課、企画産業課、農業委員会]

水害、土砂災害及び雪害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

第1 水害予防対策

本村には、阿武隈川のほか2つの一級河川と2つの準用河川が流れており、小高・中・竜崎地区においては、河川の増水により床上・床下浸水被害が起きるなど、浸水対策のための河川整備を図ることは、安全な社会基盤の整備を図るうえで必要不可欠であるため、総合的な水害防止対策を推進する。

1 河川対策

(1) 河川の整備

災害発生の危険度の高い阿武隈川及び中小河川の流域について、整合を図りながら整備を進めるとともに、将来の土地利用計画を踏まえた河川の先行的整備に努める。

(2) 洪水ハザードマップ整備の促進

村は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域に従い、洪水ハザードマップを見直し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする災害時要援護者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、FAX等による当該施設利用者への洪水時の円滑な洪水予報等の伝達体制を整備する。

(3) 水防倉庫の整備

水防管理団体（村）は重要水防区域周辺に水防倉庫を設置し、次の基準により重要水防区域の実態に即応した、必要な資器材を備蓄する。

また、必要に応じてそれ以外の箇所（臨時備蓄場等）にも、これに準じて備蓄するよう努める。

なお、資材の使用に際しては、水防以外のいかなる工事にも使用することを許さないものとする。

水防管理団体（村）の水防倉庫備蓄基準

品名、規格		単位	数量	品名、規格		単位	数量
器材	スコップ	丁	20	資材	杭木(長0.6m~1m) (末口5~9cm) 又は鉄筋杭 (径16mm以上)	本	300
	掛矢	丁	5		土のう袋	袋	500
	おの	丁	5		ビニールシート	袋	60
	鋸	丁	5		縄(110~140mm/巻)	巻	20
	鎌	丁	5		鉄線(#10)	Kg	20
	ペンチ	丁	5		大型土のう袋 (r1.0m×h1.1m)	袋	50

(備考)

- 1 上記のほか、水防工法上必要な資機、器材若干量も備蓄しておくこと。
- 2 低湿地で、土のう用土砂の採取不可能な地区については水防管理団体（村）において、適当に土砂を備蓄すること。
- 3 資器材の規格については、実情に応じて変更すること。
- 4 仮水防倉庫にも適用する。

2 下水道対策

(1) 現状

近年における産業活動、生活様式の高度化に伴う家庭からの生活排水は、公共用水域の水質汚濁をもたらすなど、様々な問題を抱えている。

これらの問題の解決のために下水道の果たす役割は大きく、公共用水域の水質保全、浸水被害の防除、居住環境の改善、公衆衛生の向上などに重要な役割を果たしている。

しかし、本村の下水道処理人口普及率は全国に比べまだまだ低い水準にある。

(2) 計画

住民生活を災害から守り、健康で文化的な生活を確保するために、基幹的な施設である下水道の拡充に努める。

そのため、村は、農業集落排水事業により、3つの地区の供用を図っている。

また、未着手地区に対しては、財政状況を鑑みながら、計画的に農業集落排水事業を推進し、合併処理浄化槽設置整備事業と併せ普及率の拡大を図る。

3 その他の施設の維持、管理、補修

(1) 農業用水利基幹施設

農業用水利基幹施設（農業用河川工作物、排水機場、ため池）は、村内に数多く整備されているが、築造後経年とともに河床変動、老朽化等により不適當又は不十分となっているものもある。

排水機場については、阿武隈川沿いの中地区に1基、竜崎地区に3基設置されており、洪水期前の機械の点検や操作に従事する地元行政区等との操作確認や体制の確認を行う。

ため池については、管理者である各行政区長との連携を密にし、用水時期を除く台風シーズン等における、ため池の低水位管理について要請する。

(2) ダム

本村の近隣では千五沢ダムの治水機能の補完工事が予定されている。
村は、地域住民の生命と財産を水害から守るため、県との連携を強化する。

第2 土砂災害予防対策

土砂災害が発生するおそれのある箇所については、災害を未然に防止するため災害危険区域の設定を推進し、避難地や避難路等の防災施設や病院、老人ホーム等の災害時要援護者に関連した施設に対する対策を強化した上、自然環境や周辺の景観に配慮した砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等を整備する。

1 土石流対策

村は、土石流による災害から住民の生命や財産を守るため、砂防事業を推進するとともに、県から土石流危険溪流や土石流危険区域、土石流災害に対処するための警戒避難基準に関する資料を収集する。

2 地すべり対策

村は、地すべりによる災害から住民の生命や財産を守るため、地すべり対策事業を推進するとともに、県から地すべり危険箇所や地すべり危険区域、地すべりに対処するための警戒避難基準に関する資料を収集する。

3 急傾斜地崩壊対策

村は、がけ崩れによる災害から住民の生命や財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、県から急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れに対処するための警戒避難基準に関する資料を収集する。

4 土砂災害警戒区域等の指定等

県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進している。

村は、県と連携し、土砂災害危険箇所の地域住民への危険周知や土砂災害情報を相互に伝達する体制の整備、土砂災害の危険度を応急的に判定する技術者の養成等に努め、関係機関とともに、総合的な土砂災害対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域の指定

村は、県に対し、土砂災害が発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に指定するよう要請する。

(2) 土砂災害警戒区域における対策

ア 村防災計画への記載

村は、警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

イ 災害時要援護者関連施設利用者のための警戒避難体制

村は、災害時要援護者の利用する施設が警戒区域にある場合、災害時要援護者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

ウ 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

村は、区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の

おそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する。

（3）土砂災害特別警戒区域における対策

村は、県が実施する次の規制、勧告等に協力する。

ア 特定の開発行為に対する許可制度

県は、住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校や医療施設等の災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為について審査し、「対策工事の計画が安全を確保するために必要な技術的基準に従っている」と判断した場合に限って許可をする。

イ 建築物の構造の規制

県は、居室を有する建築物について、土砂災害に対して構造が安全であるかどうかの建築確認を行う。

ウ 建築の移転等の勧告

県は、著しい損壊のおそれがある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

5 道路落石等防止対策

落石・法面崩壊等により、交通網の寸断と住民の生活の安定を損なうことを防ぐため、県の支援のもと、定期的に落石等のおそれのある箇所での点検を実施し、安全度が低い箇所から順次災害防除事業等を行い、安全の確保に努める。

6 治山対策

森林は、住民の生活に欠かせない水源のかん養や保健休養の働きとともに、土砂災害の発生防止・土砂災害の際の人家への被害緩和等、土砂災害予防対策に重要な機能を有している。特に重要な働きをする森林は、森林法に定める保安林に指定されており、森林の保全や森林の有する機能が高度に発揮されるように治山事業を実施している。

村は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地災害危険地区の予防対策により、山地に起因する災害から住民の生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いのある村土を形成するため、治山事業（山腹崩壊箇所の復旧等）を柱として計画的に実施する。

7 森林整備対策

本村の森林面積は、2,147haで村土面積の約46%を占めている。これを保有形態別にみると国有林は666ha（31.0%）、民有林は1,481ha（69.0%）であり、これらの森林のもつ水源のかん養、災害防止等の公益的機能により、林地の崩壊、洪水等が防止されている。

村は、森林の持つ公益的機能に対する期待が一層高まる中、治山事業、森林整備事業、森林病虫害防除事業等の計画に基づき、県、森林組合、森林所有者と一体となって森林整備を推進する。

8 宅地防災対策

（1）現状

がけの高さが10m以上あること、移転適地がないこと、人家が概ね10戸（災害発生地区は5戸）以上あること等の条件に該当し、がけ地の付近で災害発生のおそれのある地区にあつては、従来から急傾斜地崩壊防止工事が行われているが、これにあたらぬ地区では本格的な災害対策が推進されにくい状況にあり、がけ地近接等危険住宅

移転事業の対象となる既存不適格住宅も、まだ相当数散在している。

(2) 計画

宅地造成等規制区域内の宅地造成工事について、法に基づく許可申請書を提出させ、技術的基準による審査及び検査を通じて宅地の安全性の確保を図るとともに、必要に応じて防災工事の勧告改善命令を行う。

ア 宅地造成に伴う災害防止の周知

村は、梅雨期及び台風期に備えて、住民及び事業者に注意を促し、宅地造成等規制法等に基づき必要な防災対策を行うよう指導する。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

村は、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）の災害から住民の生命、財産を守ることを目的とし、危険区域（建築基準条例により建築を制限している区域）に存在する既存の不適格住宅の移転を促進するため、国、県（土木部）と連携し、移転について指導を行う。

9 災害危険箇所

村防災計画に記載する災害危険箇所は、「資料編 災害危険箇所」のとおりである。

第3 土砂災害警戒情報の利用

1 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とし発表される。

2 発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法により県と福島地方気象台が共同で作成・発表する。

3 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、湯川村を除く県内のすべての市町村を発表対象としている。

4 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- (1) 県と気象台が共同して作成・発表する情報である。
- (2) 災害対策基本法に基づく避難勧告等の権限者である市町村長を利用者として発表されるものである。
- (3) 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。
- (4) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。
- (5) 対象とする土砂災害は「降雨から予測可能な土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。
- (6) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県が設置した雨量観測所の雨量情報を活用して

いる。

5 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

(1) 発表基準

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて5kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したとき、又は達するおそれがあるときに県と気象台が協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報が発表される。

なお、地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合、県と気象台は基準の取扱いについて協議する。

(2) 解除基準

解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときとされている。

ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況を鑑み県と気象台が協議の上、解除できる。

6 利用にあたっての留意点

(1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。

(2) 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象ではないことに留意する。

(3) 村長が行う避難勧告等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、前兆現象、県の補足情報（土砂災害情報システムの危険度を示す指標）等も併せて総合的に判断する。

7 情報の伝達体制

災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）及び第55条（知事の通知等）により村長その他関係者に伝達される。

気象台は、気象業務法第15条により大雨警報を県に伝達することが義務づけられている。土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達され、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行われる。

(1) 県と気象台が土砂災害警戒情報を発表した場合、気象台は、土砂災害警戒情報を防災情報提供システム等により、県等関係機関、NHK福島放送局等報道機関へ伝達する。

(2) 県は、県防災計画に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機関及び市町村等へ土砂災害警戒情報を総合情報通信ネットワーク等により伝達する。

(3) 村は、村防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。

(4) その他関係機関は、必要な伝達等の措置をとる。

第4 雪害対策

降積雪期においても住民の安心・安全な日常生活や円滑な産業経済活動が確保されるよう、各防災関係機関が連携し、早期に体制を整え、雪害の発生による被害を未然に防止し、また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、災害時要援護者の支援等に関する対策を実施する。

1 雪害予防体制の整備

村は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図る。

また、平常時から雪害に関する各種情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備える。

2 生活基盤の耐雪化

(1) 建築物の安全確保

ア 公共建築物

(ア) 施設管理者は、構造計算書等により建築物の許容積雪限度を把握するとともに、限度値を超えるおそれがある場合は必ず雪下ろしを行う。

(イ) 老朽化等により、雪による被害のおそれがある建物については、必要に応じ、耐力度調査等を行い、調査の結果に基づき適切な修繕・補強を行う。

(ウ) 降雪期前に建物の点検を行い、必要があれば補修、補強を行う。

(エ) 村役場及び社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに災害時の応急活動の拠点となるものであることから、これらの除排雪対策を確立し、その保全を図る。

(オ) 野外施設等冬期間使用しない施設については、その保全に万全を期すとともに、融雪後は十分に点検し、使用する。

(カ) 雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、必ず立入禁止、雪庇除去等の応急対策を行う。

イ 一般建築物

村は、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

(2) ライフライン施設（電力、通信、LPガス）の雪害対策

電力、通信及びLPガスの供給等を確保するため、施設管理者及び関係機関は雪害対策用資器材の整備・保守点検及び要員等について計画的な推進を図る。

(3) 道路交通対策

冬期間の道路交通を確保するため、村は、迅速かつ的確な除排雪体制の推進を図る。

また、道路の凍結等により道路交通に著しい支障が出ると予想される箇所においては、すべり止め用砂箱の設置を行う。

ア 除排雪用資器材の整備

村は、各路線や地域の実情に応じ、除排雪用施設及び資器材の整備を図る。

(ア) 除排雪機械の整備

除排雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除排雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう協力体制を確立しておく。

(イ) 凍結抑制剤等の配備

凍結のおそれのある箇所における滑り止め対策のため、スリップ防止用の砂や散布用の凍結抑制剤を配備する。

イ 除排雪計画

村は、次の点に留意してそれぞれ道路除排雪計画を策定する。

(7) 適切な冬期道路網及び歩行者の安全が確保されるよう、他の道路管理者と十分連携し策定する。

(4) 除排雪業務分担の決定にあたっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できる計画とする。

(5) 計画全般について関係機関と十分協議し、調整を図る。

(4) 公共交通機関対策

ア 鉄道交通の確保

冬期間の鉄道輸送を確保するため、鉄道事業者は、融雪用器材の整備、保守点検及び要員等について計画的な推進を図る。

イ バス交通対策

バス事業者は、道路管理者（村）と事前協議し、除排雪協力体制を確立しておく。

また、全線の運行を把握し、利用者に対して的確に情報提供できるよう情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携体制を図っておく。

3 雪崩対策等の推進

(1) 住民への注意喚起

村は、気象状況、積雪の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について、住民に適宜広報を行い、注意を喚起するとともに、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難勧告等を行う。

また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに避難所への受け入れ体制をとるとともに、十分な救援措置を講ずる。

(2) 融雪期における土砂災害対策

融雪期には雪崩発生の危険性に加え、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩落危険箇所及び山地災害危険地区等における土砂災害発生の危険性も高い。

村は、雪崩対策と同様に各種の予防対策を実施し、被害の防止及び軽減を図る。

(3) 消防防災ヘリコプター等の活用

村は、必要に応じて県に協力を求め、消防防災ヘリコプター等による上空からの監視を行い、地上からは発見しにくい異常現象等の早期発見に努める。

4 救済体制の整備

(1) 孤立集落の防止

ア 実態の調査と救助計画の策定

村は、孤立化のおそれがある集落について、事前に実態を把握するための調査を行うとともに、万一来に備え、救助計画を策定しておく。

イ 機能の維持

村は、孤立化のおそれがある集落の機能維持を図り、住民の安全を確保するため、必要な資器材の整備を行う。

ウ 連絡体制の整備

村は、孤立化のおそれがある集落と役場等との通信を確保するため、関係機関と連携し、連絡体制の整備に努める。

エ 救急、救助計画の整備

消防、警察等は、急病人の発生や雪崩等の災害発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておく。

なお、孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターの活用が有効であることから、村は、県及び警察本部に対し、ヘリコプターの冬期間の運航体制の確立を要請しておくとともに、孤立化のおそれがある集落のヘリポート適地を選定し、除排雪計画の策定に努めるなど受け入れ体制を整備しておく。

オ 生活必需品の確保

村は、孤立化のおそれがある集落住民に対して、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄を行うよう啓発する。

(2) ボランティアの活動支援

ア 体制

村は、ボランティアの受け入れ体制として、「本章 第16節 第3 ボランティアの受け入れ体制の整備」に定める体制を整備する。

イ 受け入れ

ボランティアの受け入れは、村及び社会福祉協議会で協議し、必要に応じて募集するとともに、受け入れ窓口の一本化を図る。

(3) 災害時要援護者の安全確保

ア 要援護者の情報把握と共有

村は、降雪期前に高齢者世帯、在宅要介護者、妊産婦、乳幼児、障がい者及び外国人等のいる世帯（以下「要援護者世帯等」という。）に対し、防災関係機関及び福祉関係者と協力しながら、個別に訪問を行い、支援を必要とする要援護者世帯等の情報を収集し、支援内容の把握等に努める。

イ 要援護者世帯等の安全確保・避難支援

災害発生後、直ちに在宅の要援護者世帯等の安全確保や避難行動を手助けできるのは近隣住民であることから、村は、身近な地域において、迅速に安否確認、除排雪協力、避難誘導、救助活動等が行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組みの実施を啓発する。

また、一人ひとりの要援護者に対して複数の安全確保や避難支援を行う者（以下「支援者」という。）を定めるなど、避難支援対策の整備に努める。

なお、降積雪期には、定められた要援護者世帯等へ定期的に個別訪問し、積雪状況、健康状態、備蓄状況等を把握し、支援者との情報共有に努め、必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪協力等を行う。

(4) 支援体制

雪害から住民の生命、身体及び財産を保護するためには、村及び防災関係機関の防災対策だけでなく、地域住民が「自らの命と地域は自らで守る。」といった考え方を認識し、雪害に備えることが必要である。

しかし、当該地域の対応力を上回る大規模な雪害が発生した場合、地域住民だけで

は十分に対応できないことから、村は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、雪害予防の体制整備に努める。

また、本村限りで雪害対策を行うことが不可能となった場合に備え、県への支援要請体制の整備に努める。

5 広報活動

(1) 防災意識の高揚

村は、雪害を最小限にとどめるため、住民をはじめ各防災関係機関等が雪の知識と防災対応について、日頃から習熟するよう努める。

また、除排雪には多くの危険が伴うため、これらを事前に周知し、被害を回避するための事前の注意喚起に努める。

(2) 住民に対する防災知識の普及

村は、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動等、適時的確に防災知識の普及啓発を図る。

また、事前に除排雪に伴う注意点について、報道機関等を通じて喚起する必要がある。

第5 凍霜害対策

農作物を凍霜害から防止するため、関係機関及び団体等と緊密な連絡調整を図りながら、その対策を講ずる。

1 降霜のおそれがある気象条件

- (1) 夜間空が晴れて澄み、星が空にきらめくとき。
- (2) 風が弱く空気が乾燥しているとき。
- (3) 全日の日中に冷たい風が吹き、時々しぐれ性の小雨が降って肌寒く、夕方になって風が止み、晴れ上がったとき。
- (4) 上記(1)～(3)の条件で夕刻から気温が急に下降し、午後8時から10時頃までの間に摂氏5℃以下になったとき。

2 最低気温の予想法

適当な場所の地上1.5mの高さに温度計を置き、最低気温を何日か測り、それと測候所の最低気温との差を求めておき、气象台及び測候所が発表する翌朝の最低気温から推定する。一般に植物体面の温度が3℃程度とすれば、地表面の植物体は既に氷点下2℃位に低下していると考えらるべきである。

(1) 一般農作物

農家で容易に入手でき、しかも費用があまりかからない凍害対策方法を作物の育ち具合と考え合わせて実施する。

ア 水稻

トンネル育苗（機械移植用苗の育苗）では、ビニール被覆中は更にビニールの上に保温マット等を被覆して保護する。防覆後は、凍霜害注意報が出たならば夜間のみビニールで被覆し、できれば保温マット等で被覆する。

イ 野菜類

(ア) 苗床では、保温資材をあらかじめ準備しておき注意報が発令されれば、直ちに被覆して幼苗を保護する。定植は、晩霜の危険がなくなるまで行わないこととし、

果菜類の定植後は、支柱を利用して薬等かける。

- (イ) 馬鈴薯は、萌芽期に被害が多いことから、土寄せをして防止する。被害を受けた物は、側芽が多発して過繁茂になることから、芽かきをするとともに、速効性肥料を施し、生育促進を図る。

また、生育の中後期に病害が発生しやすくなるので、ジネブ剤 600 倍を通常より散布回数を 1～2 回多く散布する。

- (ウ) 加湿設備の無いハウスにおける支柱立て後の果菜類では、多少早めに換気窓を閉じ保温資材で作物体上を覆う。

ウ たばこ

- (ア) 栽培管理における予防法

- a 仮植して活着後は、外気にならし、又、移植には苗鉢をを使用するとともに仮植後 2 週間頃から水を制限し、抵抗を与える。
- b 畑は、よく中耕するとともに、南面傾斜を選び、定植はマルチ栽培をとりいれる。
- c 堆肥を十分に入れるとともに、施肥時期を早める。
- d 定植直後の被害は極度に大きいため、天気予報に注意して作業を進める。

- (イ) 被害を受けた際の対策

霜害を受けたものは、日の出前にコモ、ムシロ、ワラ等で被覆し、直射日光を避けて凍結を出来るだけゆっくり溶かす。

(2) 果樹園

凍霜害を防止するには、植物体の温度を危険限界温度以上に保つよう加熱により加温することが最も有効であるため、晩霜期にはあらかじめ燃料、容器（燃焼器）等を準備しておかなければならない。

ア 果樹の種類別、発育別の凍霜害を受ける危険限界温度

生育の進度（時期）	日本ナシ（長十郎）	リンゴ	モモ
蕾が色つく頃	-2.8℃	-3.0℃	-3.5℃
蕾が色つく頃から開花頃	-1.9℃	-1.8℃	-2.3℃
花から落花直後	-1.7℃	-1.8℃	-2.0℃
落花後10日から15日頃	-1.7℃	-1.8℃	-2.0℃

※ 1 以上の温度に30分以上おかれた場合は危険である。

2 ここでいう危険限界温度は、果樹の花及び幼果の植物体温度であるから裸の温度計で測った場合は測物体温とみなしてよい。

イ 被害応急対策

- (ア) 幼果の胚珠が黒変したものは落花するが、外部のみの被害の場合は銹果、変形果となって残るため、被害激甚の場合には、これらの物も残して生産の確保に努める。

- (イ) 摘花、摘果は凍霜害の危険期を脱するまで待ち、実止まりが確実にになったら速やかに行い、遅くとも落花後 30 日以内に終える。開花前に被害のあっためしべの褐変枯死したものがあるため、特に注意する。

- (ウ) 被害を免れた花にも人工交配を行う。

- (エ) 立木果樹では樹上部の方が被害が少ないため、樹冠上部に多少多めに残して生産の確保に努める。
- (オ) 変形果及び銹果が多くなるため、特に胴部の銹に注意し、障害の少ない果実を残すように努める。
- (カ) 葉も障害を受けることがあるため、着果過多にならないように注意する。
- (キ) 着果の少ないものは、除芽摘芯に注意して徒長枝の発生を抑える。
- (ク) 被害激甚の場合は放任しがちであるが、翌年の作柄に影響するため、病虫害防除やその他の管理一般を怠らないこと。

(3) 桑園

被害を受けた桑園はすぐ伐採することなく、4～5日そのままにしておき、被害の程度を十分見極めて次の措置をとる。

ア 被害軽微な場合

桑園の周囲にのみ被害があり、生成点に異常のないときは、小枝を整理する程度にとどめ、そのまま放置しておく。

イ 被害中程度の場合

生成点80%未満の場合、つまり異常のない生成点が20%以上残っているときは、小枝を整理するとともに、全条を1/3～1/5の高さで中間伐採をする。

ただし、前年晩秋期に中間伐採している桑園はそのまま放置して再発芽を待つこと。

第4節 火災予防対策

[総務課、地域整備課、消防団、須賀川地方広域消防本部]

強風下等における火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化などに関する対策を実施する。

なお、林野火災対策については、「事故対策編 第5章 林野火災対策計画」に定める。

第1 消防力の強化

1 消防力の強化

村は「消防力の整備指針」による目標を達成するため、消防機械等の整備にあたっては、年次計画を立て、国庫補助制度、防災対策事業等を活用して充実強化を図り、また、消防団員については、技術の向上と組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置とするよう努める。

2 消防水利の整備

村は、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利の整備及び河川、池等の自然水利の確保により、火災鎮火のために消防機械とともに不可欠な消防水利の適正な配置を行い、「消防水利の基準」を達成するよう努める。

3 救助体制の整備

村は、自主防災組織にコミュニティ資器材整備による救助用資器材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第2 広域応援体制の整備

1 広域応援体制の整備

村は、消防本部と連携し、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

さらに、消防本部による、県内全消防本部との「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

2 緊急消防応援隊等の派遣要請及び受け入れ体制

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等については、県によりマニュアル化が行われている。

村は、消防本部と連携し、村が支援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の策定に努める。

第3 火災予防対策

1 火災予防思想の普及啓発

住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、村は、消防本部と連携し、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思

想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖等、避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

村は、一般住宅からの火災発生を防止するため、消防本部と連携し、住宅防火診断の実施や住宅用防災機器等の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について、優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。

そのため、村は、消防本部による防火管理者講習等の開催や設置義務のある防火対象物へ防火管理者の設置が進むよう協力する。

4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要である。

村は、消防本部が年間計画に基づき実施する予防査察に協力する。

特に旅館等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。

5 火災原因調査結果の反映

村は、消防本部が実施する火災原因の究明結果を受け、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

第4 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

村は、災害発生時における初期消火の実行性を高めるため、消防本部と連携し、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災警報器の早期設置についても指導する。

また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火体制

村は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、消防本部と連携し、自主防災組織を中心とした消火訓練や防火防災講習会等を通じ、初期消火に関する知識及び技術の普及を図る。

3 家庭での初期消火

村は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、消防本部と連携し、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第5 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

村は、県の協力のもと、計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

村は、公共建築物について、原則として耐火構造とするよう努める。

また、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓発指導する。

3 薬品類取扱施設対策

教育施設及び薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性を有している。

村は、消防本部がこれらの施設に対して実施する薬品類の管理及び転落防止の指導等に協力する。

第5節 建造物及び文化財災害予防対策

[地域整備課、教育委員会、須賀川地方広域消防本部]

都市部における近年の著しい都市化現象は、市街地の高密度化を促すとともに、建築物は高層化、大型化し、その用途や設備が多様化している。一方、玉川村においては、依然として木造建築物が多く、建築物防災対策も状況に応じて行う必要がある。

また、災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するため、教育委員会、消防本部及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策

1 民間の建築物

村は、防災性の高い建築物の建設促進のため、県と協力し、融資制度や国の助成制度の活用により、耐震性・耐火性の高い建築物への改修等に向けた指導を行う。

2 公共建築物の対策

村は、公共建築物の災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定に基づき、定期的に資格を有する者に建築物及び建築設備（以下本項において「建築物」という）の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

第2 文化財災害予防対策

1 文化財保護思想の普及啓発

住民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施する。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努める。

4 予防査察の徹底

消防本部は、教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期する。

5 訓練の実施

教育委員会、消防本部及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施する。

第6節 電力、ガス施設災害予防対策

[東北電力（株）、L Pガス販売店]

台風、洪水、雷、風雪害等に対する災害予防の対策を講じ、電気設備及びガス施設の被害を軽減し、安定した電力及びガス供給の確保を図るとともに、施設の破損等による二次災害を防止することを目的とする。

第1 電力施設災害予防対策（東北電力（株））

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、本店、支店及び事業所（以下この節において「支店（所）」という。）に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておく。

第2 ガス施設〔L Pガス〕災害予防対策（L Pガス販売店）

1 現況

L Pガスは、生活に欠くことができない重要なエネルギーとして、広く一般家庭に浸透し、今の生活を支えている。このような、L Pガスの安定供給及び一般家庭での災害の防止を図るため、供給設備の維持管理及び消費設備の調査並びに安全器具等の設置、社員等に対する保安教育等を実施している。

2 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

3 事業計画

台風等風水害の応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進していく。

(1) L Pガス設備の強化計画

ア 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施する。

特に、豪雪地帯においては、屋根からの落雪で壊れないような措置を講ずるとともに、除雪時においてもL Pガス設備に損傷を与えないような措置を講ずる。

イ 安全器具の設置

マイコンメーターは、災害防止に効果があることから、未設置箇所に早急に設置することはもちろんのこと、対震自動ガス遮断機能搭載のS型マイコンメーターの設置や集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現する。

ウ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図る。

なお、設置にあたっては、災害発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高

齢者世帯等を優先的に行う等配慮する。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておく。

(3) 防災資器材の管理等

次の防災資器材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに、使用可能な状態に管理しておく。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておく。

ア 修理用工具類

イ 車両、機械

ウ 点検用工具類

エ 非常食、飲料水

オ 救急医薬品

カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

キ 補修用・仮設住宅用機器（充てん用容器、ガスメーター、調整器等）

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ次の事項を考慮し、社団法人エルピーガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておく。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先を考慮して策定する。

(5) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施する。

(6) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日頃から責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておく。

第7節 緊急輸送路等の指定

[総務課]

村は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資器材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の整備を図る。

第1 緊急輸送路等の指定

村は、地域内における緊急輸送を確保するため、緊急輸送路、ヘリコプター臨時離着陸場及び物資受け入れ拠点を指定する。

1 緊急輸送路

県指定の緊急輸送路で、村内を通る路線は、次のとおりとなっており、村の緊急輸送路も県の指定する路線の範囲とする。

(1) 第1次確保路線

種別	路線名	区間
国道	118号	村内全線
主要地方道	矢吹小野線（あぶくま高原道路） 古殿須賀川線	村内全線 福島空港西線～国道118号
一般県道	福島空港西線	全線

(2) 第2次確保路線

種別	路線名	区間
主要地方道	古殿須賀川線	福島空港西線～あぶくま高原道路

2 ヘリコプター臨時離着陸場

村は、空路からの物資受け入れ拠点としてヘリコプター臨時離着陸場を次のとおり指定する。

所在地	名称	管理者
玉川村大字小高字大谷地 88	玉川村村民グラウンド	村長
玉川村大字北須釜字はばき田 21	福島空港	福島県（福島空港事務所長）

3 物資受け入れ拠点

村は、県等からの緊急物資等の受け入れ、一時保管、他市町村の物資受け入れ拠点への積替え・配送を行うための陸上輸送の拠点として、陸上輸送拠点を指定する。

第2 緊急輸送路等の整備

緊急輸送路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター臨時離着陸場を除く）は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図る。

第8節 避難対策

[総務課、住民税務課、健康福祉課、教育委員会、社会福祉協議会、消防団]

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、村、県及びその他の防災関係機関等は、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「災害時要援護者」にも配慮した避難体制の確立を図る。

第1 避難計画の策定

村は、災害による浸水、家屋の倒壊、急傾斜地の崩壊、山崩れ及び地すべり等の災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定にあたっては、避難の長期化についても考慮する。

また、村は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努める。

避難計画の内容

- 1 避難の準備情報提供、勧告又は指示を行う基準
- 2 避難の準備情報提供、勧告又は指示の伝達方法
- 3 避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- 4 避難場所及び避難所への経路及び誘導方法
- 5 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (1) 給水措置
 - (2) 給食措置
 - (3) 毛布、寝具等の支給
 - (4) 衣料、日用必需品の支給
 - (5) 負傷者に対する応急救護
 - (6) ペットとの動向避難のためのゲージ等の支援
- 6 避難所の管理に関する事項
 - (1) 避難所の管理者（原則として村職員を指定）及び運営方法
 - (2) 避難収容中の秩序保持
 - (3) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (5) 避難者に対する各種相談業務
- 7 避難所の整備に関する事項
 - (1) 収容施設
 - (2) 給食施設
 - (3) 給水施設
 - (4) 情報伝達施設
 - (5) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資器材、清掃用資器材等）
 - (6) ペット等の保管施設
- 8 災害時要援護者に対する救援措置に関する事項

- (1) 情報の伝達方法
- (2) 避難及び避難誘導
- (3) 避難所における配慮等
- (4) 老人デイサービスセンターの活用等
- 9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項
 - (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - (2) 標識、誘導標識等の設置
 - (3) 住民に対する巡回指導
 - (4) 防災訓練の実施等

なお、村は、防災担当課（総務課）と福祉担当課（健康福祉課）との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の避難支援の体制を整備し本人の同意を得るなど、個人情報保護に配慮の上、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定に努める。

また、災害時要援護者に対する救援措置については、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等との連携についても考慮する。

第2 避難所の選定等

村が策定する避難計画の避難所の選定基準等はおおむね次のとおりとするが、選定基準により難しい場合は、地域の実情に応じて定める。

1 避難所の選定基準

- (1) 避難所における避難者1人あたりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。
- (2) 避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
- (3) 避難所は、崖くずれや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。
- (4) 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公共施設とする。
- (5) 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

2 避難場所の選定基準

- (1) 避難場所は、安全が確保され、必要な規模を備えているか、地域の実情に応じて選定する。
- (2) 延焼火災の発生するおそれ大きい地域にあっては、確実に避難が可能となるように、一次避難場所及び広域避難場所を避難路の選定と併せ、体系だった選定を行う。
- (3) 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

3 避難地区分けの実施

- (1) 避難地区分けの境界線は、村の実情に応じて定めるものとするが、できるだけ主要道路、鉄道、河川などを横断して避難することを避ける。

- (2) 避難地区分けにあたっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。
- (3) 避難人口は、夜間人口によるが、昼間人口の増加が見込まれる地区は、避難場所の収容能力に余裕を持たせる。

4 学校を指定する場合の措置

学校を避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意し、避難所として機能させるため、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前に協議を行っておく。

5 県有施設の利用

村は、地域の実情等を考慮し、県有施設を避難場所又は避難所として村防災計画に定める必要があるときは、当該施設の財産管理者にあらかじめ協議し、承諾を得る。

なお、村から避難所等として指定された施設の管理者は、財産管理者と協力し、避難所としての施設等の整備に努める。

6 その他の施設の利用

村は、指定した避難所で不足する場合又は避難が長期化する場合には、厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるため、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

第3 避難路の選定

村が策定する避難計画の避難路の選定基準等は概ね次のとおりとする。

- (1) 避難路は、概ね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

第4 避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法等の周知

村は、災害時における避難の万全を期すため、広報紙、掲示板、パンフレット等により、住民に地域内の避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法について、防災の日等に年1回以上は広報を行うなど周知徹底を図る。

また、より多くの人々にこれらの内容を伝えることが出来るよう、視覚記号や多言語表示による掲示板の設置や周知を図る。

第5 学校、病院等施設における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留

意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておく。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに収容方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健・衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保、病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等について、あらかじめ定めておく。

4 その他の防災上重要な施設の避難計画

空港、高層ビル及び駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定める。

5 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、県外も含め市町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めることとし、村は、その策定に助言や協力、調整を行う。

第9節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

[総務課、健康福祉課、住民税務課]

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想される。

また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測される場所である。

村は、県等と連携して医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1 医療（助産）救護体制の整備

1 医療（助産）救護活動体制の確立

村は、災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

また、必要に応じ県に支援を要請するとともに、県中保健福祉事務所と災害医療ネットワークの確立を推進する。

- (1) 救護所の指定、整備と住民への周知
- (2) 救護班の編成体制の整備

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

村は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄実施事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

3 血液確保体制の確立

村は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について住民への普及啓発を図る。

4 後方医療との連携体制の整備

(1) 後方医療機関

県は、救護所や救急告示医療機関等では対応できない重傷者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行う後方医療機関として、二次医療圏単位に地域災害医療センターを指定している。

また、この機能に加え要員の訓練・研修機能を有する基幹災害拠点病院が一箇所指定されている。

村は、平時より地域災害医療センターとの連携を図る。

(2) 後方医療機関の受け入れ状況等の連絡体制の整備

村は、救護所、医療機関及び消防本部等の間における十分な情報連絡機能を確認するため、災害救急医療システムの構築を図る。

5 傷病者等搬送体制の整備

(1) 搬送手段の確保

村及び消防本部等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の搬送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保する。

(2) 搬送経路

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路を確保する。

(3) ヘリコプター搬送

ドクターヘリコプター離発着箇所の指定と後方医療機関までの搬送体制を確立する。

6 医療関係者に対する訓練等の実施

村は、県と連携のもと、災害発生時に迅速かつ円滑な医療（助産）救護活動が行われるよう、医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

第2 防疫対策

1 防疫体制の確立

村は、被災地における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

村は、防疫用薬剤及び資器材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

3 感染症患者等に対する医療体制の確立

村は、災害の発生による、感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下「患者等」という。）の発生が予測されることから、感染症指定医療機関の整備と患者等の移送体制の確立を図る。

第3 応援医療体制の整備

1 広域的医療協力体制の確立

災害時に、多くの負傷者が発生した場合、村内医療機関における医師の不足、医療資器材の不足が生ずる可能性がある。これら広域かつ多くの救護を行うため、村及び関係医療機関は広域的医療応援協力を得るための調整・整備を図る。

2 応援要請のための情報連絡体制の整備

村は、災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資器材の調達等全ての医療救護局面において、広域的な応援協力について情報連絡するための連絡網にを県、関係市町村及び関係機関との間で調整し、整備を図る。

第10節 食料等の調達・確保及び防災倉庫等の整備

[総務課、企画産業課、議会事務局、農業委員会]

村及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資器材等の整備を図る。

また、住民は、最低3日分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておく。

第1 食料、生活物資の調達及び確保

1 食料

- (1) 村は、住民に最も身近な行政主体として地域住民の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめ食料関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料調達に関する協定を締結するなど、食料調達体制の整備に努める。
- (2) 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、粉ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとし、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮する。
- (3) 村が備蓄を行うにあたっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。
備蓄数量の設定にあたっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。
- (4) 村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対して3日分の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (5) 村は、災害応急対策に従事する職員用として食料の備蓄に努める。

2 生活物資

- (1) 村は、住民に最も身近な行政主体として、必要に応じ、生活物資の備蓄を行うとともに、販売業者等と物資調達に関する協定を締結するなど、生活物資の調達体制の整備に努める。
なお、備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて決定する。
- (2) 備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、簡易トイレ、災害時要援護者向け用品などが考えられる。
また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討する。
- (3) 村が備蓄を行うにあたっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。
備蓄数量の設定にあたっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、

近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

- (4) 村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、生活物資や非常持出品を日頃から備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努める。

第2 飲料水の確保

1 応急飲料水の確保

- (1) 村は、発災後3日間は被災者1人1日3リットルに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資器材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。
- (2) 村は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について、検討する。
- (3) 村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対して3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (4) 村は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

2 資器材等の整備

村は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資器材の整備に努める。

また、県の指導のもと、応急飲料水確保対策のために行う非常用飲料水貯留施設等の設置に努める。

第3 物資等輸送力の確保

1 一般物資輸送力の確保

村は、災害発生時に緊急支援物資等の輸送を行うトラックの台数の把握や輸送事業者等との災害時応援協定の締結に努め、県と連携のもと、一般物資輸送力の確保に努める。

2 燃料輸送力の確保

村は、災害発生時に需要が急増するガソリンや灯油等の輸送を確保するため、燃料輸送事業者やタンクローリー等の台数の把握など、燃料輸送力の確保に努める。

第4 防災倉庫等の整備

1 防災倉庫の整備

村は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資器材倉庫の整備に努める。

また、公用施設、公共施設の整備を進め、災害応急対策従事職員用の備蓄スペースの確保を図るとともに、学校の空き教室等、既存の不用となった施設の活用についても検討を行い、資器材等の保管場所の確保に努める。

2 防災資器材の整備

村は、災害時に必要とされる救出用などの応急活動用資器材（エンジンカッター、発電機、投光機等）の整備充実を図る。

また、長期間の避難者受け入れが可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置等の資材整備に努める。

第11節 災害時相互応援協定の締結

[総務課、企画産業課]

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。

また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力を積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、様々な場面で企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

第1 自治体間の相互応援協力

1 県内市町村間の相互応援協定

市町村間の相互応援協定については、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間での相互応援協定の締結を検討する。

2 県外の市町村との相互応援協定

災害発生時は、県外市町村との相互応援協定による職員派遣や支援物資等のプッシュ型支援、避難者の受け入れなどが有効となるため、相互応援協定の締結を検討する。

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定

災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要となる場合に備え、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体との応援協定の締結を推進する。

1 食料、生活必需品等の供給

村は、スーパーマーケット、ホームセンター、卸売業者等、店舗や流通に在庫を有する企業等との食料や生活必需品の供給に関する協定の締結を推進し、災害発生後の時間経過により変化する被災者のニーズに応じた物資の調達を行える体制の整備を図る。

2 物流、物資配送等の災害対応業務

村は、民間の倉庫を支援物資の受け入れ拠点として位置づけ、事業者による物資の管理、受払い、運送業務等を委託できるよう、民間事業者・団体との災害時応援協定の締結を推進し、災害対策本部との連携体制を整備する。

3 燃料等の確保

村は、災害業務従事車両や協定に基づく食料等物資搬送車両の燃料の確保及び村役場、防災拠点施設等の自家発電用燃料を確保するため、県と連携し、ガソリン等燃料について確保するための体制を構築するとともに、村内石油取り扱い業者等との災害時応援協定を締結することにより、災害発生時の燃料の確保及び安定供給のための体制整備に努める。

また、災害発生時の災害業務従事車両や物資運搬車両等への優先給油についても検討する。

第3 応援協定の公表

村は、民間事業者及び団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について

公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努める。

第4 連絡体制の整備

村は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実にできるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行う。

また、協定締結先においては、災害発生時に村等からの支援要請があった場合、速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努める。

第12節 防災教育

[総務課、住民税務課、教育委員会、消防団]

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

第1 住民に対する防災教育

村及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を中心に住民への防災知識の普及啓発活動に努めるとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進に努める。

また、村は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、ハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設に設置するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

1 実施の時期

普及啓発事項	予防運動	期間
風水害予防に関する事項	水防月間	5月～9月 5月1日～5月31日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 がけ崩れ防止週間 山地災害防止キャンペーン	6月1日～6月30日 6月1日～6月7日 5月～6月
火災予防に関する事項	春季全国火災予防運動 秋季全国火災予防運動	3月1日～3月7日 11月9日～11月15日
雪害予防に関する事項	雪崩防災週間	12月～3月 12月1日～12月7日
地震災害に関する事項	防災とボランティア週間 防災とボランティアの日 防災週間 防災の日	1月15日～1月21日 1月17日 8月30日～9月5日 9月1日

2 普及の内容

防災知識の普及啓発にあたっては、災害発生時の心得等災害に関する一般的な知識とともに、3日分の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備や家具等の転倒防止等、家庭での予防・安全対策、村防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握等、住民一人ひとりが日頃から心がけておくべき実践的な事項について十分配慮したものとする。

3 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、住民一人ひとりに十分内容が理解できるものとするほか、様々な広告媒体の積極的な利用を図る。

第2 防災上重要な施設における防災教育

空港、病院、社会福祉施設、ホテル及び旅館等の不特定多数の者を収容する施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、村及び防災関係機関は、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図る。

第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

村及び防災関係機関は、災害時における適切な判断及び各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的に行うなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織の形成を図る。

第4 学校教育における防災教育

1 趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすること等、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫し、特に災害発生時の安全な行動の方法については実態に即した具体的な指導を行うよう努める。

2 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりや訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施など内容を工夫するとともに、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用などにより避難訓練の活性化を図る。

3 教科目による防災教育

教科においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習の時間」のほか、「防災教育」を組み込み、これらの教科目を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行う。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、「自分の命は自ら守る」といった意識や防災活動を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断のもとに安全で迅速な行動ができるようにする。

4 教職員に対する防災研修

教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に行う。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 消防学校の防災教育

住民の願いである「安全で安心できる生活」を確保するため、教育訓練機能の拡充強化による消防団員の資質の向上を図るとともに、自主防災組織の指導者等に対する防災意識の普及啓発と教育の充実を図ることにより、21世紀の消防防災を担うにふさわしい人材の育成に努める。

1 消防団員の教育訓練の充実強化

近年の社会経済状況は、急激な都市化、山間部における過疎化、さらには高齢化の進展とともに、住民生活の多様化をもたらし、火災をはじめ災害の態様も複雑かつ大規模化してきているところである。

このため、消防に対するニーズも一層増大かつ高度化してきている。

村は、各種の災害に際して的確な判断と適切な対応をなし得る消防団員等を養成するため、消防学校における教育訓練への参加を促し、充実強化を図る。

2 自主防災組織の指導者等の教育の充実強化

災害発生時には、被災者及び地域住民自らの迅速的確な対応が極めて重要である。

また、阪神・淡路大震災を契機とした住民の防災意識の高揚や災害ボランティア活動への関心が高まりつつあることから、村は、自主防災組織、自衛消防隊、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の指導者や防災担当者に、県等が実施する教育への参加を促し、防災意識の普及啓発と教育の充実を図る。

第13節 防災訓練

[総務課、住民税務課、消防団]

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

このため、村は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、村防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の参加についても配慮する。

第1 総合防災訓練

1 概要

村は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者も含めた地域住民等の参加のもとに、総合的な防災訓練を毎年実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

2 訓練項目

防災訓練は次のような項目を実施することとし、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練も適宜取り入れて行う。また、必要に応じて他市町村との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施する。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（災害時要援護者誘導を含む）、救助、救急
- (3) 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- (4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受け入れ、ボランティアセンターの設置
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- (6) 上水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- (7) 救援物資緊急輸送及び受け入れ・仕分け、備蓄品の供与等

第2 個別訓練

1 概要

村及び防災関係機関は、上記第1に掲げる総合防災訓練のほか、必要に応じて個別訓練を実施する。

2 個別訓練の種類

訓練	内容
水防訓練	<p>村及び防災関係機関は、水防訓練を実施し、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、情報伝達の迅速化及び資料管理等の確認を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図る。</p>
通信訓練	<p>村及び防災関係機関は、大雨、洪水等の情報の受伝達、地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。</p> <p>なお、実施の際は、村防災行政無線、衛星携帯電話、電子メール等の多重化した通信施設及び非常電源設備を使用し、有効に活用できるよう備える。</p> <p>また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、東北地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。</p>
動員訓練	<p>村及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。</p> <p>また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。</p>
玉川村災害対策本部運営訓練	<p>村及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、村に派遣された情報連絡員（リエゾン）との連絡等、本部の運営を適切に行うため、玉川村災害対策本部運営訓練を実施する。</p>
土砂災害防災訓練	<p>村及び防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。</p>
避難所設置運用訓練	<p>村は、県中地方振興局と連携し、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び行政区、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運用訓練を実施する。</p>
その他の訓練	<p>村は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。</p>

3 訓練の評価と村防災計画等への反映

村は、訓練の実施後においては村防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1 概要

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力のもと、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日頃から訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

2 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的実施する。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、村、消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努める。

3 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、村及び消防本部等の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努める。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び災害時要援護者の安全確保訓練などを行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

4 一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、村をはじめとした防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災意識の普及啓発、高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種防災訓練への積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等、防災行動の継続的な実施に努める。

第14節 自主防災組織の整備

[住民税務課、公民館]

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、村及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分達で守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日頃から積極的に活動を行うことが重要である。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせることが重要となる。

第1 自主防災組織の育成指導

村及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努める。

また、村は自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資器材の整備や活動拠点の整備に努める。なお、その際には、女性の参画の促進に努める。

第2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成にあたっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区単位の規模で編成する。

なお、組織の編成にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- (3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置付けを図る。
- (4) 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

第3 自主防災組織の活動

1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載する。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所
- (3) 訓練計画

- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他の防災資器材等の配置場所の周知及び点検方法

2 日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、集会、各種行事等を活用し、日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

なお、民生・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる災害時要援護者の確認にも努める。

(2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日頃から各種訓練等を行い、隊員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟し、また、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、村及び消防本部等の協力のもとに、次のような訓練を実施する。

ア 災害情報の収集伝達訓練

災害時における防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

イ 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資器材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

ウ 救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関等が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資器材の使用方法や自動体外式除細動器(AED)の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防機関・保健所・日赤等の指導のもと、適切な応急処置方法の習得に努める。

エ 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資器材を利用して食料を確保したり、配給方法などについて習熟を図る。

オ 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができる体制を整備する。

また、避難に際しては、災害時要援護者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行う。

カ 避難所運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、村との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。

(3) 防災用資器材等の整備・点検等

自主防災組織は災害時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資器材の整備に努めるとともに、資器材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備える。

第4 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努める。

このため、村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

また、村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。

第15節 災害時要援護者予防対策

[健康福祉課]

高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「災害時要援護者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。
こうした状況を踏まえ、今後は、災害時要援護者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

第1 社会福祉施設等における対策

1 施設等の整備

社会福祉施設等の利用者は要介護高齢者や障がい者（児）等が多数を占めており、災害時には移動等の問題などから「災害時要援護者」となるため、施設の管理者は、施設そのものの安全性を高めることが重要である。

2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にする。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや照明の確保が困難であること等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、村と連携のもと、社会福祉施設等相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど、施設が被災した後の対応についても検討する。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、村の指導のもと、緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の

麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施する。

第2 在宅者に対する対策

1 災害時要援護者避難支援プランの作成

村は、災害発生時に在宅の災害時要援護者を安全に避難させるため、災害時要援護者避難支援プランを策定する。

さらに、災害時要援護者の名簿を整備するとともに、避難支援プラン（個別計画）の策定を積極的に行う。

避難支援プラン（個別計画）の策定にあたっては、本人の同意を得ることを前提に、村が定める個人情報保護条例の規定に留意しながら、援護者となる行政区や自主防災組織等とも連携しながら策定を進める。

2 情報伝達体制の整備

村は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障害のある知的障がい者）、等の安全を確保するため、災害時要援護者消防緊急システム等による情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講ずる。

3 防災知識の普及・啓発

村は、災害時要援護者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

4 支援体制及び避難用器具等の整備

村は、発生時に災害時要援護者を適切に避難誘導するため、民生委員等と連携を図り、行政区、自主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から収集し、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画の策定に努める。

特に発災初期においては、村等の防災関係機関の対応が著しく制限されることから、行政区、自主防災組織等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、村は、災害時要援護者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努める。

第3 病院入院患者等対策

村は、病院、診療所等施設管理者に対し、入院中の要介護高齢者及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、避難救助が容易な構造・設備を有する病室に収容するなど、特別な配慮をするよう指導する。

第4 外国人に対する防災対策

村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「災害時要援護者」として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づく

りに努めるとともに、外国人登録時等の多様な機会に防災対策の周知に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 広域避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- (4) 外国人の雇用又は接触する機会が多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第5 避難所における災害時要援護者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

村が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむを得ずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努める。

また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要援護者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努める。

2 福祉避難所の指定

村は、老人福祉センター、防災拠点型交流スペースを有する施設、特別支援学校等、避難所の生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定する。

また、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受け入れ体制を構築する。

第16節 ボランティアとの連携

[健康福祉課、社会福祉協議会]

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの申し入れに対して、村及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図る。

また、ボランティアの受け入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を援助するものがある。

村は、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努める。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

村は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように日本赤十字社福島県支部、社会福祉協議会及び県社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努める。

また、消防職員OBを対象とした消火・救急救助ボランティア等のボランティア登録制度の導入について検討する。

なお、応急危険度判定士については、県土木部において認定登録を行っている。

第3 ボランティアの受け入れ体制の整備

1 村からの情報提供

ボランティア、特に被災地域外からのボランティアは、活動を行うにあたって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのかなど、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。

そのため、村は、関係機関等と連携を図りながら、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報収集・提供の窓口を設けるなど、情報提供に努める。

なお、情報提供の際には、県、県の医療、福祉等各担当部局とも連携し対応する。

2 コーディネート体制の整備

村は、社会福祉協議会等のボランティア関係団体と連携を図りながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を確立する。この場合において、行政組織内にボランティアセンターを設置することは、村の行う災害応急対策の支障となること、また、自発性に基づくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、ボランティア関係団体が組織運営の主体となるよう努める。

また、村は、県と連携のもと、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討しておくとともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施する。

3 ボランティア保険

村及び社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア保険の普及啓発を図る。

また、ボランティアの募集を行った場合等のボランティア保険の公的助成についても検討する。

第4 ボランティアの種類

ボランティア活動には、自分の時間と労務を被災地に提供することを主目的とする一般ボランティアと、専門知識、技能を有する専門職ボランティアの2つが考えられる。

専門職ボランティアには、医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは寮母等の経験をもつ介護ボランティア、外国人への通訳を行う通訳ボランティア、消防・警察業務に知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、災害時に於いてボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。

村は、専門職ボランティアやボランティアコーディネーター等の育成方法等について検討する。

第17節 危険物施設等災害予防対策

[総務課、須賀川地方広域消防本部]

台風等風水害による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図る。

第1 危険物施設災害予防対策

1 現況

現在、石油類をはじめ種々の危険物は、エネルギー源、各種産業における原材料として欠くことができず、また、生活様式の高度化により広く一般家庭に浸透している。

村は、危険物による災害を未然に防ぐため、増加する危険物取扱所に対し有効な指導ができるよう、消防本部と連携して危険物行政の指導を行い、危険物取扱者の資質向上及び自主保安体制の確立を目的に危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業を消防関係機関等の協力のもとに実施している。

2 防災体制の確立

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏洩、延焼等の二次災害の発生防止に努め、また、二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

3 事業計画

(1) 施設強化計画

危険物取扱事業者は、災害発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険物取扱施設が消防法等に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底し、また、危険物の漏洩、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努める。

(2) 予防教育計画

危険物取扱事業者は、事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図る。

(3) 防災資器材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資器材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行う。

(4) 防災訓練の実施

災害発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施する。

(5) 自主保安体制の確立

村は、関係事業所の自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生を抑止するため、消防本部と連携し、次の措置を講ずる。

ア 危険物取扱者制度の効果的運用

(イ) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

(イ) 危険物取扱者保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知等により受講率の向上を図る。

イ 施設の維持管理及び危険物取扱い等の安全確保

(ア) 危険物施設保安員の選任を指導する。

(イ) 危険物の取扱い等について技術上の基準を遵守するよう指導する。

(ウ) 危険物取扱い等の安全確保のため予防規定の作成及び必要に応じて見直しを指導する。

4 安全対策の強化

村は、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の消防本部等による予防査察指導の強化、効率化を図る。

第2 火薬類施設災害予防対策

1 現況

火薬、爆薬をはじめとする火薬類は、土木、採石、鉱山などの幅広い産業分野において活用されており、火薬類の製造、貯蔵、消費、移動等に当たっては、社員等に対し、保安教育等災害防止対策を行っている。

また、県において、火薬類の爆発等の災害防止及び盗難を防止するため、保安検査、立入検査及び保安指導を実施している。

2 防災体制の確立

製造業者、販売業者及び消費者（以下「関係事業者」という。）は、災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

3 事業計画

(1) 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の強化計画

ア 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の構造物（以下「施設等」という。）は、火災等による爆発等防止及び盗難防止を図るため、火薬類取締法に基づく管理を徹底する。

また、火薬庫については、火薬庫定期自主検査指針に基づき、定期的に自主検査を行う。

イ 貯水槽等の消防用設備は、常に良好な状態に維持する。

(2) 予防教育計画

ア 火薬類取扱保安責任者及び従事者に対し、手帳制度に基づく再教育講習、保安教育講習を受講させ、災害防止及び盗難防止の徹底を図る。

イ 関係事業者は、保安教育計画に基づく保安教育を実施し、保安の促進を図る。

(3) 防災資器材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資器材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行う。

(4) 防災訓練の実施

水害等発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施する。

(5) 関係事業者の自主保安体制

関係事業者は県の指導のもと自主保安体制の促進を図る。

第3 高圧ガス施設災害予防対策

1 現況

高圧ガスについては、化学工場をはじめとして各種工場、冷凍倉庫から病院に至るまで幅広く使用されており、高圧ガスの製造、貯蔵、消費、移動等に当たっては、社員等に対し、保安教育等災害防止対策を行っている。

また、県において、ガスの漏洩、爆発、火災による災害を防止するため、高圧ガス製造事業所等に対する保安検査、立入検査及び保安指導を実施している。

2 防災体制の確立

高圧ガス製造事業者等は、災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

3 事業計画

(1) 災害予防のための設備計画

過去の風水害等による被害想定を行い、設備等の強化を段階的に実施する。

(2) 予防教育計画

保安統括者及び製造保安係員等に対し、保安教育講習を実施し、災害防止の徹底を図る。

(3) 防災資器材の整備等

復旧作業に必要な防災資器材等を整備しておく。

ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておく。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮し、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施する。

(5) 関係事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

高圧ガス製造事業者等及び関係団体は、県の指導のもと、自主保安体制の促進を図る。

第4 毒物・劇物施設災害予防対策

1 現況

毒物・劇物については、化学工場をはじめとして各種工場での原料等に幅広く使用されており、毒物・劇物の製造、貯蔵、取扱、運送に当たっては、災害発生の際の毒物劇物が取扱施設等から飛散し、漏れ、しみ出しもしくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる災害を防止するため、県においては、毒物劇物取扱施設等に対する立入検査を

実施するとともに、危害防止対策の指導を実施している。

2 防災体制の確立

毒物劇物取扱事業者は、水害等の災害発生に伴う毒物・劇物の製造、販売、貯蔵等の取扱施設からの飛散し、漏れ、しみ出しもしくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる災害に備え、毒物劇物危害防止規定に基づく組織体制及び緊急連絡等情報網並びに初動措置として実施すべき事項について、整備する。

3 事業計画

(1) 毒物劇物取扱事業所の強化計画

ア 毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が毒物及び劇物取締法（以下この項目について「法」という。）に規定する技術上の基準に適合し、維持されているかについての定期自主検査を徹底する。

また、運送においては、交通事故等に十分注意し、法に規定する運搬の基準を遵守する。

イ 消防用設備は、常に良好な状態に維持する。

(2) 予防教育計画

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、事業所従事者に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害防止の徹底を図る。

(3) 防災資器材等の整備

毒物劇物取扱事業者は、取り扱う毒物・劇物に対する保護具、中和剤等防災資器材の整備及び点検を行い、常に良好な状態に維持する。

(4) 防災訓練の実施

毒物劇物取扱事業者は、災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した防災訓練を行う。

(5) 毒物劇物取扱事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

毒物劇物取扱事業者及び関係団体は、県の指導のもと、自主保安体制の促進を図る。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部体制

[全課]

村及び防災関係機関は、村に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び村防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動に協力する。

第1 災害応急対策の時系列行動計画

1 時系列行動計画作成の意義

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、村、県、他市町村、防災関係機関、並びに住民に周知することは、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、各部局における業務継続計画（BCP）にも関連するものである。当然のことながら、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応するべきものである。

2 初動対応において重要な対策

住民の生命を守るために必要な初動対応については、次のとおりである。

(1) 災害発生後1時間以内

- ア 住民への速やかな避難指示、誘導
- イ 災害対策本部の設置、本部員会議の開催、住民に向けての情報提供
- ウ 通信連絡網の確立
- エ 被害情報の収集・発信

(2) 災害発生後3時間以内

- ア 自衛隊、消防庁（緊急消防援助隊）、災害時応援協定による他市町村、県等への応援要請
- イ 避難所の開設、応急給水開始
- ウ 避難用輸送手段、緊急輸送路等の確保
- エ 各種公共施設の安全対策

(3) 災害発生後6時間以内

- ア DMAT、広域援助体制による救助活動
- イ 応急復旧作業
- ウ 被害情報とともに安心情報の発信
- エ 広域避難の調整

3 時系列行動計画

(1) 災害発生後1時間以内～6時間以内

No.	災害応急対策	担当班	災害発生後1時間以内	3時間以内	6時間以内
1	災害対策本部体制	情報連絡 広報班	●災害対策本部の設置 ●関係機関への通知 ●第1回本部員会議開催	●第2回本部員会議開催 (以降、適時開催)	
2	情報連絡	情報連絡 広報班 (各班)	●情報収集 ●県からの情報連絡員の 受け入れ	●定期的な情報収集	
3	通信の確保	情報連絡 広報班	●防災行政無線等の確認	●使用可能な通縁信手段 の通知 ●緊急通話の確保	●アマチュア無線協力要 請 ●伝言ダイヤル等活用周 知
4	ホームページ メール等	情報連絡 広報班	●緊急配信メール ●避難指示、情報発信	●災害対応状況のホーム ページ掲載 ●災害情報の掲載	●ミラーサーバ等の設置
5	災害情報収集 伝達	情報連絡 広報班(各 班)	●県への被害第一報報告	●先遣隊派遣による情報 収集 ●県等からの情報収集 ●定期的な被害報告	
6	広報計画	情報連絡 広報班	<知事緊急メッセージ発信> ●住民への情報提供	●被害即報マスコミ提供	●安心情報の適時提供
7	職員の動員	情報連絡 広報班(各 班)	●職員全員登庁 ●指定職員が本部へ参集 ●職員登庁先、安否確認		
8	相互応援協力	情報連絡 広報班		●協定に基づく応援要請	●県への応援要請 ●広域応援の受け入れ準 備
9	自衛隊災害派 遣	情報連絡 広報班	●県への派遣要請	●県による自衛隊派遣要 請 ●受け入れ体制、作業計 画作成	<自衛隊による救援活動 開始> ●自衛隊活動拠点への連 絡員の派遣
10	消火活動	消防班	●地域による初期消火活 動	●県内広域応援による消 火活動 ●緊急消防援助隊、広域 応援ヘリの要請と受け 入れ体制の整備	●緊急消防援助隊による 消火活動
11	救助・救急	救護班	●地域による救急活動	●県内広域応援による救 急活動	
12	避難・避難所	避難対策 班	●避難指示・勧告 ●住民への周知 ●避難場所の確保	●避難所の開設、周知	●県等への避難所設置要 請 ●広域避難の調整要請
13	医療救護	救援班	●医療機関情報の収集 ●石川郡医師会等の本部 参画 ●県への応援要請準備	●薬品等の調達要請 ●救護所の設置 ●県への応援要請	<DMAT 活動開始>
14	道路の確保	建設班	●被害状況の収集	●道路開通状況の広報 ●緊急輸送路の啓開作業	●協定事業者と連携し道 路確保

No.	災害応急対策	担当班	災害発生後1時間以内	3時間以内	6時間以内
15	緊急輸送(空輸)	企画班	●被害状況の収集	●ヘリ臨時離着陸場の使用可能状況調査 ●物資受け入れ機能の回復	●緊急輸送物資受け入れ
16	緊急輸送対策(トラック・バス等)	企画班 物資調達班		●運用可能車両把握と確保	●避難者等輸送
17	警備活動及び交通規制	消防班(警察本部)	●避難誘導 ●救助活動	●緊急輸送路の確保 ●交通規制実施、周知	<緊急通行車両証明書発行>
18	防疫及び保健衛生	衛生班		<県防疫本部の設置>	●防疫活動実施
19	ペット救護	避難対策班			●獣医師会等への支援要請
20	救援対策(食料、生活必需品)	物資調達班		●応急給水の開始 ●物資受け入れ拠点の選定	●食料必要数の情報収集 ●協定先との協議
21	救援対策(トイレ、入浴等)	避難対策班			●県又はレンタル業者に仮設トイレ等の調達要請
22	義援物資、義援金受付	避難対策班		●個人等の物資受け入れ辞退周知	
23	建築物応急危険度判定	建設班			●被災地区、建築物の把握 ●応援要請
24	死者の捜索、遺体の取扱い	避難対策班			<捜索活動開始>
25	上水道応急対策	水道班	●被害状況調査	●状況の広報 ●重要施設から復旧作業	●県への復旧支援要請 ●日本水道協会への要請
26	下水処理施設応急対策	水道班	●被害状況調査		
27	道路施設応急対策	建設班 消防班	●被害状況調査	●緊急輸送路等の復旧作業 ●交通規制 ●交通整理員の派遣	●緊急通行路情報広報
28	河川管理施設応急対策	建設班	●水防警戒、水門操作 ●被害状況調査	●危険箇所の安全対策	●応急復旧作業
29	砂防施設	建設班	●災害後点検	●危険箇所の安全対策(危険に応じ避難指示等)	●応急復旧作業
30	ため池施設	農政班	●緊急点検	●危険箇所の安全対策(危険に応じ避難指示等)	●応急復旧作業
31	公共建築物	建設班	●利用者の安全な誘導 ●被害状況調査	●危険箇所の安全対策 ●避難所受け入れ準備	●応急復旧作業
32	児童生徒保護、応急教育対策	教育調査班	●児童生徒の安全な避難 ●被害状況調査	●(安全な場合)家族へ引渡し ●避難所受け入れ準備	

No.	災害応急対策	担当班	災害発生後1時間以内	3時間以内	6時間以内
33	文化財応急対策	教育調査班		●被害情報収集	
34	要援護者等対策	救護班	●地域による要援護者への声かけ、避難誘導	●福祉避難所の開設	●避難状況の把握 ●社会福祉施設等へ受け入れ要請
35	ボランティア連携	救護班		●社会福祉協議会と協議	<ボランティア相談窓口設置>
36	災害救助法の適用	情報連絡広報班	●4号適用の検討	●県からの適用報告受領	

(2) 災害発生後12時間以内～1週間以内（新たに実施すべきもののみ記述）

No.	災害応急対策	担当班	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内
1	災害対策本部体制	情報連絡広報班				●業務量に応じ本部体制の見直し
2	相互応援協力	情報連絡広報班		●県からの派遣職員の受け入れ	●広域応援職員の受け入れ	
3	避難・避難所	避難対策班	●避難所自主運営組織の確立 ●旅館ホテル等の二次避難所開設要請	<県による警備業協会へ警備派遣要請>	●小規模避難所の集約 ●旅館ホテル等への二次避難開始	
4	医療救護	救援班	●血液の確保			
5	緊急輸送対策	企画班 物資調達班	●支援物資輸送			
6	警備活動及び交通規制	消防班(警察本部)	(必要に応じて随時)			
7	防疫及び保健衛生	衛生班	●給水、炊出等食品衛生指導 ●井戸水等水質検査		●被災地の消毒、ネズミ等駆除	●避難所の衛生指導、食事栄養指導
8	メンタルヘルズケア	衛生班			●カウンセラー、相談員等による巡回	
9	ペット救護	避難対策班			●ペット同伴可避難所広報 <放置ペットの救援活動>	●被災ペットシェルターの設置
10	廃棄物処理	衛生班	●ごみ収集体制・し尿処理体制の構築、仮置き場の検討 ●広域収集処理応援要請		●がれき処理の検討	
11	救援対策(食料、生活必需品)	物資調達班	●備蓄品による供給 ●生活必需品の必要数収集 ●毛布等の避難所への提供	●協定先から食料・物資供給 ●一般的生活必需品の提供	●ニーズに応じた物資の提供	

No.	災害応急対策	担当班	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内
12	救援対策 (トイレ、入浴等)	避難対策班	●避難所等へ仮説トイレ設置	<県から自衛隊への入浴施設派遣要請>	●旅館、公共施設等入浴施設への協力要請	
13	義援物資、義援金受付	避難対策班	●義援物資要請取りまとめ公表	●義援金受付口座公表		
14	建築物応急危険度判定	建設班		●応急危険度判定の実施		
15	災害相談窓口	情報連絡広報班 避難対策班		●相談員配置検討	<県による電話専用窓口の設置>	●避難所への相談員巡回開始
16	仮設住宅建設、借り上げ住宅	建設班 資材班		●仮設住宅の必要戸数把握	●仮設住宅、借り上げ住宅計画の方向性作成	
17	住宅応急修理	建設班 資材班				●住宅応急修理計画の検討
18	死者の捜索、遺体の取扱い	避難対策班	●県等への支援要請 ●火葬場の稼働状況確認 ●ドライアイス・棺等の確保	●遺体収容所の設置 ●応援を含む検死・検案体制の確立	●火葬の開始	
19	下水処理施設応急対策	水道班		●復旧計画策定	●復旧作業	
20	児童生徒保護、応急教育対策	教育調査班		●授業再開方針の検討	●学用品要望調査 ●応急教育場所の準備	●学用品の給与 ●授業の再開
21	文化財応急対策	教育調査班	●応急修理、現状保存		●保管場所被害の際の移転作業等	
22	要援護者等対策	救護班	●外国人向け相談窓口、インターネット情報掲載		●ヘルパー、ボランティア等の応援受け入れ	
23	ボランティア連携	救護班	<ボランティアセンター設置>	<ボランティア活動調整>		
24	災害救助法の適用	情報連絡広報班	●県への被害状況の報告	●県からの適用報告受領		

第2 災害対策本部の設置

1 設置基準

本部長（災害対策本部設置前においては、村長又は村長不在時の決定者とする。以下、同様に読み替える。）は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準により災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく玉川村災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各部長へ連絡するとともに配備体制をとる。

- (1) 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- (3) 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

2 解散基準

本部長は、災害発生後における災害応急対策が概ね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、災害対策本部を解散する。

3 災害対策本部の設置・廃止時の通報先

本部長は、災害対策本部を設置、又は廃止したときは、次に掲げる者のうち必要と認める者に口頭、電話、放送又は広報車で伝達・通報する。

- (1) 知事
- (2) 住民・隣接市町村・防災関係協力団体
- (3) 石川警察署・須賀川地方広域消防本部
- (4) 指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (5) 玉川村防災会議委員・災害対策本部員・災害相互応援協定を締結している自治体等
- (6) 陸上自衛隊（陸上自衛隊郡山駐屯地）

4 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として村役場総務課に設置する。

なお、村役場及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により設置場所を選定するが、本部長の判断により変更することができる。

第1位 村長室	第2位 北庁舎会議室	第3位 議会議場
---------	------------	----------

5 村長不在時の決定者

大規模災害時に村長が不在等で、村長による災害対策本部の設置決定が困難な場合は、副村長が決定し、それも困難な場合には教育長を第2順位、総務課長を第3順位とする。

また、自衛隊への災害派遣要請など緊急を要する判断について、村長不在時等の非常時にも、前述と同様の対応とする。

6 玉川村災害対策本部組織及び編成

村本部の組織編成及び事務分掌は、「資料編 玉川村災害対策本部組織」のとおりとするが、その概要は次のとおりである。

【災害対策本部】		
本 部 員 会 議	本部長	村長
	副本部長	副村長 教育長
	本部員	総務課長 企画産業課長 住民税務課長 健康福祉課長 地域整備課長 教育課長 議会事務局長 会計管理者 公民館長 消防団長
	総務部	・情報連絡広報班
	住民部	・資産調査班 ・避難対策班
	福祉部	・衛生班 ・救護班 ・給食班
	企画産業部	・物資調達班 ・企画班 ・農政班
	建設部	・建設班 ・資材班 ・水道班
	教育部	・教育調査班
	会計部	・出納班
	警備消防部	・消防班
	現地災害対策本部（必要に応じて設置）	

(1) 本部員会議

本部長は、村の災害対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

- ア 災害応急対策の実施及び調整に関すること
- イ その他重要事項に関すること

(2) 本部の各部・各班

- ア 部に部長及び必要に応じて副部長を置く。
- イ 班に班長を置き、班員は班長の所属の職員をもってあてる。

(3) 現地災害対策本部

ア 設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

イ 組織編成

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもってあてる。

ウ 所掌事務等

現地災害対策本部の所掌事務等は、その都度、本部長が定める。

第3 国・県の現地対策本部との連絡調整

国あるいは県の災害対策本部による現地対策本部が設置された場合は、当該現地対策本部と連絡調整を図りつつ、国・県が実施する対策に対して協力等を行う。

第4 災害救助法が適用された場合の体制

村に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における村の救助体制についても、県の指導のもと、あらかじめ定めておくものとするが、原則として「資料編 玉川村災害対策本部組織」と同様の体制とする。

第5 指定地方行政機関等の活動体制

1 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するため、災害に対処するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員に配備及び動員の基準を定める。

2 職員の派遣

指定地方行政機関等の長は、本部長から災害応急対策を円滑に実施するため、職員の派遣要請があった場合において、必要があると認めるときは、その所属職員を派遣する。

第2節 職員の動員配備

[全課]

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、村は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定める。

その際、村、県が一体となった体制がとれるよう、県防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。

第1 配備基準

1 災害対策本部設置前の配備

事前配備及び警戒配備に関わる指揮監督は総務課長が行う。

配備区分	配備体制	配備時期
事前配備	情報連絡のため、総務課、地域整備課の少数の人員をもってあたるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	(1) 大雨、台風期等において、気象注意報（大雨、洪水、強風注意報等）が発表され、なお警報の発表が予想されるときで、総務課長が配備を決定したとき。 (2) その他特に村長及び総務課長が必要と認めたとき。
警戒配備	各課長及び関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い、災害の発生とともに直ちに災害応急対策活動を開始できる体制とする。	(1) 大雨、洪水等の警報が発表されたとき。 (2) その他特に村長及び総務課長が必要と認めたとき。

2 災害対策本部設置後の配備

非常配備に関わる指揮監督は本部長（村長）が行う。

本部長は、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各部等の長を集め、配備体制をとる。

配備区分	配備体制	配備時期
第一非常配備	<p>発生災害に関係する各部各班の長は、所要人員を配置して災害応急対策活動ができる体制をとり、災害応急活動を実施する。</p> <p>事態の推移に伴い、第二非常配備体制に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係ある協力関係機関及び住民との連絡を密にして協力体制を強化する。〔災害対策本部体制〕</p>	<p>(1) 村内で局所的に災害が発生し、拡大のおそれがあるとき。</p> <p>(2) 複数の地域で災害の発生が予想されるとき。</p> <p>(3) その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。</p>
第二非常配備	<p>災害対策本部の全員及び協力機関をもって災害応急対策活動を実施する体制とする。〔災害対策本部体制〕</p>	<p>(1) 村内の複数又は全域にわたって災害が発生したとき。</p> <p>(2) 被害が甚大と予想されるとき。</p> <p>(3) その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。</p>

第2 各配備下における活動要領

1 事前配備

上記第1の配備基準により、配備区分が「事前配備」に区分される配備時期となった場合、総務課及び地域整備課のあらかじめ定められた職員は、次の措置を講じ、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制を整える。

- (1) 総務課長は、県（県中地方振興局）、その他関係機関と連絡をとり、気象情報、対策通報等を防災無線、広報車、その他の方法により住民に伝達するとともに、現地の情報を収集する。
- (2) 地域整備課長は、水位、流量等に関する情報を収集するとともに、危険区域の情報を収集し、総務課長に報告する。
- (3) 総務課長は、必要に応じ村長に報告するとともに関係課長に連絡する。

2 警戒配備

上記第1の配備基準により、配備区分が「警戒配備」に区分される配備時期となった場合、下記第3の「配備編成計画」によりあらかじめ定められた職員は、次の措置を講ずる。

- (1) 各関係課長は、必要に応じ総務課長席に参集し、相互に情報を交換して、当該情勢に対応する措置を検討する。
- (2) 総務課長は、客観情勢を判断し当該情勢に対応する処置を検討して、必要に応じ村長へ報告の上、指示を仰ぐものとする。
- (3) 警戒配備につく職員は、所属する課等の所定の場所に待機する。
- (4) 各課長は、総務課からの情報又は連絡に即応して、随時待機職員に対し必要な指示を行う。
- (5) 総務課長は、災害の状況をとりとまとめ、速やかに村長に報告する。また、必要に応

じ、県（県中地方振興局）、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

3 第一非常配備（災害対策本部体制）

- (1) 第一非常配備は、災害対策本部の設置とともに活動を開始するものであり、本部の機能を円滑ならしめるため、本部を総務課内、又は災害の形態により本部長の指定する場所に開設し、本部室には、本部を示す本部標識を掲示する。
- (2) 関係部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化する。
- (3) 総務部長は、関係部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、応急措置について本部長に報告する。
- (4) 総務部長は、必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。
- (5) 関係部長は、次の措置をとるとともに、その状況を総務部長を通じて随時本部長に報告する。

ア 状況を所属職員に徹底させ、所要の人員を配置する。

イ 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。

ウ 装備、物資、設備、機械器具等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。

エ 必要に応じ、災害応急対策活動を実施する。

- (6) 本部長は、必要に応じ本部員会議を招集する。

4 第二非常配備（災害対策本部体制）

第二非常配備が指令された後及び被害が発生した後は、各部長は、災害活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時総務部長を通じ、本部長に報告する。

第3 配備人員

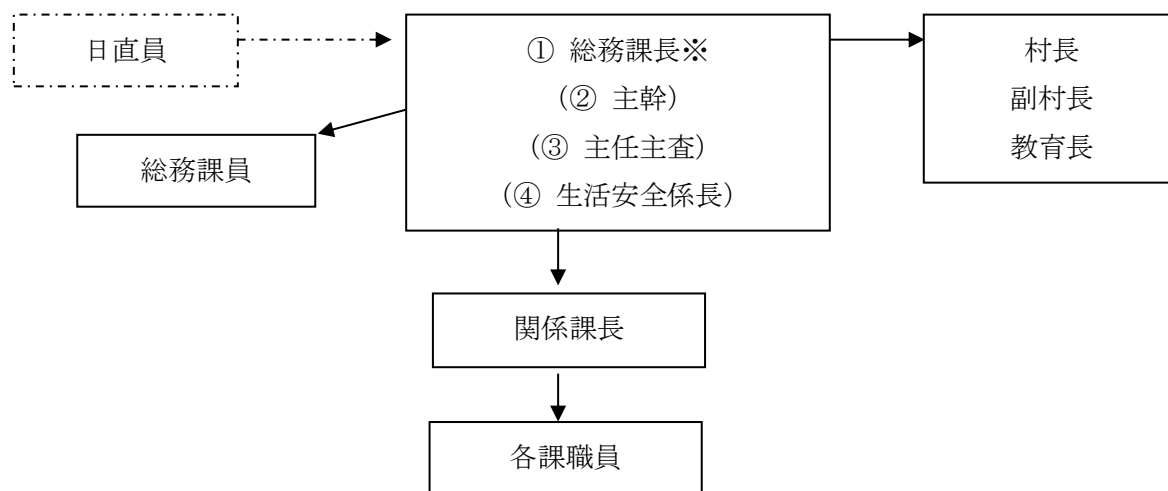
配備人員は、「資料編 配備編制計画」において、配備体制別に定める。

なお、災害の状況、特殊性を考慮して、本部長等の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができる。その際、職員配備ローテーション等に配慮する。

配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、村役場までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておく。

第4 動員伝達方法

動員の伝達は、総務課長より、一般加入電話等あらかじめ定められたルートにより行う。



※ ----- は、勤務時間外・休日みの伝達系統

※ () 担当者が不在時は次席の者へ連絡する

第5 非常参集等

1 非常参集

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、上記第4の動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行うものとし、所属において、直ちにその状況を各課長を通じて総務課長に報告する。

ただし、職員は、災害の状況により所属、又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、次に掲げる村の機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。

- (1) 自己の業務に関連する最寄りの村の機関
- (2) 村役場又は須釜支所

2 非常連絡

- (1) 休日における日直員は、災害の発生、気象警報の連絡を受けたときは、下記により電話でその旨を報告し指示を受ける。
- (2) 役場が不在となる夜間においては、関係防災機関から通報を受けた者（総務課職員等）は、下記により電話でその旨を報告し指示を受ける。

ア 村内に災害が発生したとき

日直員（総務課職員等）は次の区分に従い通報を行う。

通報の区分	通報先		通報の際の要領
	順位	職名	
人命建物その他下記以外に関するもの	1	総務課長	①災害の種別 ②発生場所 ③被害の概要を通報する。
	2	生活安全係長	
土木に関するもの	1	地域整備課長	※それぞれ不在の時は、次席の者
	2	建設係長	
農業に関するもの	1	企画産業課長	※それぞれ不在の時は、次席の者
	2	農政係長	
上記区分に対応して	3	村長	
	3	消防団長	

イ 気象警報又は水防の警報が発令されたとき

日直員（総務課職員等）は次の区分に従い通報を行う。

通報の区分	通報先		通報の際の要領
	順位	職名	
雨等に関する注意警報及び火災気象通報	1	総務課長	注意報・警報及び情報を受信したときは、速やかに関係者に通報する。
	2	生活安全係長	
水防警報に関するもの	1	総務課長	※それぞれ不在の時は、次席の者
	2	生活安全係長	
農業気象に関するもの	1	企画産業課長	※それぞれ不在の時は、次席の者
	2	農政係長	

(3) 課長等からの連絡

ア 日直員又は総務課職員等から連絡を受けた課長等は、日直員又は総務課職員等への指示事項がある場合は指示するとともに、配備の必要性を配備体制基準に基づき判断し、電話等により関係各課長へ連絡を行う。

イ 関係課長から所属職員への連絡は、上記第4と同様とする。

第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施

災害対策本部の各班長（災害対策本部設置前においては、各係の長とする。以下、同様に読み替える。）は、所属職員の配備状況及び所属職員以外の参集状況について、各部長（災害対策本部設置前においては、各課の長とする。以下、同様に読み替える。）を通じ、総務部長に報告する。本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする班があると認める場合は、指令情報班を通じて各班長に応援の指示を行う。

また、各班長は、職員や家族の安否確認を併せて行い、その状況を各部長に報告する。

第7 消防団員の動員

1 動員命令

消防団員の動員命令は、本部長が消防団長に対して行い、消防団長は、各分団に対して次のとおり命令する。

- (1) 動員を要する分団名
- (2) 動員の規模
- (3) 作業内容及び作業場所
- (4) 装備等
- (5) 集合時間及び集合場所
- (6) その他必要と認める事項

2 動員の規模、能力

動員の規模、能力については、「第2章 第7節 消防計画」による。

第3節 災害情報の収集伝達

[総務課]

村に風水害等の災害が予想されるとき、予・警報等の関係情報を迅速かつ確実に伝達する。

また、村に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであるため、迅速・的確に行う。

第1 気象注意報・警報等の伝達について

1 定義と種類

(1) 定義

予報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

注意報：気象現象により災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

警報：重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。

情報：気象等の予報に関係のある台風・その他異常気象等について、その実況や推移を説明するもの。

(2) 種類

ア 注意報

- ・気象注意報
 - ・地面現象注意報
(注意報事項を気象注意報に含めて行う)
 - ・浸水注意報 (注意報事項を気象注意報に含めて行う)
 - ・洪水注意報
 - ・水防活動用気象注意報 (大雨注意報をもって代える)
 - ・水防活動用洪水注意報 (洪水注意報をもって代える)
 - ・福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水注意報 (阿武隈川上流：はん濫注意情報の表題で発表)
 - ・水防活動用洪水注意報 (夏井川、新田川及び宇多川：はん濫注意情報の表題で発表)
-
- 風雪注意報
 - 強風注意報
 - 大雨注意報
 - 大雪注意報
 - その他の気象注意報
(現象名を冠した注意報)
 - 濃霧注意報
 - 雷注意報
 - 乾燥注意報
 - なだれ注意報
 - 着氷(雪)注意報
 - 霜注意報
 - 低温注意報
 - 融雪注意報

イ 警報

- ・ 気象警報
- ・ 地面現象警報
(警報事項を気象警報に含めて行う)
- ・ 暴風警報
- ・ 暴風雪警報
- ・ 大雨警報
- ・ 大雪警報
- ・ 浸水警報 (警報事項を気象警報に含めて行う)
- ・ 洪水警報
- ・ 水防活動用気象警報 (大雨警報をもって代える)
- ・ 水防活動用洪水警報 (洪水警報をもって代える)
- ・ 福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同で行う水防活動用洪水警報 (阿武隈川上流：はん濫警戒情報及びはん濫危険情報並びにはん濫発生情報の表題で発表)

ウ 情報

(ア) 気象情報

気象等の予報に関係ある台風やその他の異常気象等について、注意報・警報に先立って知らせたり、注意報・警報事項及び異常気象の発生後の状況について解説するなど、防災の効果をあげるため注意報・警報と組み合わせて発表するものであり、対象とするじょう乱や現象により、台風・大雨・大雪・乾燥・高(低)温・長雨・日照不足・なだれ等の情報がある。

(イ) 記録的短時間大雨情報

アメダス及び解析雨量で、1時間に100mm以上の雨量を観測又は解析した場合に発表する。

(ロ) 福島県と福島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

大雨警報発表時、実況値及び降雨予測に基づき避難行動が必要な土砂災害の発生する危険が高まったときに、村長が避難勧告等発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、福島県と福島地方気象台が共同で発表するものである。

(ハ) 竜巻注意情報

竜巻や激しい突風が起りやすい危険な気象状況になっていることを発表する。

エ その他

(ア) 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定に基づく気象状況の通報は、概ね次のとおりとする。

種類	発表基準
『イ』の基準	実効湿度 60%以下 最低湿度 40%以下 最大風速 8 m
『ロ』の基準	平均風速 12m以上 1時間以上連続して吹く見込みのある場合

『イ』の基準 — 空気が乾燥しており、風もあるので、火の元に注意して下さい。

『ロ』の基準 — 風が強いですから、火の元に注意して下さい。

※ 降雨雪中は、通報しない場合もある。

(イ) スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に都道府県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報。

※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。

注意報基準：オキシダント濃度 0.12ppm 以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令される。

(ウ) 鉄道気象通報、大気汚染気象通報、電力気象通報及び漁業無線気象通報

2 本村における注意報・警報等の伝達の発表基準と構成

(1) 発表基準

ア 注意報

風雪	平均風速が12m/s以上で、雪を伴い被害が予想される場合
強風	平均風速が12m/s以上で、強風による被害が予想される場合
大雨	大雨によって被害が予想される場合 (大雨注意報基準) 一時間雨量：30mm以上、土壌雨量指数基準：72
洪水	洪水によって被害が予想される場合 (洪水注意報基準) 一時間雨量：30mm以上、流域雨量指数基準：(阿武隈川流域=25)
大雪	大雪によって被害が予想される場合 12時間降雪の深さ 平地10cm以上、山沿い20cm以上
濃霧	濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下。
雷	落雷等により被害が予想される場合
乾燥	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合 ・実効湿度60%以下、最小湿度40%以下、風速8m/s以上 ・実効湿度60%以下、最小湿度30%以下
なだれ	なだれが発生し被害があると予想される場合 ・山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ・積雪が50cm以上で、日平均気温3℃以上の日が継続。
着氷・着雪	着氷や着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合 大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合
浸水	浸水によって被害が予想される場合 (他の気象注意報に含めて発表される)
霜	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害があると予想される場合 早霜+、晩霜期に最低気温が概ね2℃。 (注：+は農作物の成育を考慮し実施する。)
低温	低温のため農作物等に著しい被害があると予想される場合 (夏期) 最高、最低又は平均気温が平年より4~5℃以上低い日が数日以上続く (冬期) 最低気温-10℃以下、又は-7℃以下の日が数日続く
地面現象	山崩れ、地滑り等によって被害が予想される場合 (他の気象注意報に含めて発表される)
融雪	融雪により被害が予想される場合

※ 平地：標高が概ね300m未満、山沿い：標高が概ね300m以上

イ 警報

強風	平均風速が18m/sを超え、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
暴風雪	平均風速が18m/sを超え、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 (大雨警報基準) 一時間雨量：70mm以上、土壌雨量指数基準：120
洪水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 (洪水警報基準) 一時間雨量：70mm以上、流域雨量指数基準(阿武隈川流域=39)
大雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 12時間降雪の深さ 平地30cm以上、山沿い35cm以上
地面現象	山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合(他の気象警報に含めて発表される)
浸水	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 (他の気象警報に含めて発表される)

※平地：標高が概ね300m未満、山沿い：標高が概ね300m以上

ウ 指定河川洪水予報

- (ア) はん濫注意情報(洪水注意報)は、基準点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位上昇するおそれがあるとき発表される。
- (イ) はん濫警戒情報(洪水警報)は、基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。
- (ウ) はん濫危険情報(洪水警報)は、基準点の水位がはん濫危険水位に到達したとき発表される。
- (エ) はん濫発生情報(洪水警報)は、洪水予報区間内ではん濫が発生したとき発表される。
- (オ) 基準地点と基準水位(阿武隈川上流)

(単位：m)

観測所名	水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)
玉城橋(タマキバシ)	3.60	4.80	5.20	6.10

エ 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、5kmメッシュごとに設定した監視基準の土砂災害発生危険基準線を超過した場合。

オ 火災気象通報

消防法第22条に基づくもので、火災の予防上危険であると認められる気象状況について、次の気象基準により発表される。

(2) 構成

ア 市町村を対象としたかな漢字形式

(ア) 識別行[電文の種類と発信官署(カタカナ表記)]

(イ) 本文行[次の各行から構成]

(ウ) -1 発表年月日時分・発表官署行

(エ) -2 見出し行

[最も伝えたい内容を注意警戒文として(())内に100文字以内で記述。]

(オ) -3 内容行

[警報・注意報の発表単位である市町村等を、全国地方公共団体コード(総務省)の昇順に全て記述し、それぞれの市町村等に発表されている警報・注意報種別を記述。なお、発表されていない場合は“なし”と記述し、大雨警報には、特筆すべき事項を括弧書きで記述。]

イ 広域編集形式

(ア) 識別行[電文の種類と発信官署(カタカナ表記)]

(イ) 本文行[次の各行から構成]

(ウ) -1 発表年月日時分・発表官署行

(エ) -2 見出し行

[最も伝えたい内容を注意警戒文として(())内に100文字以内で記述。]

(オ) -3 市町村等をまとめた地域をキーとして編集したもの[市町村等をまとめた地域等に発表されている警報・注意報種別をまとめて記述。なお、発表中の警報・注意報が無い地域は記述しない。また、発表中の警報・注意報を全て解除する場合には、解除する地域名と警報・注意報種別に続けて“解除”を記述。]

(カ) -4 区切り

ウ 表(PDF)形式

市町村等ごとに発表中の警報・注意報、発表形態(発表、継続、警報から注意報、解除)及び警報予告を記号で記述する。

(ア) 発表年月日時分・発表官署行

(イ) 見出し行[最も伝えたい内容を注意警戒文として100文字以内で記述。]

(ウ) 表中の記号の説明行

(エ) 表題

(オ) 市町村等ごとに発表中の警報・注意報、発表形態イ 記録的短時間大雨情報

(例)

福島県記録的短時間大雨情報第*号
平成12年○月×日12時10分福島地方気象台発表
12時福島県で記録的短時間大雨
福島で100ミリ
郡山市付近で約100ミリ
白河市付近で120ミリ以上

エ 阿武隈川上流等の洪水予報

(ア) 洪水予報のための河川の区域

福島地方気象台と国土交通省福島河川国道事務所及び県の関係機関が共同で発表する。

なお、本村に係る洪水予報のための河川の区域は次のとおりとなっている。

阿武隈川上流	左岸	福島県須賀川市前田川字二枚橋119番地先から福島県・宮城県境まで
	右岸	福島県石川郡玉川村大字竜崎字滝山11番地の1地先から福島県・宮城県境まで

(イ) 洪水予報の構成

表題、発表番号、種類、発表官署名、発表年月日時分、見出し、主文、現況文、予想文、注意事項等で構成される。

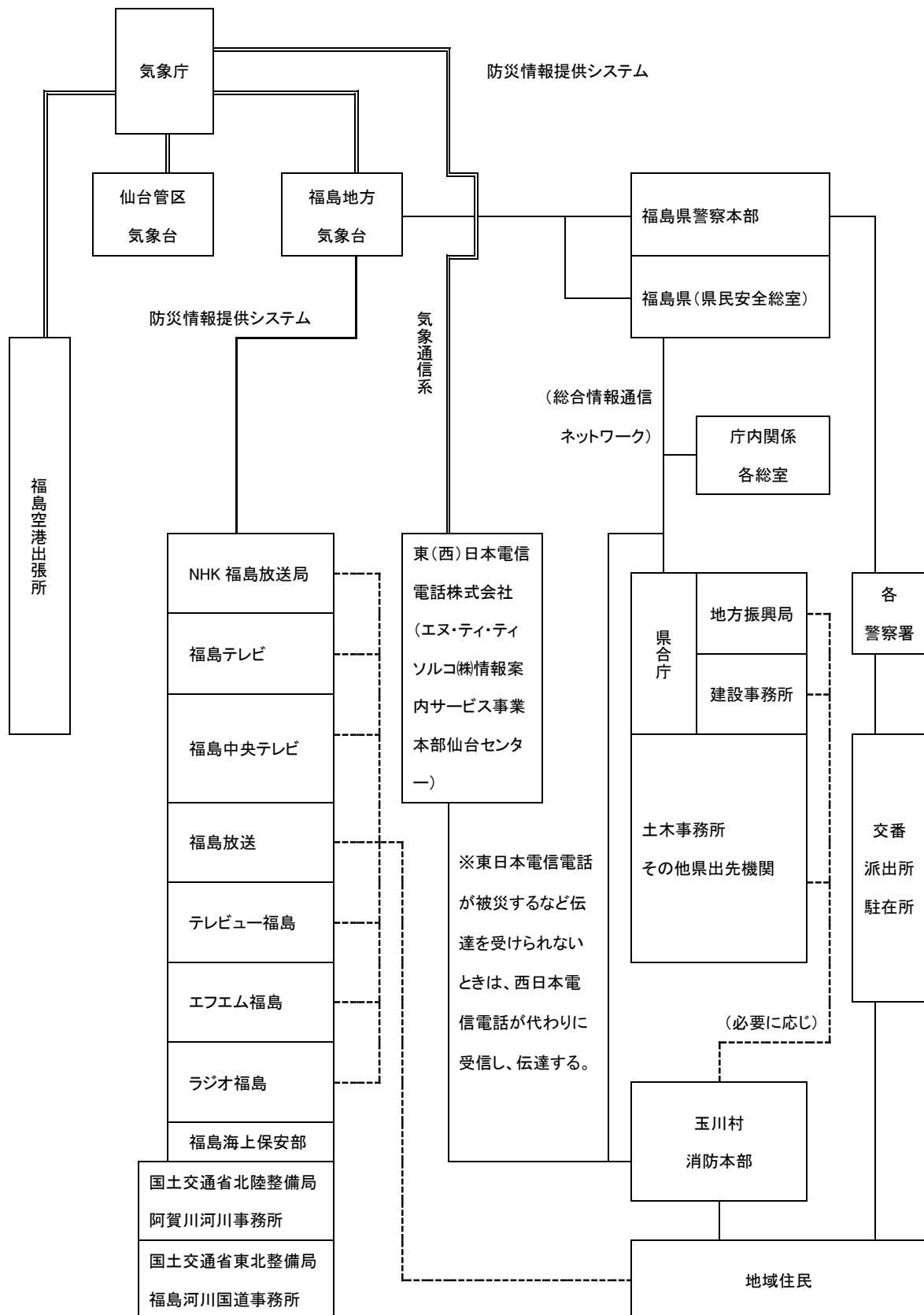
オ 土砂災害警戒情報

福島地方気象台と県により、以下情報について共同発表される。

- (ア) タイトル
- (イ) 情報番号
- (ウ) 発表時刻
- (エ) 発表者名
- (オ) 警戒対象地域及び警戒解除地域
- (カ) 警戒文
- (キ) 文章を補足する図

カ 注意報・警報等の伝達系統

気象情報の伝達系統図



(3) 注意報、警報の細分区域

注意報、警報は二次細分地域を最小単位として発表される。

一次細分区域名	市町村等をまとめた区域名	二次細分区分名
中通り	中通り南部	石川郡

(4) 地震後等の警報等暫定基準の設定

ア 暫定基準を設定する事象

(7) 大雨警報・注意報（土砂災害を対象）

- a 震度5強以上の地震を観測した場合
- b 土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等が発生した場合
- c その他の原因により、土砂災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

(イ) 洪水警報・注意報

- a 河川構造物が損傷を受け、通常よりも洪水による被害が起きやすくなっている場合
- b 土砂災害などによる大規模な河川閉塞があった場合
- c その他の原因により、洪水災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合
(但し、事象による影響範囲が極めて限られている場合で、当該地域において災害に対する避難体制が独自に確立されている場合には、暫定基準は設定せず、必要に応じて当該地域に対する気象情報の提供を行う。)

なお、(ア)、(イ) 以外の、風、融雪などに関する警報・注意報についても、家屋倒壊や防風林の倒木、防波堤・防潮堤の損壊、広範囲の地盤沈下などの状況によっては暫定基準の設定が考えられる。

イ 設定区域

市町村単位で設定することを基本とする。

(7) 地震の場合は、震度5強以上が観測された市町村（※）

ただし、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準については、土砂災害警戒情報の発表単位が市町村を分割している場合には、その発表単位ごとに設定する。

(イ) その他事象の場合は、影響を受けるおそれがある市町村

※ 震度は市町村内の震度観測点で観測された最大の震度を用いる。

震度が得られない市町村については、推計震度分布図を参考に、隣接するいずれかの市町村で観測された震度を用いる。

第2 被害状況等の収集、報告

1 被害調査

村及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに村内の被害状況について調査を行う。

なお、被害状況の収集にあたっては、下記の点に留意して行う。

- (1) 被害状況の収集は、消防本部、県警察本部（石川警察署）等の防災関係機関との連携のもとに行う。

- (2) 被害状況の調査は、村職員が巡回して行うことを原則とし、必要に応じ消防団員、区長等から情報を得る。
- (3) 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集する。
- (4) 上記(3)の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集する。
- (5) 職員は、参集途上等において必要に応じて目視等による被害情報の収集を行い、所属長へ直ちにその状況を報告する。
- (6) 必要に応じ、災害現場に近い村の施設（支所、公民館、その他）の職員と連絡を取り、報告を求める。

2 被害状況の集約

災害による被害が発生した場合における被害の状況は、各部門の状況を各部毎にとりまとめ、総務部長に報告する。

総務部長は各部門の被害状況を取りまとめ本部長へ報告する。

3 被害状況等の報告

村は、県が指定する様式及び日時により、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等とともに、上記2により集約した被害状況の調査内容を即報と確定等を区分して具体的に報告する。

(1) 災害情報・被害報告系統

村及び防災関係機関は、発生後に調査収集した被害状況等について、次の経路により、速やかに報告を行う。

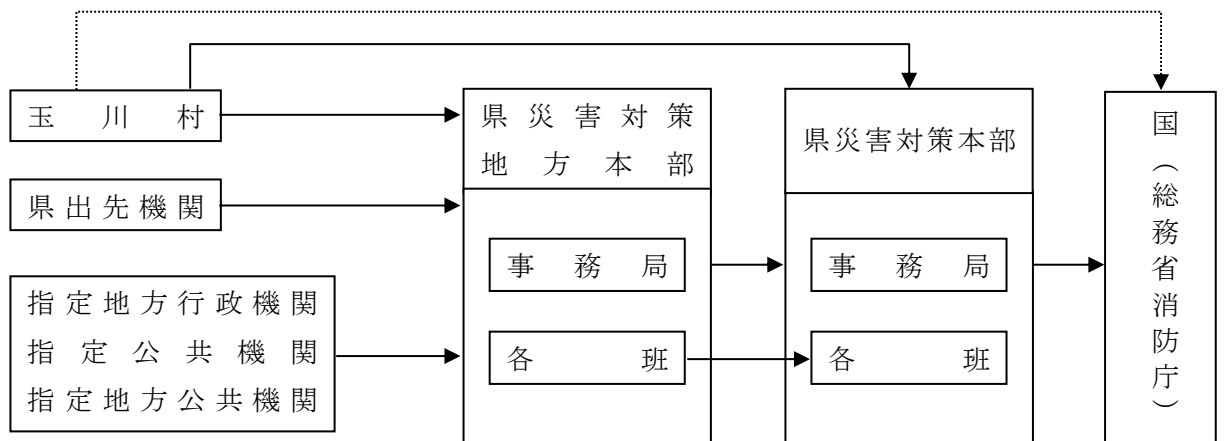
村からの県への報告は、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とする。

被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、村は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告する。

なお、いずれの場合においても、村が県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。

また、大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合、村はその状況を直ちに総務省消防庁及び県（県民安全総務室）へ報告する。

災害情報及び被害報告系統図



【被害状況の報告先】			
県	NTT回線		024-521-7194 (FAX) 024-521-7920
	総合情報通信ネットワーク	衛星系	TN-80-200-2632、2633 (FAX) TN-80-200-5523、5524
		地上系	TN-81-11-200-2632、2633 (FAX) TN-81-11-200-5523、5524
国 (消防庁等)	区分		平日 (9:30~18:15) ※ 応急対策室
	回線別		左記以外 ※ 宿直室
	NTT回線	電話	03-5253-7527
		FAX	03-5253-7537
	消防防災無線	電話	90-49013
	FAX	90-49033	
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TNは、内線から無線への乗入れ番号

※ 県が災害対策本部を設置しない場合、県災害対策地方本部は県中地方振興局に、県災害対策本部は県民安全総室と読みかえる。

(2) 報告方法

- ア 被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、村⇒県⇒国（総務省消防庁）へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。
- イ 有線が途絶した場合は、県防災行政無線、警察無線、東北地方非常通信協議会所属無線局又はその他の無線局を利用する。
- ウ 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし報告する。

(3) 報告すべき災害

災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、村が県に被害状況等を報告すべき災害は、次のとおりとされている。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備する。

- ア 村において災害対策本部を設置した災害

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

ウ 上記ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

4 報告の種類

(1) 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告。

(2) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度報告。
前回の報告と重複しないよう必ず日時を明記する。

(3) 確定報告

被害が確定した場合に行う報告。
確定報告の総括とりまとめは、総務部長が行い、集計の結果を本部長に報告する。

5 報告の様式

災害対策各部から本部及び村から県への確定報告の様式は、災害対策本部の組織計画に定める「資料編 被害状況報告書」によるものとし、概況報告、中間報告もこれに準じて行う。

6 災害程度の判定

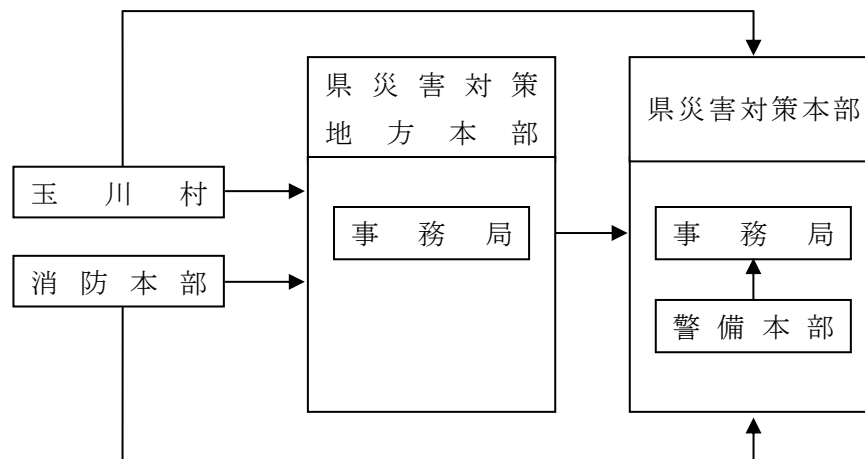
災害の程度を判定する基準は、「資料編 被害認定基準」による。

7 被害区分別報告系統

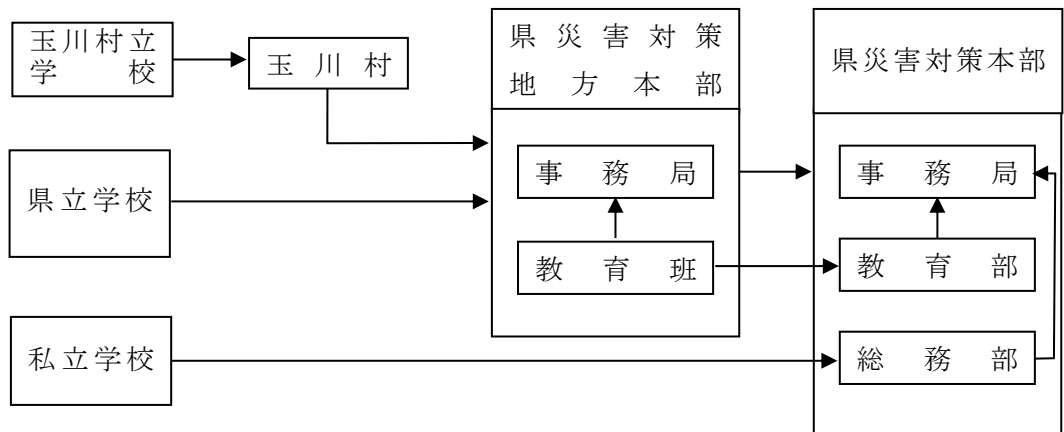
被害の区分別の報告系統は次のとおりとする。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備する。

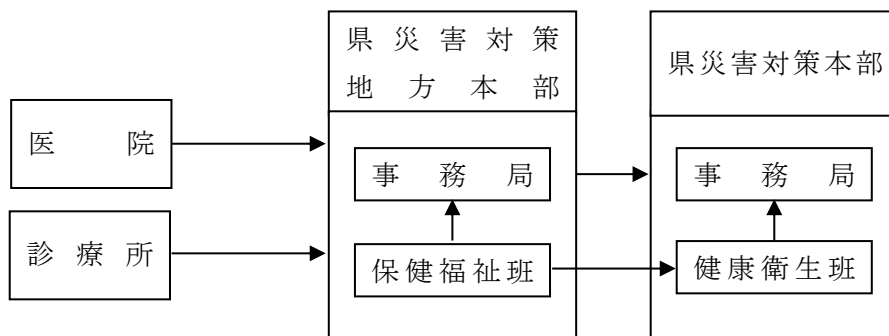
(1) 人的被害、建物被害等



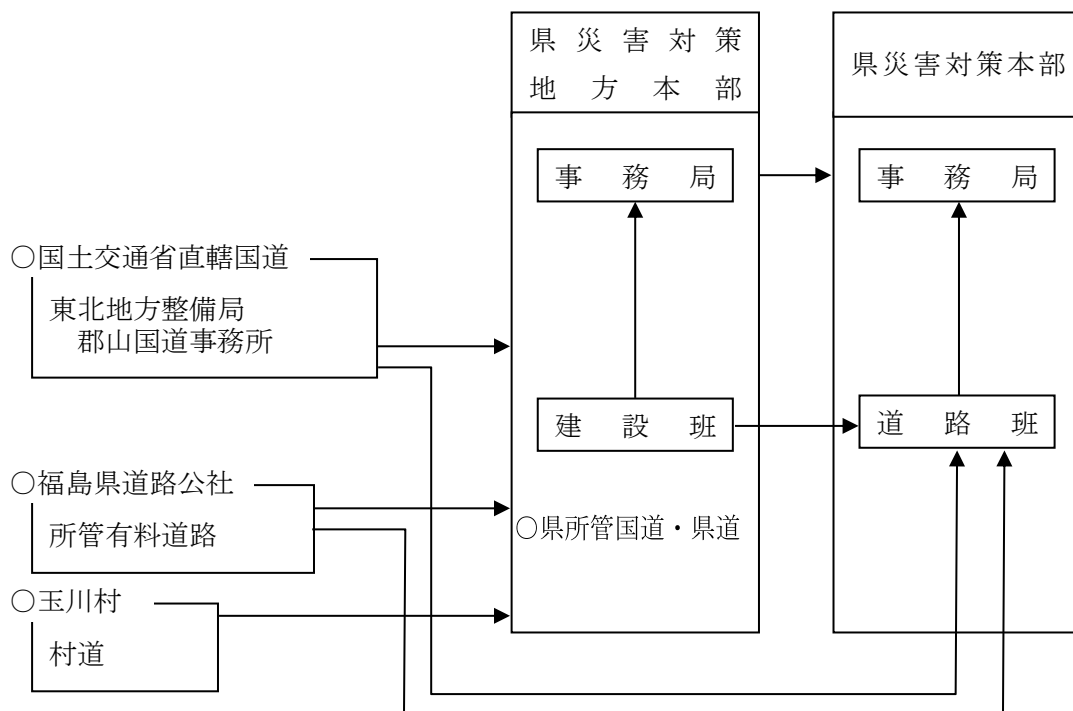
(2) 文教施設被害



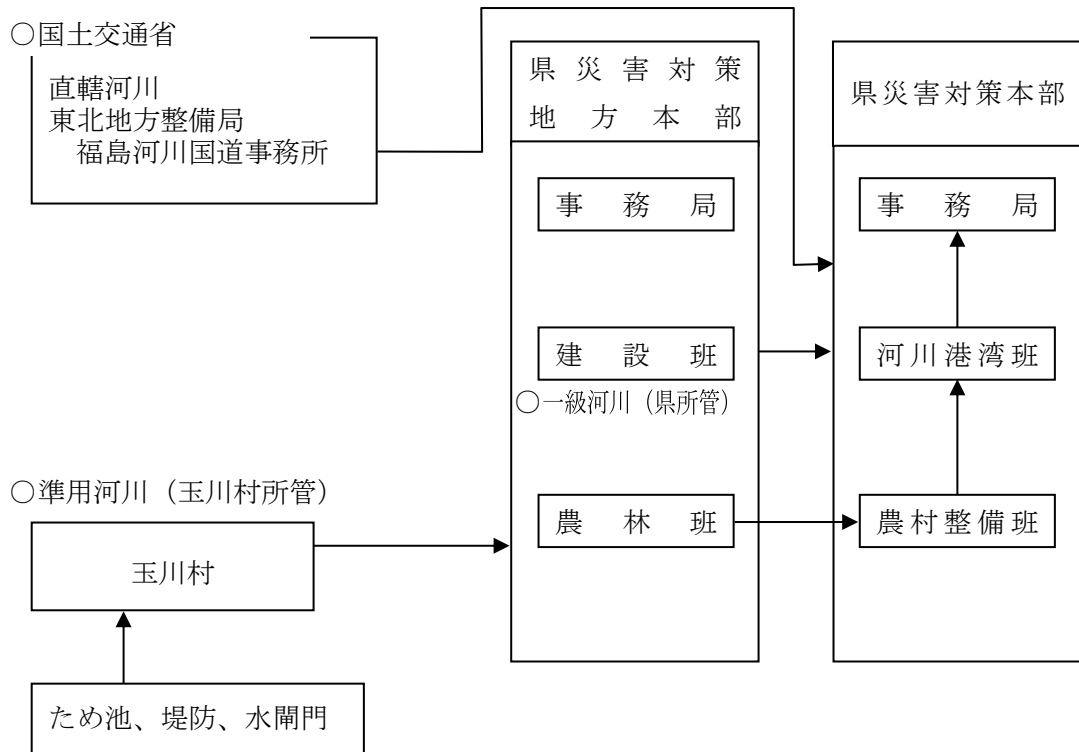
(3) 医院・診療所被害



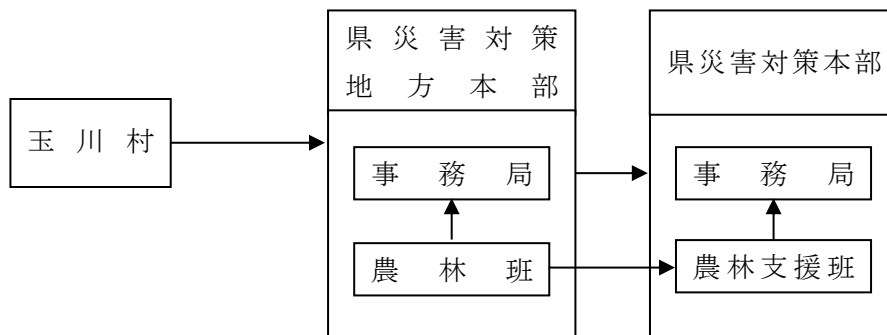
(4) 道路・橋りょう被害



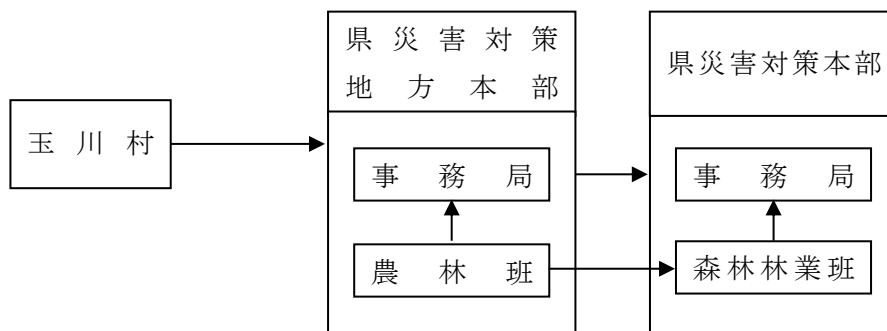
(5) 河川災害、その他水害被害



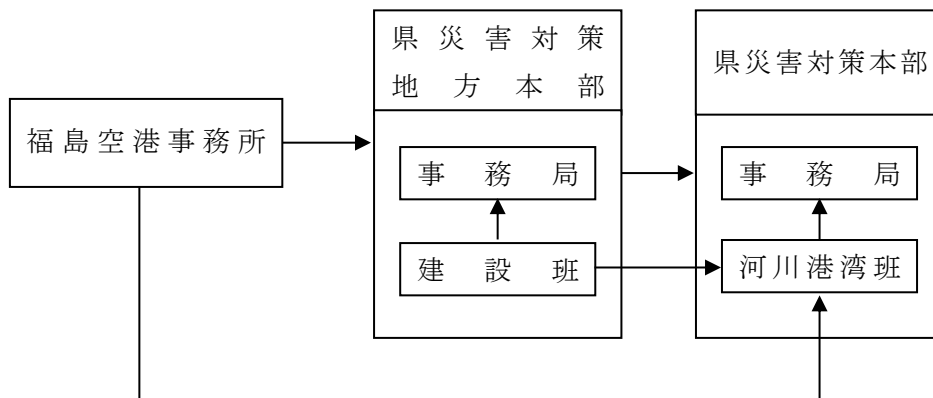
(6) 農産被害、畜産被害



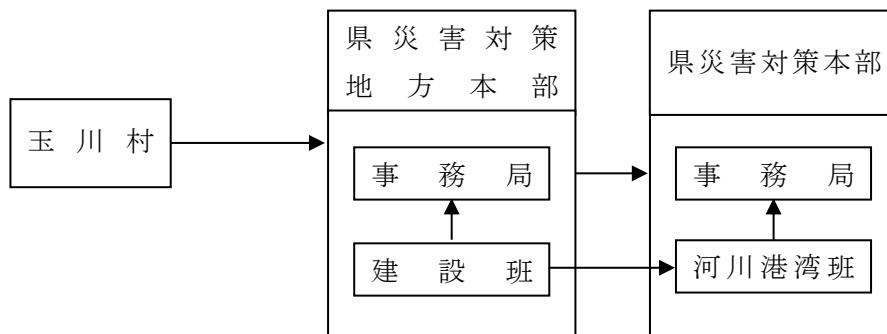
(7) 森林被害



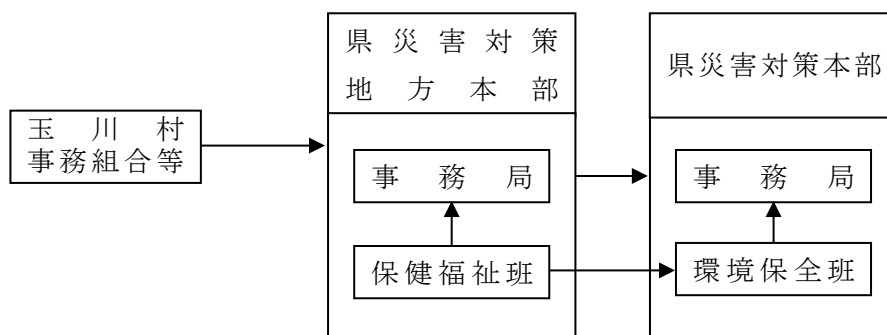
(8) 空港被害



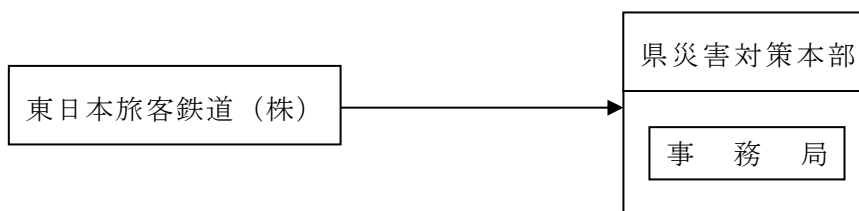
(9) 砂防関係施設の被害及び土砂災害、雪崩災害の被害



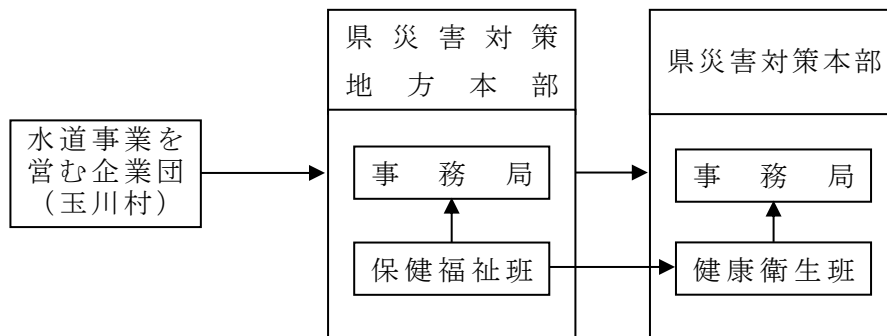
(10) 廃棄物処理施設、廃棄物処理事業被害



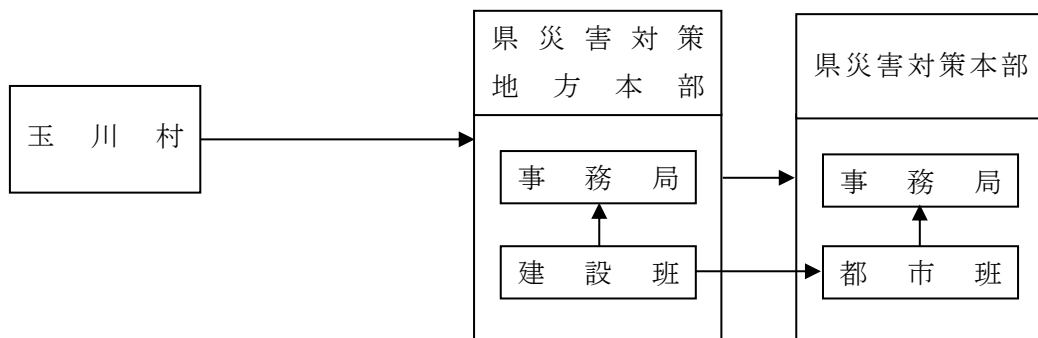
(11) 鉄道施設被害



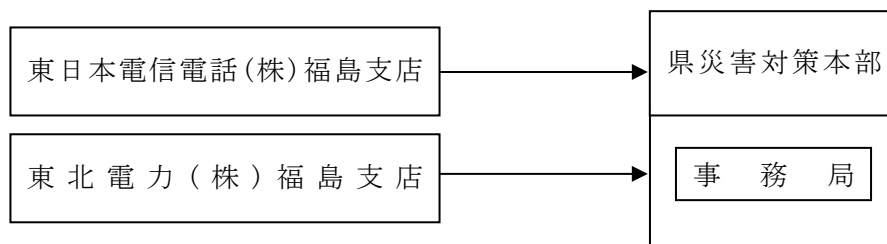
(12) 水道施設被害



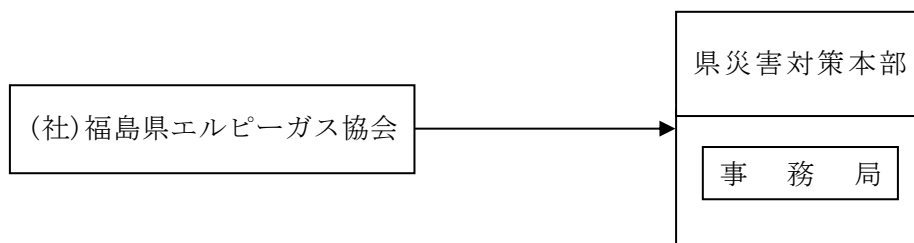
(13) 下水処理施設被害



(14) 電話・電力施設被害



(15) ガス施設被害



第4節 通信の確保

[総務課]

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

村及び防災関係機関は、災害発生後直ちに次に掲げる情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努める。

なお、情報通信手段が制約される場合、村は、県から使用可能な手段が確認され次第、当該手段で連絡するよう速やかに連絡を受けることとなっている。

- (1) 村及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達もしくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示及び命令等は、原則として有線通信（加入電話）、村防災行政無線及び県防災行政無線により速やかに行う。
- (2) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。
また、通信の緊急度に応じ、非常又は緊急通信として特番102（エヌ・ティ・ティソルコ（株）情報案内サービス事業本部仙台センター）に接続を依頼する。
- (3) 村は、電子メールについても、災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行う。その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上、対応もしくは担当部局への割り振りを行う。

2 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

3 各種通信施設の利用

(1) 非常無線通信の利用

村及び防災関係機関等は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方通信ルートに基づく東北地方整備局・県警察本部・東北電力（株）福島支店、社団法人アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図る。

(2) 警察通信設備の利用

村は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の利用に関する協定書」（昭和39年5月28日締結）により、加入電話及び村防災行政無線が使用不能になったときは、警察通信設備を利用する。

(3) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

なお、村において、災害時に利用できる通信機関は、次のとおりとなっている。

ア 福島空港管制塔

- イ 県防災行政無線電話
- ウ 須賀川消防署玉川派出所
- エ 石川警察署玉川駐在所

(4) 放送機関への放送要請

村は、加入電話及び県防災行政無線が使用不能になったときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、県を通じ放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

4 現地災害対策本部が設置された場合の措置

現地災害対策本部が設置された場合は、衛星携帯電話及び防災行政無線の可搬型移動局により通信を行うとともに、東日本電信電話（株）福島支店に臨時電話（携帯電話を含む。）の設置を依頼する。

第2 村防災行政無線の運用

(1) 災害時の通信連絡

災害時における住民への警報等の伝達、避難の勧告及び指示等については、村防災行政無線を活用し行う。

(2) 施設の内容

親局	1局（玉川村役場）
子局	屋外拡声方式 17局 戸別受信方式
遠隔制御器	1台

(3) 管理

災害発生時においては、通信の輻輳が予想されるため、防災行政無線施設に、次の管理者をおき、管理者は必要に応じて通信の統制を図り、通話の制限及び通信内容による優先通信を行い、通信の円滑化を図る。

役職	担当者	役割
総括管理者	本部長 (村長)	管理の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
管理責任者	総務部長 (総務課長)	管理を行うとともに、無線局管理者を指揮監督する。
無線局管理者	情報連絡広報班長 (総務係長)	無線施設の親局に勤務し、施設等の管理監督の業務を所掌する。

(4) 非常通信の協力

防災関係機関から災害に関し緊急に処置する内容の依頼を受けたときは、可能な限りこれに応じ非常無線の機能を発揮する。

(5) 無線通信の種類と取扱順位

ア 無線通信の種類

緊急通信	地震、台風その他緊急事態が発生し、又はそのおそれがある時に行う緊急を要する通信
一般通信	緊急通信以外の通信
一斉通信	複数の無線局に対して、同時に一方的に行う通信
個別通信	2無線局間で個別に行う通信

イ 取扱順位

災害時における無線通信の取扱順位は次のとおりとする。

- (ア) 緊急・一斉通信
- (イ) 緊急・個別通信
- (ウ) 一般・一斉通信
- (エ) 一般・個別通信

(6) 無線通信の手段

無線通信は、音声、FAX、データ伝送及び画像伝送により行う。

第3 福島県総合情報通信ネットワーク

福島県総合情報通信ネットワークは、県全域を一つに結ぶ無線通信によるネットワークである。災害時には、情報の収集・一斉指令等の機能を発揮する。

防災通信機能の拡充・強化を目的に、衛星系と地上系による通信の多ルート化、機械設備・電源装置の二重化を確保し整備されており、村は、県及び消防本部等との通信手段として活用する。

第4 東日本電信電話（株）福島支店による加入電話輻輳時の緊急通話の確保

災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能区域をなくし、又は重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

- (1) 交換機又は伝達路の被災に伴って発生する通話輻輳、あるいは災害時における電話網の復旧にあたっては、交換機の迂回中継機能を活用し最大の疎通を確保する。
- (2) 回線の規制又は迂回を行う場合の措置の程度は、規制回線又は迂回回線のサービスレベルが、管理限界内に維持される程度までとする。ただし、重要回線を確保するための回線規制又は迂回措置はこの限りではない。
- (3) 専用線等は、原則として規制の対象としない。
- (4) 災害の発生直後等に生ずる電話の輻輳とその影響を極力防止するため、関係事業所においてトラヒック状況（呼量）を監視するとともに、迅速に必要な措置を講ずる。
- (5) 電気通信設備の被災により、疎通に著しく支障がある場合には、被災地からの発信通話の疎通を優先する。ただし、この場合においては、電話網における異常の波及を防止するために、着信通話の疎通を考慮して行う。
- (6) 非常・緊急通話の疎通確保及び手動台の異常輻輳防止のため、必要により利用制限、通話時間の制限等、各種措置を講ずる。
- (7) 災害時における被災者との相互連絡をメッセージ録音・再生により伝達する災害用伝言ダイヤル（171）、災害ブロードバンド伝言板（Web171）、災害伝言板サービス（iモード等）を活用し、被災地に集中するトラヒックを分散する。

第5節 相互応援協力

[総務課]

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要となるため、村は、県、県内市町村及び関係機関との相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

第1 県との相互協力

1 県への応援要請

- (1) 村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（県民安全総室）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）又は応援のあつせんを求めることができる。
- (2) 村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。
- (3) 村長が知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める場合、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理する。
 - ア 災害の状況及び応援を求める理由
 - イ 応援を要請する機関名
 - ウ 応援を要請する職種別人員、物資等
 - エ 応援を必要とする場所、期間
 - オ その他必要な事項

2 災害対策基本法に基づく知事の指示

村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、知事が特に必要があると認める場合、災害対策基本法第72条に基づき、他の市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をする。

また、他の市町村が実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるよう、村長に対し他の市町村長を応援すべきことを指示する。

知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、応援を受ける市町村長の指揮のもとに行動する。

3 村に対する情報連絡員（リエゾン）の派遣受け入れ体制の整備

- (1) 県は、あらかじめ情報連絡員を災害対策地方本部毎に指定しておき、村で災害対策本部を設置する災害が発生した場合、もしくは通信手段途絶等により派遣が必要と認められる場合は、管轄地方本部（県中地域振興局）から村へ情報連絡員を派遣する。

なお、県本部長が必要と認める場合は、県災害対策本部から情報連絡員が派遣される。
- (2) 県から派遣された情報連絡員は、村において被害状況や要望事項を積極的に収集し、派遣元の地方本部へ速やかに報告する。

また、地方本部に報告した情報は、村と共有を図るとともに、県（県災害対策本部）からの情報を村に提供する役割も担う。
- (3) 村は、村に派遣され常駐する情報連絡員が、地方本部等と速やかに情報連絡ができるよう、情報連絡員用の衛星携帯電話等の配備や、外部から県グループウェアにアク

セスできる環境を整えるなど、通信手段の確保に努める。

第2 国に対する応援要請

1 村長の応援要請

- (1) 村長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
- (2) 村長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

2 手続き

村長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときには、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、村長が、知事を通じ、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項

第3 他市町村との相互応援協力体制

村は、消防本部と連携し、単独での消防活動が困難であると判断したときは、次の7市町村との間で締結している「消防相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

[消防相互応援協定締結市町村]

須賀川市・鏡石町・石川町・矢吹町・平田村・浅川町・古殿町

また、それでも対応できない場合は、福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

なお、上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規程による相互応援についても迅速な対応ができるよう、手続き等細部事項について、あらかじめ検討する。

第4 民間事業者との災害時応援協定

村は、それぞれ締結した災害時応援協定に基づき、応援を求める。

また、県などからの支援物資を集約する物資受け入れ拠点から避難所等への二次輸送について、トラック協会や運送事業者等との協定を締結することにより、被災者への食料等物資の安定供給のための体制の整備を図る。

第5 公共的団体等との協力

村は、区域内における公共的民間団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行う。

また、これら団体等の協力業務及び協力方法について、村防災計画の中で明確にするとともに、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会等をいい、防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

1 協力体制の確立

災害時における初期消火、食料、飲料水、その他生活必需物資の支給、被災者の安否確認、遺体の創作、炊き出し、避難誘導、防疫作業等応急活動については、村のみならず自主防災組織等の協力がなければ万全を期し得ないため、協力体制を確立する。

2 協力内容

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、村その他関係機関に連絡すること
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること
- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること
- (6) 被災者に対する炊出し、救援物資の配分等に協力すること
- (7) 被害状況の調査に協力すること
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること
- (9) り災証明書交付事務に協力すること
- (10) その他の災害応急対策業務に関すること

3 奉仕団の編成

- (1) 奉仕団の組織は、「資料編 奉仕団体組織表」のとおりである。
- (2) 奉仕団への応援、協力要請及び指示には、総務部長があたる。
- (3) 奉仕団は、青年団、婦人会及び婦人消防隊等の団体ごとに編成し、総務部長の指示により作業を行う。

第6節 災害広報

[総務課]

災害時において、住民及び防災関係機関に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するため、村は、災害発生後速やかに広報部門を設置し、県等と連携して広報活動を展開する。

第1 村の広報活動

村は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線、広報車、ホームページやソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ、臨時災害FM局の開設、さらに既存のコミュニティFM放送局等を活用し、次の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛ける。

1 広報内容

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 村における避難に関する情報
 - ア 避難の勧告に関すること。
 - イ 収容施設に関すること。
 - ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報
- (3) 地域の応急対策活動に関する情報
 - ア 救護所の開設に関すること。
 - イ 交通機関及び道路の復旧に関すること。
 - ウ 電気、水道の復旧に関すること。
- (4) 安否情報、義援物資、義援金の取扱いに関する情報
- (5) その他住民に必要な情報
 - ア 給水及び給食に関すること。
 - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - ウ 防疫に関すること。
 - エ 臨時災害相談所の開設に関すること。
 - オ 被災者への支援策に関すること。

2 広報方法

- (1) 一般広報
 - ア 村等の広報体制を活用した広報
 - イ 広報車による広報
 - ウ ヘリコプターによる広報
 - エ 県提供のテレビ・ラジオの広報番組による広報

- オ インターネットを利用した広報等（ホームページ開設）
- カ 携帯電話を活用した広報
- キ テレホンサービスによる被災地情報提供

(2) インターネットを利用した広報の留意点

インターネットを利用して広報等を行う場合、次の点に留意する。

- ア 災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、簡易版ホームページを開設する。
また、ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努める。
- イ 受け手が必要な情報を選別して入手できるよう、重要な情報や優先順位の高い情報を分かりやすく提供するよう努める。
- ウ 災害情報を発信する際は、多様な媒体から情報を閲覧でき、受け手が加工しやすい形式で提供するよう努める。
- エ 住民自らが情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等、個人用情報端末の活用について周知する。

3 市町村間の協力による広報

村は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

第2 防災関係機関への広報活動

1 県に対する広報

県に対する災害情報の広報は全て災害対策本部からの発表とし、逐次的確に集計し関係機関に対して電話等により行う。

有線の手段によることができない場合は、防災行政無線の活用により正確に行う。

2 報道機関及び警察への広報

(1) 報道機関等

報道機関等への広報は本部長もしくは総務部長の指示により発表する。
発表に当っては、的確に事実を伝えられるように文例を予め用意する。

(2) 警察

警察への発表は総務部長が行う。

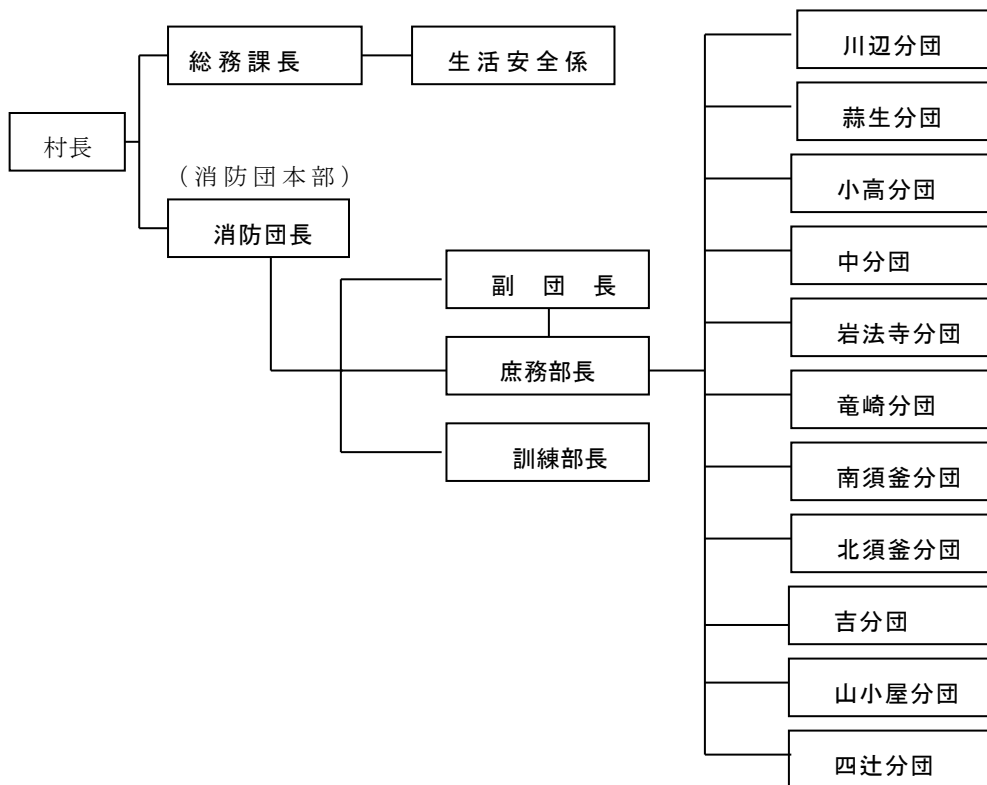
第7節 消防計画

[消防団、須賀川地方広域消防本部]

火災発生の実態に即応し、消防機関を敏速かつ効果的に運用して、火災による被害を最小限度にとどめるとともに、消防団の警備体制の強化と必要な行動を定める。

第1 組織体制

1 消防団組織



2 消防力等の整備計画

消防力の基準に従い、随時機動力による整備並びに消防水利の増設等は、年次計画に基づき整備を図る。

3 調査計画

村は、火災、風水害、地震等が発生した場合に適切な防御活動ができるようにするため、消防地理、消防水利の現況を調査し、消防団員に周知する。

第2 消防団の動員

消防団を動員するときは、本部長、消防団長及び代理責任者が実施する。

1 配備基準

(1) 災害対策本部設置前の消防団の配備

配備区分	指揮者	配備体制	配備時期
警戒配備	消防団長又は総務課長	消防団本部、分団及び特命出動団員をもって、広報車、消防ポンプ車等により住民に警戒心の喚起を呼びかけて警戒体制を強化する。	(1) 大雨、洪水、強風、乾燥等の注意報が発表され、災害予防上危険があると認められる場合、又は、火災が発生した場合に大火に発展しやすい異常気象のとき。 (2) 火災警報、水防警報の発令時 (3) その他特に村長及び消防団長又は総務課長が必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部設置後の消防団の配備

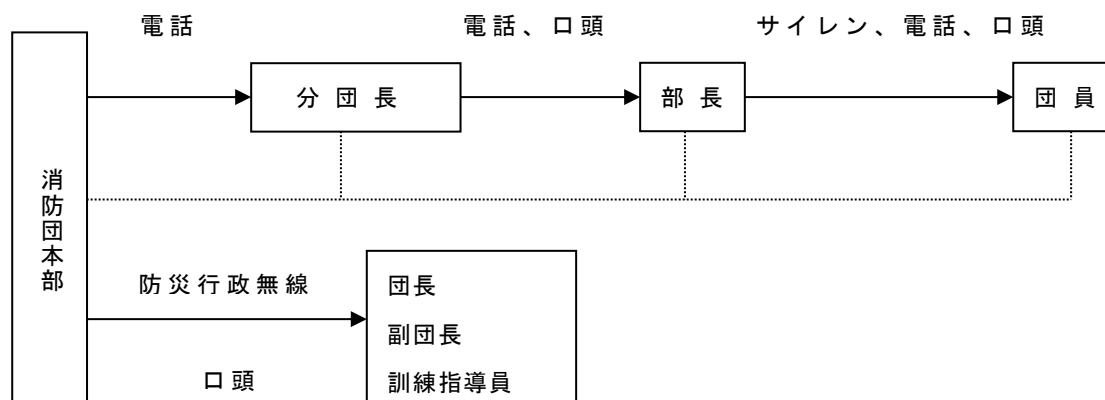
配備区分	指揮者	配備体制	配備時期
第一非常配備	本部長	消防団本部、分団及び特命出動団員をもって、その他の団員は待機させる。 〔災害対策本部体制〕	「一般災害」の配備基準に準ずる。
第二非常配備	本部長	全消防団員をもってあてる。 〔災害対策本部体制〕	

2 消防団員の招集

村及び関係機関等の通報に基づき、消防団本部は連絡系統図に従い、直ちに防災行政無線（同報系）、携帯電話、一般加入電話及び直接伝達等の迅速且つ確実な方法で動員するものとし、緊急の動員は、警鐘、サイレン等の迅速処置により動員を行う。

また、団員はその状況により、各分団屯所（機械置場）に待機する。

連絡系統図



(1) 通常火災時

出動計画に基づく出動分団以外の分団は覚知後命令を待つことなく、直ちに各分団屯所（機械置場）に待機する。

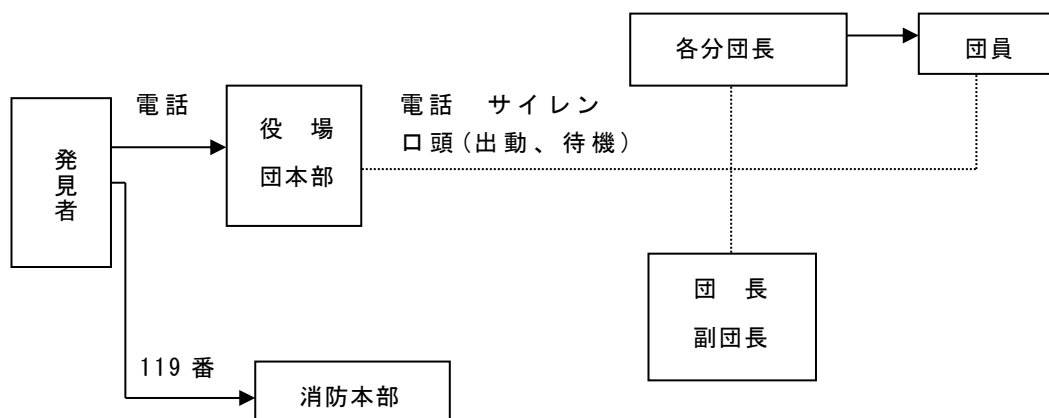
(2) 非常火災時

非常火災時の招集は、非常火災が発生した場合に迅速かつ、最大限の火災防御ができるよう全団員を招集するものとし、サイレン吹鳴及び広報無線放送により行う。

第3 消防活動等

1 災害情報、被害報告の伝達

災害が発生する危険が生じたとき及び火災が発生したときは、その状況を迅速かつ正確に把握するための情報の収集にあたるものとし、その伝達系統は、「本章 第3節 第2 被害状況等の収集、報告」に加え、次のとおりとする。



2 情報広報

住民に対する広報は、いたずらに人を動揺させることを避け、災害の状況等を確実に広報する。この場合の方法は、防災行政無線及び広報車等により行う。

3 情報記録

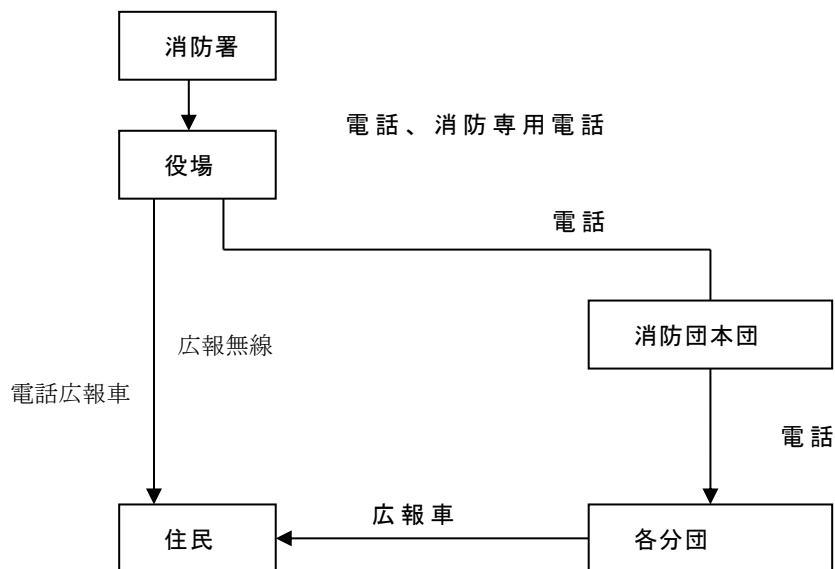
情報記録は被害状況の確認の資料として、また、今後の災害対策の資料として重要なものであるため、災害情報、報告書及び記録写真広報資料等保存年限を定める。

4 消防活動

(1) 警戒

ア 火災警報発令

火災警報発令時に火災が発生した場合、気象の状況により急速に延焼拡大のおそれがあるため、警戒の万全を期することを目的とし、次の系統により関係機関への周知徹底、住民に対する警戒心の喚起、啓発と合わせて機械器具の点検及び団員の待機を行う。



イ 災害時

消防団員は、地震、火災その他水害等にもない、二次的に発生するおそれのある火災に備えて、団長の指令により警戒にあたる。

ウ その他

火災発生の多発期に、ある期間を定めてあるいは、特に警戒を必要と認めるときに特別警戒を実施する。

(2) 出動

出動は、あらかじめ設定した警防区域に従って行う。

5 須賀川地方広域消防本部との連携

消防団長は、火災及び各種災害に対する警戒、防御等、統制ある消防活動を行うため、消防本部と連携を保つ。

第8節 水防計画

[消防団]

この計画は、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、各河川等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水門もしくは閘門の操作、水防のための水防団及び消防本部の活動、避難の指導、水防管理団体相互間における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等の実施要領を示したものであり、詳細は「玉川村水防計画」による。

第1 水防の責任

1 水防管理団体の水防責任

水防管理団体（村）は、水防法第3条の規定により、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

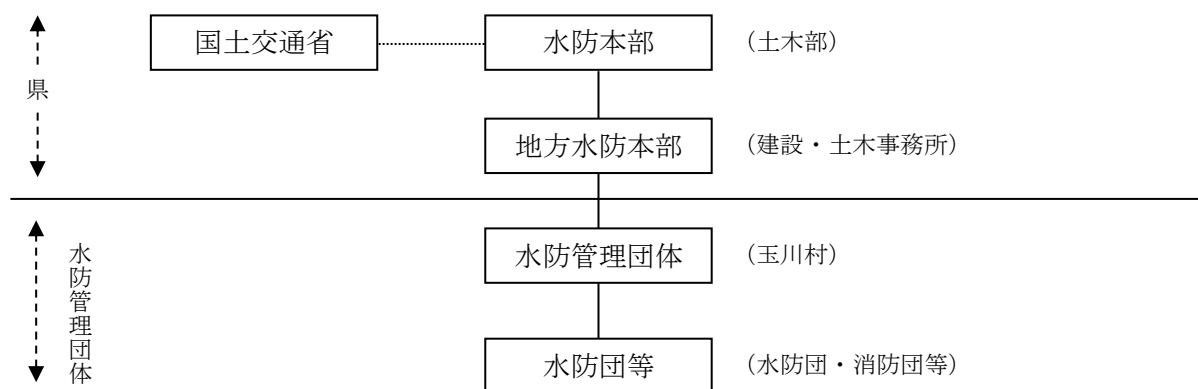
2 県の水防責任

県（土木部）は、水防法第3条の6の規定により、県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

第2 水防組織

1 水防組織の概要

(1) 県と水防管理団体（村）は、水防事務の円滑な執行を図るため、それぞれ下記の表に示す水防組織を設置し、相互の組織間においては正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施に資する。



(2) 各水防組織の役割

ア 水防本部

県内の水防事務を総括する。(気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、広報等の業務)

イ 地方水防本部

地方の水防事務を総括する。(水防管理団体及び水防本部との連絡、被害・水防活動状況等の把握、水防作業の応援指導等、水防管理団体の行う水防作業の円滑な推進に資する業務)

ウ 水防管理団体(村)

村の水防事務を総括する。(地方水防本部との密接な連絡のもとに、水防団(消防団)(以下、この節において「水防団」という。)への出動指令(水防法第17条)、他の水防管理者等の応援要請(同法第23条)、決壊の通報(同法第25条)、避難立退の指示(同法第29条)等の業務を実施)

(3) 水防組織間の連絡

ア 水防本部からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防管理団体(村)に連絡する。

イ 水防管理団体(村)からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防本部に連絡する。ただし、緊急連絡等やむを得ない場合はこの限りではない。

ウ 水防管理団体(村)は、所轄水防団等の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制をとる。

2 村の水防組織

水防管理団体(村)が設置する水防組織の事務分担、設置基準、非常配備体制等は、県水防本部の基準等を参考に作成した「玉川村水防計画」による。

第3 水防活動

1 監視、警戒活動

水防管理者(村長)は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長(消防分団長)に対し、その通報を通知し、必要団員に河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示する。

また、異常を発見した場合には、直ちに県中建設事務所及び石川土木事務所又は須賀川土木事務所に報告し、県中建設事務所長及び石川土木事務所長又は須賀川土木事務所長は、水防本部に報告する。

2 水防活動の実施

水防管理者(村長)は、監視及び警戒により水防上必要と認められた場合には、必要な措置を実施する。

また、水防活動の内容を直ちに県中建設事務所及び石川土木事務所又は須賀川土木事務所に報告し、県中建設事務所長及び石川土木事務所長又は須賀川土木事務所長は水防本部に報告する。

第9節 救助・救急

[健康福祉課、消防団、須賀川地方広域消防本部]

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資器材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

村は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織は、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力するとともに、自発的に救助・救急活動を行う。

第1 自主防災組織、事業所等による救助活動

1 自主的な救助活動

自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自主的な救助活動を行う。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資器材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防本部又は県警察本部（石川警察署）等に連絡し早期救助を図る。
- (4) 救助活動を行うときは、可能な限り村、消防本部、県警察本部（石川警察署）と連絡を取り、その指導を受ける。

2 平時の措置

風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

- (1) 救助技術、救助活動の習熟
- (2) 救助活動用資器材の点検及び訓練の実施
- (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第2 村（消防本部を含む。）による救助活動

1 救助活動

村は、消防本部と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資器材を優先的に投入して救助活動を行う。

救助にあたっては、警察機関及び地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して実施するものとし、その状況について逐次、県に報告する。

2 応援要請

村は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請するほか、必要に応じ民間団体にも協力を求める。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資器材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を希望する期間

(5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

3 平時の措置

村は、村内で予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行う。

- (1) 救助に必要な車両、舟艇、資器材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立（この場合、建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資器材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておくこと。）
- (2) 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域と村との情報伝達手段の確保及び救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
- (3) 自主防災組織、事業所及び住民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
- (4) 自主防災組織の救助活動用資器材の配備の促進
- (5) 救助技術の教育、救助活動の指導

第3 消防本部による救助・救急活動

1 救助・救急活動

- (1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り消防団員、自主防災組織及び地域住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。
- (2) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

2 救助・救急における出動

- (1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

3 救助・救急体制の整備

消防本部は、消防団詰所及び行政区事務所等における救助・救急資器材の備蓄を行うとともに、消防団員及び住民等に対する救助・救急訓練を行い、消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を図る。

第4 広域応援

大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接市町村相互応援協定及び広域相互応援協定等による派遣要請を行う。

また、村長は、必要に応じて、県に、更に大規模の場合には県（生活環境部）を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請する。

第10節 自衛隊災害派遣

[総務課]

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲

1 災害派遣要請基準

村長は、村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊災害派遣の要請を求めることができる。(自衛隊法第83条)

2 村長不在時の決定者

自衛隊への災害派遣要請等緊急を要する判断については、村長が不在等で非常時における緊急を要する判断については、第1順位 副村長、第2順位 教育長、第3順位 総務課長の順とする。

3 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの(救急患者、薬等の緊急輸送等)については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等
- (3) 行方不明者、負傷者等の捜索、救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路、水路等交通路上の障害物除去
- (7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援(大規模な伝染病等)
- (8) 通信支援
- (9) 救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員等緊急輸送
- (10) 救援物資の緊急輸送
- (11) 炊飯、給水
- (12) 救援物資の無償貸付又は譲与(防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令第13、14条)
- (13) 危険物の保安及び除去(火薬類、爆発物の保安措置及び除去)
不発弾の処理は、県警察本部(生活環境課)が窓口となる。
- (14) 予防派遣(災害に際し被害が正に発生しようとしている場合において、やむを得ないと認められる場合。)

【具体的な要請例】

- ア 除雪等にあって、特殊な技術、装備、資器材等を使用する場合
 - イ 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶、雪崩による住家倒壊のおそれなど大規模な雪害が発生するおそれが大きく、他の機関の応援によって対処ができない場合。
 - ウ ライフラインの途絶等早急に復旧が必要なもので、他の機関の応援によって対処ができない場合。
- (15) その他知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第2 災害派遣要請

1 要請要領

(1) 知事への要請

村長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として県中地方振興局長を経由して、知事（県民安全総室）へ要求する。

要求にあたっては、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要し文書をもってする暇がない場合は、電話等により直接知事（県民安全総室）に要求し事後、文書を送達する。

この場合、速やかに県中地方振興局長へ連絡する。

ア 提出（連絡）先：福島県生活環境部県民安全総室（県中地方振興局県民生活課経由）

イ 提出部数：2部

ウ 記載事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

エ 県民安全総室災害対策課：(024) 521-7194

(2) 自衛隊へ緊急要請

村長は、上記（1）の要求ができない場合は、村を災害派遣隊区とする部隊長（陸上自衛隊郡山駐屯地）に対して災害の状況を通知することができる。

この場合村長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は特に緊急を要し、知事の要請を持つ暇がないと認められるときは、人命・財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに速やかにその旨を知事に通知する。

自衛隊の災害派遣担当区域及び担当窓口

陸上自衛隊郡山駐屯地

担当区域 県中、県南、会津、南会津、いわき地方振興局管内市町村

担当窓口 陸上自衛隊第6特科連隊第3科

TEL 024-951-0225 内線235（防災行政無線811-380-01）

時間外 郡山駐屯地当直司令 内線302（防災行政無線811-380-02）

第3 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がない場合、災害派遣隊区担当部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣する。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

災害派遣隊区担当部隊長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ暇がないと認められること。

第4 災害派遣部隊の受け入れ体制

村長、知事、警察及び消防本部等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

村長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

2 作業計画及び資材等の準備

村長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定める。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 村における自衛隊との連絡体制の確立

村長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、村役場又は災害現場に村と自衛隊共同の連絡所を設置する。

4 派遣部隊の受け入れ

村長は、自衛隊派遣を決定したときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、関係出先機関の長と協議の上、次の事項について自衛隊受け入れの体制を整備する。

- (1) 本部事務室（現地における派遣部隊の本部は、原則として村役場又は村と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図る。）
- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車一台の基準は3m×8m）
- (5) 臨時ヘリポート（1機あたりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m）

第5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、村長、警察官及び海上保安官等がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を村長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第6 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事から撤収要請があった場合、又は部隊が派遣の必要がなくなると認めた場合に行う。

ただし、撤収にあたっては、関係機関と十分な事前調整を実施する。

第7 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、村、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

1 村及び県の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

2 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第11節 避難

[総務課、住民税務課、健康福祉課]

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は、相互の連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行なわれなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「災害時要援護者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、災害時要援護者への情報伝達、災害時要援護者の避難誘導、避難場所における生活等については特に配慮する。

第1 避難の準備情報提供、勧告及び指示

村長等は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定められた計画に基づき地域住民等に対して、避難の準備情報提供、勧告又は指示を行う。

1 避難の実施機関

(1) 実施の責任者及び基準

避難の準備情報提供、勧告及び指示の実施責任者は次のとおりであるが、準備情報提供、勧告又は指示を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難を指示するとともに、避難の指示等が各住民に周知徹底するよう情報伝達の方法に十分配慮する。

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備情報の提供	村長	一般住民に対する避難準備、要援護者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難の勧告	村長 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害の発生により、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

事項 区分	実施責任者	措 置	実施の基準
避 難 の 指 示 等	村長 (災害対策基本 法第60条)	立退き及び立退き 先の指示	災害が発生し、又は発生するおそ れがある場合において、特に必要が あると認められるとき。
	知事 (災害対策基本 法第60条)	立退き及び立退き 先の指示	災害の発生により、村がその全部 又は大部分の事務を行うことができ なくなったとき。
	知事及びその 命を受けた職 員(地すべり等 防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫 していると認められとき。
	知事及びその 命を受けた職 員又は水防管 理者(水防法第 29条)	立退きの指示	洪水によるはん濫で著しい危険が 切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本 法第61条)	立退き及び立退き 先の指示	村長が避難のための立退きを指示 することができないと認めるとき。 村長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執 行法第4条)	警告及び避難等の 措置	重大な災害が切迫したと認めると きは、警告を発し、又は特に急を要 する場合において危害を受けるおそ れのある者に対し、必要な限度で避 難の措置をとる。
	海上保安官 (災害対策基本 法第61条)	立退き及び立退き 先の指示	村長が避難のための立退きを指示 することができないと認めるとき。 村長から要求があったとき。
自衛官 (自衛隊法第94 条)	警告及び避難等の 措置	災害により危険な事態が生じた場 合において、警察官がその場にな い場合に限り、災害派遣を命ぜられ た部隊等の自衛官は避難について必 要な措置をとる。	

(2) 避難勧告等の要否を検討すべき情報

- ア 洪水
河川水位の避難判断水位到達
- イ 土砂災害
土砂災害警戒情報の発表
- ウ その他
村で定める基準に達したとき

2 避難のための勧告及び指示の内容

村長等避難の勧告、指示を実施する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難の勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難措置の周知等

避難の勧告又は指示を行った者は、概ね次により必要な事項を通知する。

(1) 住民への周知

村は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、村防災計画に基づき迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(2) 関係機関への連絡

避難の勧告又は指示をしたときは、関係機関に連絡する。

- ア 県警察本部（石川警察署）、須賀川地方広域消防本部、県の出先機関
- イ 避難所として利用する施設の管理者

4 知事への報告

村長は、避難のための立退きを勧告・指示し、又は立退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とし、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

- ア 避難勧告・指示の有無
- イ 避難勧告・指示の発令時刻
- ウ 避難対象地域
- エ 避難場所及び避難経路
- オ 避難責任者
- カ 避難世帯数、人員
- キ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

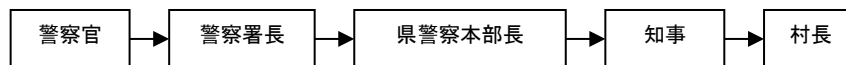
5 関係機関の報告措置

- (1) 警察官の報告系統

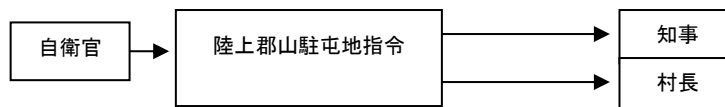
ア 災害対策基本法に基づく措置



イ 職権に基づく措置



(2) 自衛官の措置



第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

- (1) 村長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- (3) 海上保安官（災害対策基本法第63条）
- (4) 消防吏員又は消防団員（消防法第36条において準用する同法第28条）
- (5) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条、(1)～(3)の者が現場にいない場合に限る。）
- (6) 知事（災害対策基本法第73条、村が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。）

2 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めた場合、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定にあたっては、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとる。

3 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置する。

第3 避難の誘導

1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第一次的責任者である村長又は避難指示を発した者がその措置にあたる。

2 避難指示等の伝達

村は、防災行政無線と併用して、広報車による伝達や、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民

に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

3 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。
- (3) 高齢者や障がい者等の災害時要援護者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
- (4) 誘導中は事故防止に努める。
- (5) 避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、できれば行政区等の単位で行う。

4 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

避難順位は、概ね次の順序による。

- ア 傷病者
- イ 高齢者
- ウ 歩行困難な者
- エ 幼児
- オ 学童
- カ 女性
- キ 上記以外の一般住民
- ク 災害応急対策従事者
- ケ ペット

(2) 携行品の制限

避難にあたっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等、危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

5 避難道路の通行確保

警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

第4 避難所の設置

1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、村長が実施する。
- (2) 本村限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施する。

2 村長の措置

村長は、あらかじめ避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、収容すべき者を誘導し、保護にあたる。

なお、村はあらかじめ避難所の開設や運営方法等を明確にしたマニュアルの作成に努める。

(1) 避難所の開設

村長は、原則として、「資料編 指定避難場所及び指定避難所」の中から災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設する。

また、避難所を設置した場合は、各避難所に維持、管理のための責任者として村の職員を配置し、避難所の運営を行う。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその収容状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理する。

[開設報告事項]

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み

(2) 避難所の周知

村長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県等の関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

避難所における村長の実施する救援措置は、概ね次のとおりとする。

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

- ア 被災者の収容
- イ 被災者に対する給水、給食措置
- ウ 負傷者に対する医療救護措置
- エ 被災者に対する生活必需物資の供給措置
- オ 被災者への情報提供（必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入力する機器及び電話、FAX等の通信機器の設置を図ること。）
- カ その他被災状況に応じた応援救援措置

(4) 県有施設の利用

村長は、被災者を一時収容するため、必要に応じ、県有施設の一部の利用を要請するものとし、施設管理者は、村長が行う収容活動に協力する。

なお、施設管理者は、収容の用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、収容した被災者の管理は、村長が実施する。

(5) その他の施設の利用

村長は、あらかじめ指定した避難所で不足する場合は、県を經由して厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設する。

3 避難所の運営

(1) 避難所には、避難所等の運営を行うために必要な村職員を派遣する。また、避難所

の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

- (2) 村長は、行政区、婦人会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て避難所の運営を行う。

なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

- (3) 行政区、婦人会、自主防災組織、ボランティア等は、避難所の運営に関して村に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るよう努める。
- (4) 避難所においては、被災者が自主的、自発的に避難所の運営組織を立ち上げ、避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう、村や施設管理者が支援を行う。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。
- (5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して避難所の運営を行う。

4 住民の避難先の情報把握

村は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

5 避難所での生活が長期化する場合の対策

(1) 設備の整備

避難所の設置者は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保、避難所の情報支援拠点化等、長期化に伴う生活環境の改善対策を講ずる。

ア 畳、マット、カーペット

イ 間仕切り用パーティション

ウ 暖房機器

エ 洗濯機・乾燥機

オ 仮設風呂・シャワー

カ 仮設トイレ

キ テレビ・ラジオ

ク インターネット端末

ケ 簡易台所、調理用品

コ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、また避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所などを設置するなど、避難者の人権に配慮した環境作りに努める。

6 指定避難所以外の被災者への支援

村は、関係機関等との連携して指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況及び自宅に留まっている被災者の状況を把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給す

る。

なお、各種の支援措置が確実になされるよう被災者に指定避難所に避難するよう理解を求めるとともに、特に災害対策活動の拠点となる施設（村役場等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求める。

第5 災害時要援護者対策

1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって、入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(2) 在宅者対策

村等は、直接有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって、聴覚障がい者については、音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって、患者に対して過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(4) 外国人に対する対策

村は、県の協力のもと、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ多言語での避難等の情報伝達に努める。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導にあたっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

(2) 在宅者対策

村は、消防本部、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。

なお、避難誘導にあたっては、災害時要援護者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。

必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。
避難誘導にあたっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

(4) 外国人に対する対策

村は、消防本部及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

3 避難所における配慮等

(1) 避難所のバリアフリー化等

物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合には、高齢者・障がい者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等が避難することとなった場合には、トイレに近い場所を確保するなど災害時要援護者の生活エリアの確保を図る。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

村は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させる。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼する。

(3) メンタルヘルスケアの実施

村は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の災害時要援護者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行う。

(4) 施設・設備の整備

村は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の災害時要援護者に配慮した施設・設備の整備に努める。

第6 広域的な避難対策

1 県内市町村間の避難調整

(1) 県の役割

県は、大規模災害により被災市町村が市町村域を超えた広域避難を行うため、受け入れ先確保の要請があった場合、被災市町村からの避難経路や避難者数の見込み等の情報をもとに、避難者の受け入れが可能な市町村を調査、選定し、被災市町村と受け入れ先市町村との調整を行う。

(2) 村が被災した場合

村は、広域避難の際、同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者に対して、県と協力し、輸送手段を調達する。

また、開設した避難所には可能な限り村職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

(3) 広域避難を受け入れる場合

広域避難を受け入れる場合、避難所の開設を行うとともに、被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

2 県外避難の調整

村は、被災者を県外へ避難させる必要があると認めた場合、県に対し、県外避難の調整を要請する。

村から要請を受けた県は、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、受け入れ先となる都道府県との調整スキームを整備するとともに、被災者が避難を行うための輸送手段の調達などを支援する。

3 病院、社会福祉施設等の災害時要援護者の広域避難

県は、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者等を広域避難させる場合、関係団体と十分に連携して受け入れ元と受け入れ先の病院、施設間の連絡調整を行うとともに、入院患者や入所者の症状に応じた輸送手段を確保し、広域避難計画の実施にあたる。

第12節 医療（助産）救護

[健康福祉課]

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに一刻も速い医療（助産）救護活動を施す。

第1 医療機関の被害状況等の収集、把握

村は、医療（助産）救護体制の確立を図るとともに、医療機関の活動状況を住民にいち早く提供するため、医療機関の被害状況等を速やかに収集・把握する。

村は、県中保健福祉事務所及び石川郡医師会と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を収集・把握する。

医療機関の被害状況及び活動状況は、県中保健福祉事務所が一元的に管理し、県へ報告する。この場合において、医療機関は救急医療情報システムやFAX等により報告を行うこととし、有線回線が不通となり保健福祉事務所に連絡がとれない場合は、防災行政無線等により報告を行う。

県は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況を、村及び関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じて住民に情報提供を行う。

第2 医療（助産）救護活動

村、県及び関係医療機関は、福島県災害救急医療マニュアルに基づき、被災状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、被災地内で医療（助産）救護活動を行う。

1 村

(1) 村は、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ石川郡医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、災害の程度に即応した次の救護活動を行う。

- ア 診療
- イ 応急処置、その他の治療及び施術
- ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置
- エ 薬剤又は治療材料の支給
- オ 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
- カ 看護
- キ その他医療（助産）救護に必要な措置

(2) 村は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により村の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県に対し協力を要請する。

2 その他の機関

(1) 日本赤十字社福島県支部

- ア 日本赤十字社福島県支部は、県の要請に基づき医療救護班を派遣して救護活動を

行う。

なお、災害の状況に応じて独自の判断で救護班を派遣して、被災地の医療機能が回復、もしくは地方公共団体等による系統的な救助救出活動が開始されるまでの間において、日本赤十字社独自の活動として、積極的な救護活動を行うことができる。

イ 医療救護班の業務内容は、「災害救助法により県の行う医療、助産、死体の処理を日本赤十字社福島県支部に委託する契約書」の定めるところによる。

ウ 近隣各支部からの応援救護班の業務等については、福島県支部と同様の取扱いとする。

(2) 福島県医師会・福島県歯科医師会・福島県看護協会

ア 福島県医師会、福島県歯科医師会及び福島県看護協会は、村から協力要請があり、その必要を認めるときは、石川郡医師会等に救護活動を要請する。

イ 医療救護班の業務内容は、村の医療救護班と同様とする。

(3) 福島県薬剤師会

福島県薬剤師会は、村又は医師会等から協力要請があった場合、各支部薬剤師会に対し、救護活動に必要な医薬品等の確保と応援医薬品の荷分け、また、救護所における医薬品の管理と調剤の実施を要請しする。

第3 傷病者等の搬送

1 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

ア 医療救護班の班長は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

ア 医療救護班の班長は、村及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

イ 重症者等の場合は必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及び自衛隊等の保有するヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

重傷者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに、村内の医療機関及び地域災害医療センター等隣接市町村の医療機関へ行う。

ア 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として消防本部が実施する。

ただし、消防本部の救急車両が確保できない場合は、村及び救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。

イ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては、県消防防災ヘリコプター及び自衛隊等の保有するヘリコプターによる実施を要請する。

ウ 傷病者搬送の要請を受けた村及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、収容先医療機関を確認の上、搬送する。

2 医療スタッフ等の搬送

村は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送にあたっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

第4 医薬品等の確保

村は、救護活動に必要な医薬品等については、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、県に供給要請を行う。

第5 血液製剤の確保

村は、災害発生後、県内血液センター施設等の被災状況を速やかに把握するとともに、日本赤十字社福島県支部を通して、状況に応じた血液の確保を図るため、次のことを行う。

- (1) 血液センターに対して被害の軽微な地域に採血車を出動するように依頼し、住民の献血による血液の確保に努める。
- (2) 近隣の都県及び日本赤十字社各支部に応援を依頼し、県外からの血液製剤の導入を図る。
- (3) 血液輸送にヘリコプターを必要とする場合には、県消防防災ヘリコプター及び自衛隊に対し派遣を要請する。

第6 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、村は被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第7 広域的救護活動の調整

村は、災害発生時における医療（助産）救護活動が医師等の不足、医薬品等の不足により円滑に実施できない場合には、県及び近隣市町村からの応援活動を要請するなど、広域的な調整を図る。

第13節 緊急輸送対策

[総務課、地域整備課]

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両船舶等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行う。

第1 緊急輸送の範囲

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、次に示すとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 死体の捜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

第1段階に加え、次のとおりとする。

- ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
- イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

第2段階に加え、次のとおりとする。

- ア 災害復旧に必要な人員及び物資
- イ 生活必需品

3 輸送にあたっての配慮事項

輸送活動を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送路等の確保

1 緊急輸送路の確保

各道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、「第1章 第7節 緊急輸送路等の指定」により指定された第1次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線を確保することが困難な場合は、第2次確保路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

2 陸上輸送拠点の確保

村は、あらかじめ指定されている広域陸上輸送拠点及び村の物資受け入れ拠点の管理者の協力を得ながら、物資集積、荷さばき及び保管のための輸送施設の確保を図る。

3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

村は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

第3 輸送手段の確保

村の輸送手段の確保体制は、次のとおりである。

1 村有保有車両の利用

災害発生時において、輸送に必要な車両は、各担当部局において保有する車両を利用する。

また各担当部局において、車両が不足する場合においては、総務部において集中して管理している車両を利用する。

なお、あらかじめ緊急通行車両に該当する車両は、県警察本部（石川警察署）に事前届出の申請を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておく。

2 民間業者への協力要請

村は、あらかじめ定めた民間協力業者へ支援を要請し車両を調達する。

3 県への要請

必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

第14節 警備活動及び交通規制措置

[総務課、企画産業課、石川警察署]

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測されるため、県警察本部（石川警察署）を中心とした、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等について定める。

第1 警備活動

1 実施機関

県警察本部（石川警察署）、県公安委員会

2 警備活動

(1) 災害情報の収集

県警察本部（石川警察署）は、多様な手段により災害による被災状況、交通状況等の情報収集活動にあたる。

(2) 救出援助活動

県警察本部（石川警察署）は、把握した被害状況に基づき、災害警備部隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、消防本部等の防災関係機関と連携して救出援助活動を行う。

(3) 避難誘導活動

避難誘導を行うにあたっては、緊急の場合を除き、村等と緊密な連携のもと、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施する。

(4) 死体見分

県警察本部（石川警察署）は、村等と協力し、死体見分場所等を確保するとともに、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

(5) 二次災害防止措置

県警察本部（石川警察署）は、二次災害の危険箇所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促すなど二次災害の防止を図る。

(6) 社会秩序の維持

県警察本部（石川警察署）は、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防犯組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努める。

(7) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

県警察本部（石川警察署）は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努める。

(8) 相談活動の実施

県警察本部（石川警察署）は、村等と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動

に努める。

(9) ボランティア活動の支援

県警察本部（石川警察署）は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

第2 交通規制措置

1 被害状況の把握

県警察本部（石川警察署）は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、各道路管理者と連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進する。

2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施

被害状況を把握して必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、危険個所の表示、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

なお、隣接又は近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合等においても、交通規制を行う場合がある。

(1) 被災区域等への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施し緊急交通路の確保を図る。

ア 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

イ 流入抑制のための交通整理、交通規制については、関係都道府県と連絡を取りながら広域的に行う。

ウ 高速自動車道については、被災地区等を経由する車両を抑制するため、規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

(2) 交通規制等に関する措置

ア 標示設置による規制

県公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知する。

イ 現場の警察官の指示による規制

県公安委員会は、緊急を要するため標示を設置するする暇がないとき又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により規制を行う。

ウ 迂回路対策

県公安委員会は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置する。

エ 広報活動

県公安委員会は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ居住者等に広く周知する。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

ア 確認の対象となる車両

(7) 災害応急対策従事者の車両

(4) 災害応急対策に必要な物資の緊急輸送の車両

ただし、道路交通法第39条第1項の緊急自動車は、確認対象外である。

イ 確認手続

知事又は県公安委員会(警察本部(石川警察署))は、車両の使用者の申出により、当該車両が令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付ける。

(4) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続きの周知

ア 県公安委員会は、緊急通行車両等の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に基づき行う。

イ 緊急通行車両の事前届出制度により、届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して令第33条第1項に定める確認を行う。この場合においては、確認のための審査は省略する。

ウ 県公安委員会は、事前届出の申請についての処理、届出済証の交付を受けた者からの確認申請があった場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図る。

エ 県公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出・確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図る。

3 交通規制時の車両の運転者の義務

災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。(災害対策基本法第76条の2)

(1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(2) 上記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

4 警察官、自衛官及び消防職員による措置命令

緊急通行車両の通行確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。(災害対策基本法第76条の3)

(1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の

物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

- (2) 上記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらない場合又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることができない場合、警察官は自らその措置をとることができる。

この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

- (3) 上記(1)及び(2)を警察官がその場にいない場合に限り、派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防職員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

第15節 防疫及び保健衛生

[健康福祉課]

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

第1 防疫活動

1 防疫組織

福祉部衛生班は、県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、管内の防疫対策の企画、推進にあたる。

2 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

3 消毒の実施

- (1) 知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。
- (2) 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適切な場所に配置する。

4 ねずみ族昆虫等の駆除

- (1) 知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。
- (2) 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適切な場所に配置する。

5 生活の用に供される水の供給

- (1) 知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。
- (2) 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。
- (3) 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

6 臨時の予防接種

知事の命令に基づき実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

7 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、村は、県防疫担当

職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

8 報告

(1) 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに県中保健福祉事務所長を経由して知事に報告する。

(2) 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施した場合、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5）に記載する事項を毎日知事へ報告する。

第2 食品衛生監視

村は、必要に応じ、県に対し次の活動支援を要請する。

- (1) 炊き出し等の食品の監視指揮及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他の食品に起因する危害発生の防止

第3 栄養指導

村は、県に対し次の活動支援を要請する。

- (1) 炊き出し、給食施設の管理指導
- (2) 患者給食に対する指導
- (3) その他栄養補給に関すること

第4 保健指導

村の保健師・栄養士等は、災害の状況によって、避難所、被災家庭及び仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生・児童委員、地域住民との連携を図りながらコーディネートを行い、効果的な巡回健康相談を実施し、災害時要援護者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。

第5 精神保健活動

1 精神科医療体制の確保

(1) 精神科医療体制確保の要請

村は、災害の状況に応じ、県に対し、精神科救護所の設置及び精神科医療チームによる精神科診療体制の確保を要請する。

(2) 被災者のメンタルヘルスケア

村は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じ、県に対し、精神科医療チームによる避難所等の巡回を要請し、メンタルヘルスケアを実施する。

2 精神科入院病床及び搬送体制の確保

村は、県の協力のもと、入院医療及び保護を必要とする被災者のために、精神科病床及び搬送体制を確保する。

第6 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

1 防疫及び保健衛生機材の備蓄対策

ア 災害時における防疫業務実施基準に基づいた防疫活動の実施が、円滑にできるよう必要量の確保を図る。

イ 災害時の医薬品等取扱施設における、防疫及び衛生器材等の品質の安全確保について、管理・責任体制を明確にするよう自主対策の推進を図る。

2 調達計画

ア 災害発生後は速やかに防疫及び衛生器材の取扱施設の被害状況を調査し、その機能の活動範囲を把握する。

イ 災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関と連携をとり、防疫資材の調達に努める。

第7 動物（ペット）救護対策

村は、災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。

第16節 廃棄物処理対策

[住民税務課]

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速・的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第1 ごみ処理

1 ごみ排出量の推定

災害時には、通常的生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと想定される。

村においては、ごみの種類別に排出量を推定し、平常時における処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定する。

なお、ごみ排出量の推定は、全家屋一戸あたり5t、半壊家屋一戸あたり2t、落下物等一戸あたり1tを目安とする。

2 収集体制の確保

村は、被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

このため、村は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資器材等の確保に関して迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間との応援体制の整備を図る。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、第一にその体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定される。

村は、必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講ずる。

(3) がれき等

がれき等については、原則として排出者自らが、村のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、村が収集処理を行う。

第2 し尿処理

1 し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。

村は、上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り排水機能を活用するとともに、水洗化の状況、住民数及び予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておく。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があるため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理施設においてもそれに対処できるよう予備貯留槽等の設置等に努める。

2 収集体制の確保

村の被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、また、処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては、近隣市町村のし尿処理場に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

このため、村は、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資器材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう体制を整えておくとともに、近隣市町村間との応援体制の整備を図る。

3 処理対策

(1) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより排水処理機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の生活環境及び公衆衛生の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行う。

(2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあっては、洗浄水の断水に対処するため、普段から水のくみ置き等を指導しておく。

また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設便所を設ける等の対策を講ずる。

第3 廃棄物処理施設の確保及び復旧

1 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な廃棄物処理が難しくなり、強いては周囲の環境汚染を引き起こすおそれがあるため、普段より施設の維持管理を十分

に行う。

2 復旧対策

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他の市町村の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとる。

なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県に報告する。

第4 応援体制の確保

村は、被災状況を勘案し、その区域内の処理が不可能と思われる場合には、県に支援を要請する。

また、災害時における人員、資器材等の確保に関し、民間の清掃関連業界、し尿処理関連業界及び仮設トイレ等を取り扱うリース業界等に対して、迅速かつ積極的な協力が得られるよう体制を整えておくとともに、近隣市町村間との応援体制の整備を図る。

第17節 救援対策

[総務課、企画産業課、農業委員会、地域整備課]

村は、災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する。

第1 給水救援対策

1 飲料水供給の概要

村は、県及び国の協力を得ながら災害による被災者に対して、当初は概ね最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行う。

2 飲料水の応急給水活動

(1) 村の対応

ア 村は、給水班を組織し応急給水を実施する。

イ 村は、水道事業者が確保した飲料水のほか非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水は、下記の方法により実施する。

(ア) 給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」

(イ) 指定避難所等における「拠点給水」

(ウ) 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

(2) 県への支援要請

村は、必要に応じ、他の市町村の水道事業者、国の救援及び応急給水用飲料水の衛生指導等について県へ支援を要請する。

3 生活用水の確保

村は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

第2 食料救援対策

1 対応の概要

村は、県と連携し、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給する。

なお、県では、村が行う食料応急対策を補完する立場から、広域的な調達能力を有する販売業者等と連携し、災害発生時における円滑な供給体制の整備を行うこととしている。

2 調達及び供給

村は、調達計画に基づき地元小売業者等保有の食料を調達し、備蓄食料と併せて被災者等に供給する。

食料の供給にあたっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者等の災害時要援護者への配慮等、質の確保についても配慮する。

第3 生活必需物資等救援対策

1 供給方針

村は、県と連携し、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等を調達し、供給する。

このうち、県が広域的に調達確保を行う場合は、県内市町村、東北経済産業局、日本赤十字社福島県支部などと連携を図り、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図る。

さらに、県は、供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、国の物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）又は非常災害対策本部等に物資の調達を要請する。

2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等災害時要援護者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行う。

(1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

(3) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

3 生活必需物資等の調達及び供給

村は、備蓄生活必需物資等及び調達計画に基づき、地区内小売業者等から調達し、被災者等に供給する。

4 被災者への給与

避難所においては、被災者個人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

第4 義援物資及び義援金の受け入れ

1 義援物資の受け入れ

村は、関係機関等の協力を得ながら、受け入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を県及び村の災害対策本部並びに報道機関を通じて公表する。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努める。

なお、阪神・淡路大震災の教訓に鑑みて、原則として、個人からの義援物資については、受け入れを行わないものとする。

2 義援金の受け入れ

村は、あらかじめ義援金の受け入れ体制を整える。

第18節 被災地の応急対策

[地域整備課、住民税務課]

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため、金融機関による応急金融措置を実施する。

第1 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

1 県

県(土木部)は、被災地において被災建築物の損壊等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を行うことができる専門知識を有する「建築物応急危険度判定士」及び宅地、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成を行うとともに、災害時において判定士等を迅速かつ効果的に活用するための制度(ボランティア登録制度等)づくりを行う。

2 村

村は、県が実施する判定士制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のため、住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努める。

第2 障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合、村長はその障害物の除去を行う。

(ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

(イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

(ウ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には、村が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県(石川土木事務所)に派遣(応援)要請を行う。

ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、(社)福島県建設業協会(以下この節において「県建設業協会」という。)からの資器材、労力の提供等協力を求める。

(2) 災害救助法を適用した場合の除去

ア 対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所(居室、台所、便所等)に土砂、立木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。

イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行う。

ウ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

エ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

2 道路における障害物の除去

(1) 実施機関

道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する各道路管理者が行う。

(2) 方法

道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

3 河川における障害物の除去

(1) 実施機関

河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者（村長）・水防団長（消防団長）、消防組織法に規定する消防機関の長が行う。

(2) 方法

河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行う。

また、水防管理者（村長）、水防団長（消防団長）及び消防機関の長は、水防法第29条の規定による緊急措置を行う。

4 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には村の設置する廃棄物処理施設へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保する。

なお、村においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図る。

(1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない公共用地を選定する。

(2) 公共用地に適切な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結する。

5 関係機関との連携

村は、県、国の出先機関、県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去のための建設用資器材及び技能者等要員の調達、提供の確保に努める。

なお、県建設業協会（支部）の協力により調達された資器材等の集積場所又は人員の集合場所は、県中建設事務所長が応急復旧に要する各種情報を総合的に判断して指示する。

第3 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等

1 応急仮設住宅の建設

(1) 実施機関等

- ア 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行うが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案について、村と共同して行う。
- イ 災害救助法適用の市町村が本村のみである場合は、知事は建設を村長に委任することができる。
- ウ 村は、平時においてあらかじめ二次災害の危険のない建設適地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行う。
- エ 村は、県と連携のもと、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にあたり、資材の調達及び要員の確保について、(社)プレハブ建築協会等に対し、あらかじめ締結した協定に基づき協力を要請する。

(2) 災害救助法による応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 入居対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住宅がない者又は避難勧告等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、(ウ)については、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用する。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が村長の協力を求めて行う。

ただし、県は状況に応じて村長に事務委託することができる。

ウ 規模・構造及び費用

(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸あたり平均29.7平方メートル(9坪)とする。

(イ) 高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様は、すべての入居者にとって利用しやすいものであることから、応急仮設住宅の設計にあたっては、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去された(バリアフリー)仕様とする。

(ウ) 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

エ 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定する。

なお、選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮する。

また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮する。

- ・都市計画公園予定地
- ・公営住宅敷地内空地
- ・公園、緑地及び広場
- ・県有施設敷地内空地
- ・国・県が選定供与する用地
- ・その他の適地

オ 着工及び完成の時期

(ア) 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設する。

(イ) 着工時期の延長

大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

(ロ) 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（最高2年以内）とする。

カ 建設が遅れた場合の措置

避難所生活が相当に長期化しているにも関わらず、応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合、村は、厚生労働省と協議の上、公営住宅の一時使用、民間賃貸住宅の借り上げ等により住宅の供与を行う。

2 借上げ住宅等の提供

(1) 借上げ住宅の提供

必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合及び長期間の避難が予想される場合等の事情がある場合、村は、県の支援のもと、公営住宅や(社)福島県宅地建物取引業協会を通して民間賃貸住宅を提供することができる。

なお、入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準ずるものとするが、入居先の決定にあたっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のため、地域単位での入居等も検討する。

(2) 公営住宅等のあっせん

村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制の整備を図る。

3 住宅の応急修理

(1) 実施機関等

ア 災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は、知事が行うが、対象とする住家の選定について、村と共同で行う。

イ 災害救助法適用の市町村が本村のみである場合は、知事は応急修理を村長に委任することができる。

(2) 実施方法等

ア 応急修理対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

(ア) 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと

(イ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

- (ウ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと
- (エ) 当該災害により半壊の住家被害を受けた者（世帯）については、前年の世帯収入が次のいずれかに該当していること（大規模半壊の住家被害を受けた者（世帯）は除く。）

- a （収入額） \leq 500万円の世帯
- b 500万円 $<$ （収入額） \leq 700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯
- c 700万円 $<$ （収入額） \leq 800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯

イ 修理の範囲と費用

- (ア) ア 応急修理の対象範囲は、次の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施する。

なお、緊急度の優先順は、概ね次のとおりとする。

- a 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
- b ドア、窓等の開口部の応急修理
- c 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- d 衛生設備の応急修理

- (イ) 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

ウ 応急修理の期間

原則として、災害発生の日から1カ月以内に完了する。

第4 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

村は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施する。

村は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努める。

2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決める。

この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する各部局及び国の出先機関を含む関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずる。

3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。
- (4) その他住民の生活に関すること。

第5 応急金融対策

1 日本銀行福島支店の措置

- (1) 通貨の円滑な供給の確保
被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保

に係る必要な指導及び援助等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣するなど必要な措置を講ずる。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、日本銀行福島支店又は被災地所在金融機関が緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要がある場合は、関係行政機関等と密接に連絡の上、各種輸送、通信手段の活用を図る。

また、現金の輸送に際しては社会不安等を生じさせることのないよう、県警察本部等の協力のもと、その安全確保に必要な措置を講ずる。

(3) 金融機関の業務運営の確保

必要に応じ、営業時間の延長及び休日臨時営業を行うとともに、金融機関相互の申し合わせ等により、同様の措置を取るよう指導する。

また、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あつせん、指導等を行う。

(4) 金融機関による非常金融措置

被災者の便宜を図るため、金融機関相互の申し合わせなどにより、次のような非常措置を取り得るよう、あつせん、指導を行う。

ア 預金通帳を滅(紛)失した預金者に対し、預金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対し定期預金、定期積金等の期限前払戻し、又は預金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災したために支払期日が経過した手形について、関係金融機関と適宜話し合いの上、取立てができること。

また、災害関連手形の不渡処分について適宜配慮すること。

エ 損傷銀行券及び貨幣の引換えについて、状況に応じ必要な措置をとること。

オ 国債を紛失した又は汚損した場合の取扱いについて、相談に応ずること。

カ 被災者への融資に対し、相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化等の措置を取ること。

(5) 各種金融措置に関する広報

上記災害応急対策のうち、(3) 金融機関の業務運営の確保及び(4) 金融機関による非常金融措置については、福島財務事務所等関係行政機関と協議の上これを行うこととし、また、金融機関及び報道機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

第19節 死者の搜索、遺体の処理等

[総務課、健康福祉課、石川警察署]

災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

第1 全般的な事項

1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。

そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と段階ごとに的確かつ速やかに対応する。

2 石川郡医師会等との協力体制の整備

村は、多数の死者が発生した場合の検視及び身元確認については、あらかじめ県警察本部（石川警察署）及び石川郡医師会等との協力体制の整備を図る。

3 広域的な遺体処理体制の整備

村は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努める。

この場合において、必要に応じ、県へ支援を要請する。

第2 遺体の搜索

1 搜索活動

村は、県、県警察本部（石川警察署）、消防本部及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の搜索を実施する。

この場合において、村は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

2 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、次の基準で実施する。

- (1) 救助実施者が遺体の搜索を実施するにあたっては、搜索に要する役務、機械、器具等について現物により給付する。
- (2) 費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第3 遺体の収容

1 遺体の搬送

警察官による検視及び医師（県の医療救護班を含む。）による検案を終えた遺体は、村が県に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮する。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

(1) 遺体収容所（安置所）の開設

村は被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(2) 遺体の収容

村は、収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定める。

3 災害救助法を適用した場合の遺体の処理

災害の際死亡した者について遺体に関する処理は、次の事項について行う。

(1) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として県の医療救護班によって行う。）

(2) 遺体の一時保存

(3) 検案・身元確認（原則として県の医療救護班によって行う。）

(4) 遺体の検視（原則として警察官が、各種法令等に基づいて検視を行う。）

(5) 遺体の搬送（原則として住民部避難対策班が実施する。）

第4 遺体の火葬・埋葬

1 遺体の火葬実施基準

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は、村が実施する。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬にあたっては、火葬、埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとる。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引き渡す。

(2) 火葬場の調整

ア 村は、その火葬場が被災した場合、又はその処理量が多くなる場合を考慮し、近隣の市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理量を調整し適正な配分に努める。

イ 村は、火葬許可にあたっては、所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

2 災害救助法適用の場合の火葬・埋葬

災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬は、次の基準で実施する。

(1) 火葬・埋葬は原則として村内で実施する。

(2) 遺体が他の市町村（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものと

するが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、村は知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）する。

(3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影するなど記録した上、上記(2)に準じて実施する。

(4) 費用・期間等

ア 次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者に支給する。

(ア) 棺（付属品を含む）

(イ) 埋葬又は火葬

(ウ) 骨つぼ又は骨箱

イ 支出できる費用

福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第5 災害弔慰金の支給

村長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合、村の条例（災害弔慰金の支給等に関する条例 [昭和58年3月18日玉川村条例第7号]）に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

1 対象災害

- (1) 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合500万円、その他の者の場合は、250万円を限度として支給する。

第20節 生活関連施設の応急対策

[総務課、地域整備課、企画産業課]

上水道、電気、LPガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する。

第1 上水道施設等応急対策

村は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資器材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

復旧にあたっては、緊急度の高い医療施設、災害応急・復旧対策の中核となる村役場などあらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

2 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者及び県等他の機関への支援要請にあたっては、必要とする支援内容を明らかにして要請する。

村は、災害による水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合、水道事業者等の相互応援の状況を踏まえつつ、近隣市町村の水道事業者、関係団体及び県に対して広域的な支援を要請する。

3 的確な情報伝達・広報活動

村は、県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行う。

第2 下水処理施設等応急対策

下水処理施設管理者は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて応急復旧を行う。

1 要員の確保

下水処理施設管理者は、あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図る。

2 応急対策用資器材の確保

下水処理施設管理者は、施設の実情に即して、応急対策用資器材の確保を図る。

3 復旧計画の策定

下水処理施設管理者は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、

次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努める。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

4 広報

下水処理施設管理者は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努める。

第3 電力施設等応急対策

1 災害対策組織の設置

災害が発生した場合は、あらかじめ定められた基準等に基づき、災害の規模、その他の状況に応じ、災害対策組織を設置する。

2 人員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ従業員の動員体制を定めて対応する。
- (2) 従業員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、他電力会社及び工事関係会社との協定等に基づき、要員の応援を要請する。

3 応急復旧用資器材の確保等

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 納入メーカーからの購入
- エ 他電力会社からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資器材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、船舶、ヘリコプター、その他実施可能な運搬手段により行う。

(3) 資材置場等の確保

復旧資材置場及び仮設用用地が必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれにあてる。

4 災害時における広報

- (1) 災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについての広報を行う。

また、住民の感電事故を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行う。

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに会社事業所に通報すること。
- ウ 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。

エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。

カ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

5 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上位機関災害対策組織に報告する。

(1) 一般情報

ア 気象、地象情報

イ 一般被害情報

一般公衆（住民）の家屋被害情報、人身災害発生情報及び電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

ウ 対外対応状況（県及び村の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

エ その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 会社被害情報

ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況

イ 復旧の状況と見通し

ウ 復旧資材、応援隊、食料等に関する事項

エ 従業員の被災状況

オ その他災害に関する情報

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

7 復旧計画等

(1) 災害対策組織は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位機関災害対策組織に速やかに報告する。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

エ 復旧作業の日程

オ 仮復旧作業の完了見込み

カ その他必要な対策

(2) 上位機関災害対策組織は、上記（1）の報告に基づき、下位機関災害対策組織に対

し復旧対策について必要な指示を行う。

- (3) 復旧計画の策定及び実施にあたっては、あらかじめ定めた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を考慮して、供給上復旧効果の最も大きなものから復旧を行う。

なお、復旧順位については人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎等を優先することとし、必要に応じて県災害対策本部と協議調整を行う。

第4 ガス施設〔LPガス〕応急対策

1 出動体制

台風等風水害の発生が予測される場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うものとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤して二次災害の防止等の措置を講ずる。

2 (社)福島県エルピーガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

- (1) 台風等風水害等による災害が発生した場合等

台風等風水害により災害が発生し、被害の状況がB級事故以上等の規模になると認められる場合又は会員のみで自力措置を行うことが困難な場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置する。

- (2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「福島県LPガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請する。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報する。

- (1) 平常時の広報活動

需要家等に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及び地震時のガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビのほか、検針票や領収書を利用して直接PRを行う。

- (2) 二次災害防止等の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、次の事項について広報する。

ア ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。

イ LPガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

4 被害状況の把握(情報収集)

台風等風水害により、災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告する。

ア 被害状況の概要

イ 復旧応援要員の要請

- (ア) 救援を必要とする作業内容
 - (イ) 要員
 - (ウ) 資器材及び工具車両
 - (エ) 救援隊の出動日時・集結場所等
 - ウ 復旧作業の日程
 - エ 仮復旧の見通し
 - オ その他必要な対策
- (1) 需要家からの情報
 - ア 販売区域の被害規模に関する情報の収集
 - イ 需要家の家屋被害状況
 - (2) 一般被害状況に関する情報
 - ア 人身災害発生情報及び電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況
 - イ 対外対応状況（県及び村の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）
 - ウ その他災害に関する情報（交通状況等）
 - (3) 特定供給設備の被害情報

5 復旧計画等

- (1) 災害対策本部は、次に掲げる事項を把握し、復旧作業計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告する。
 - ア 被害状況の概要
 - イ 復旧応援要員の要請
 - (ア) 救援を必要とする作業内容
 - (イ) 要員
 - (ウ) 資器材及び工具車両
 - (エ) 救援隊の出動日時・集結場所等
 - ウ 復旧作業の日程
 - エ 仮復旧の見通し
 - オ その他必要な対策
- (2) 復旧作業計画の策定、中圧以上の復旧作業、供給操作等は、被災事業者独自の供給形態、地域特性に依存するところが大きいため、原則として被災事業者が行うものとするが、上位対策組織は、上記（1）の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行う。
- (3) 復旧計画の策定及び実施にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

第5 鉄道施設〔東日本旅客鉄道株式会社〕応急対策

1 災害応急体制の確立

(1) 災害対策組織

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて水戸支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

ア 水戸支社対策本部

(ア) 本部長は水戸支社長とし、水戸支社対策本部の業務を統括する。

(イ) 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

(ウ) 班長は関係部長、本部付きは関係課長又は担当者とする。

イ 現地対策本部

(ア) 現地対策本部長は、地区駅長、地区駅長が指定する者又は営業所長とし、現地対策本部の業務を統括する。

(イ) 本部付きは関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

(2) 通信設備等の整備

関係防災機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。

ア JR電話・NTT電話の緊急連絡用電話、指令専用電話及びFAXを整備する。

イ 列車無線及び携帯無線機を整備する。

ウ 風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。

(3) 気象異常時の対応

ア 施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。

イ 輸送指令は、時間雨量、連続雨量、風速及びSI値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。〔運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。〕

(4) 旅客及び公衆等の避難

ア 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

イ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

(5) 消防及び救助に関する措置

ア 災害により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ウ 大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行

う。

(6) 列車の運転方法

列車の運転方法はその都度決定するが、概ね次により実施する。

- ア 迂回又は折り返し運転
- イ 臨時列車の特発
- ウ バス代行又は徒歩連絡

2 乗客の救援、救護

- (1) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を車内放送等により案内を行い、乗客の動揺・混乱の防止に努める。
- (2) 駅長等は、災害時の動揺・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き鎮静化に努める。
- (3) 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救援に必要な器具を整備する。
- (4) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険な場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

第6 電気通信施設等応急対策

災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

1 電話（通信）の確保

(1) 災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。
この場合、県、村（村本部）及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

(2) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡にあたる。

2 電話（通信）の応急措置

(1) 設備、資器材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり、設備、資器材の点検を行う。

- ア 電源の確保
- イ 非常用対策機器（無線機器、移動電源装置等）の発動準備
- ウ ビル建築物の防災設備の点検
- エ 工事用車両、工具等の点検
- オ 保有する資材、物資の点検
- カ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

災害により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- ア 通信の利用制限
- イ 非常通話、緊急通話の優先・確保
- ウ 無線設備の使用
- エ 非常用公衆電話の設置
- オ 臨時電報、電話受付所の開設
- カ 回線の応急復旧

(1) 応急復旧対策

ア 地震により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりとする。

(7) 応急復旧工事

- a 電気通信設備を応急的に復旧する工事
- b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(イ) 原状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

(ウ) 本復旧工事

- a 被害の再発防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- b 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

イ 災害等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた次の表の順位にしたがって実施する。

順 位	復旧する電気通信設備
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象機関に設置されるもの ○ 水防機関に設置されるもの ○ 消防機関に設置されるもの ○ 災害救助機関に設置されるもの ○ 警察機関に設置されるもの ○ 防衛機関に設置されるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 選挙管理機関に設置されるもの ○ 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除く)
3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

第7 放送施設等応急対策

1 日本放送協会福島放送局

災害が発生した場合は、非常災害対策規定に基づき、迅速かつ的確に必要な措置をとる。

なお、放送所、演奏所等が被災した場合は、あらかじめ選定した退避所に速やかに移転し、放送を継続する。

2 ラジオ福島

災害が発生した場合は、「災害時における放送実施体制要領」に基づき、災害対策本部の設置、放送機器の確保、速報体制の確立、速報の実施等の措置を速やかに行う。

3 福島テレビ

災害が発生した場合は、非常事態対策要綱に基づき、住民に必要な情報を伝達する放送の公共的使命に鑑み、その業務執行体制を敷き、非常事態対策本部のもとに、総務対策部、放送対策部を置き、非常時情報を放送するために対応する。

4 福島中央テレビ

放送施設の機能が損なわれる規模の災害が発生した場合は、FCT非常事態対策要綱に基づく対策本部を速やかに設置する。

各対策部はあらかじめ定められた分掌により、災害の規模、地域に応じた適切な措置を取る。

系列局との連携を密にし、災害時においては相互協力のもとに放送施設の機能回復及び災害放送の継続に努める。

5 福島放送

非常災害が発生した場合は、非常対策規定に基づき、非常災害対策本部を設置し、放送対策、管理対策に分類した応急復旧活動に努める。

6 テレビユー福島

非常災害時放送対策要綱に基づき、非常災害対策本部を設置し、情報収集、放送の確保及び非常災害時編成要領に従い番組を放送するとともに、マニュアルにより応急復旧活動に努める。

7 エフエム福島

災害が発生した場合は、「エフエム福島非常災害対策要領」に基づき速やかに必要な措置をとる。

なお、放送施設の確保、災害放送の継続等についても全国FM協議会加盟局と連携を密にして応急復旧活動に努める。

第21節 文教対策

[教育委員会]

教育委員会及び学校長等は、災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策計画を定める。

第1 児童生徒等保護対策

1 学校の対応

- (1) 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。
- (2) 児童生徒等については、教職員の指導のもとに、安全の確保が図られる場合は全員を直ちに帰宅させることを原則とする。
ただし、児童生徒等のうち、障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。
また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち、帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。
- (3) 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、児童生徒等を教室等を集める。
- (2) 児童生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮をする。
- (5) 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実にを行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたる。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

教育委員会等は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

2 被害状況の把握及び報告

各所属は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童、生徒、教職員及び施設設備の被害状況を把握し教育委員会等に報告する。

3 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- (1) 教育委員会は、各校の児童・生徒・教職員の心身の健康状態について調査し実態を

把握する。

- (2) 教育委員会は、調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。
- (3) 教育委員会は、必要のある時に、児童・生徒・教職員の心の健康に関する相談窓口を開設する。
- (4) 教育委員会は、災害後も必要に応じて継続的に、児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

4 教育施設の確保

教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておく。

- (1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理
被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。
- (2) 公立学校の相互利用
授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
- (3) 仮設校舎の設置
校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。
- (4) 公共施設の利用
被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

5 教員の確保

教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

- (1) 臨時参集
教員は、原則として各所属に参集する。
ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。
 - ア 参集教員の確認
各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。
 - イ 参集教員の報告
学校で掌握した参集教員の人数等については、教育委員会を通じて県教育庁学校経営支援課に報告する。
 - ウ 臨時授業の実施
通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整える。
- (2) 退職教員の活用
災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に

雇用するなどの対策をたてる。

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
1 校舎の一部が使用不能の場合	(1) 特別教室、屋内体育館等を使用すること (2) 二部授業を行うこと	ア 欠員者の少ない場合は、学校内で調整すること イ 管内隣接校からの応援要員の確保を考慮すること
2 校舎が全部被害を受けた場合	(1) 公民館、公会堂等の公共施設を利用すること (2) 隣接校の校舎を利用すること (3) 神社、仏閣等の利用を行うこと (4) 黒板、机、腰掛等の確保計画を策定すること	ウ 管内隣接校の協力を求めること エ 短期、臨時的にはPTAの適当な者の協力を求めること（退職教員等） 欠員（欠席）が多数のため、イ、ウの方途が講じられない場合は県教育委員会に要請して県において配置するよう要請する。
3 特定の地域全体について相当大きな被害が発生した場合	(1) 校舎が住民避難場所に充当されることも考慮すること (2) 上記（1）の場合は隣接校又は公民館等の公共施設の使用計画をつくること (3) 応急仮校舎の設置を考慮すること	長期にわたり多数の教員に欠員が生じた場合は直ちに対処できるよう調査をしておくとともに、その欠員状況に応じ補充教員を発令するか、他県の協力を要請するかについて考慮しておく。
4 村内全域に大きな被害が発生した場合	避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用すること	

6 学用品の確保のための調査

- (1) 教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査し、県教育委員会へ報告する。
- (2) 調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合、県教育委員会に対して教科書等の学用品を給与するための協力要請等必要な措置を講ずる。

7 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

このため、村の防災担当部局、教育委員会は、事前に教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておく。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、村担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営にあたる。

8 児童及び生徒のメンタルヘルス対策

学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

9 入学料等の免除

被災によって入学料等の免除等が必要と認める者については、関係条例及び規則の定めるところにより、入学料等を免除する等の特別措置を講ずる。

第3 文化財の応急対策

(1) 建物及び搬出不可能な文化財等の場合

教育委員会は関係機関及び所有者等と協議して、適宜、防災診断等を行い予防及び応急対策の計画を立て迅速に対応できる体制を確立しておく。

(2) 搬出可能な文化財等の場合

教育委員会は所有者等と協議して文化財の保全の知識を有する者を搬出責任者に定め、搬出の万全に努めるとともに、あらかじめ搬出場所や搬出用具を準備しておく。

(3) 建築物が被災した場合

建築物が被災した場合には、教育委員会は文化財パトロール員等による被害状況報告を受けて次の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

ア 被害が小さいときは、応急修理を行う。

イ 被害が大きいたときは損害の拡大を防ぎ、覆屋などを設ける。

ウ 被害の大小に関わらず、防護柵を設け、現状保存を図られるようにする。

なお、美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び整備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

第22節 災害時要援護者対策

[健康福祉課]

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「災害時要援護者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、村は、「本章 第11節 避難」のとおり、災害時要援護者への情報伝達、避難誘導等において、配慮するとともに、災害発生後、速やかな災害時要援護者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等に努める。

第1 災害時要援護者等に係る対策

1 要援護者

非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要援護者となる者が発生することから、これら要援護者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、村は、次の点に留意し、民生・児童委員の協力を得ながら、要援護者対策を実施する。

- (1) 在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿を利用する等により、居宅に取り残された要援護者の迅速な発見に努める。
- (2) 要援護者を発見した場合には、当該要援護者の同意を得て、必要に応じ、次の措置をとる。
 - ア 避難所へ移動すること。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあつては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。
- (3) 要援護者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要援護者の把握調査を開始すること。
- (4) 村は必要に応じて、村が実施する措置について、他市町村及び県等へ支援を要請する。

2 障がい者及び高齢者に係る対策

村は、避難所や在宅における一般の要援護者対策に加え、次の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること。
- (2) 掲示板、広報誌、パソコン、FAX等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。

- (3) 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。
- (4) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、救出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。
- (5) 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。

3 児童に係る対策

(1) 要保護児童の把握

村は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、村に対し、通報がなされるような措置を講ずること。

イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。

ウ 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供すること。

エ 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うこと。

また、孤児、遺児については、県における母子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

(2) 児童のメンタルヘルスキアの確保

村は、被災児童の精神不安定に対応するため、県及び関係機関との連携のもと、児童相談所において、メンタルヘルスキアを実施する。

(3) 児童の保護等のための情報伝達

村は県と連携し、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての確な情報提供を行う。

4 外国人に係る対策

(1) 避難誘導

村は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や村防災行政無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

(2) 安否確認

村は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア

ア等の協力を得ながら、外国人登録原票等を活用した外国人の安否確認に努める。

(3) 情報提供

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

村は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行うとともに必要に応じ、県へ支援を要請する。

イ テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

村は県と協力のもと、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して、外国語による情報提供に努める。

(4) 相談窓口の開設

村においても、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

第2 社会福祉施設等に係る対策

被災社会福祉施設等においては、「本章 第11節 避難」の避難誘導等により、速やかに入所者の安全の確保を図り、次の措置を講ずる。

(1) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努める。

(2) 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、他市町村、県等に支援を要請する。

(3) 村は県との協力のもと、次の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者等に要請すること。

イ 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。

ウ ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

第23節 ボランティアとの連携

[健康福祉課、社会福祉協議会]

村内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、村、県及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図る。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する。

第1 ボランティア団体等の受け入れ

1 ボランティアの受け入れ

大災害が発生した場合、村は県と連携のもと、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受け入れる。

また、被災地域外からのボランティアの受け入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、社会福祉協議会、県内のボランティア団体等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを、村及び県単位に設置し対応にあたる。

2 情報提供

村は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受け入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等についての情報提供に努める。

特に、発災直後においては、県及び近隣市町村や報道機関の協力をえて、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。

3 活動拠点等の提供

村は、災害時において、必要に応じてボランティアの活動拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第2 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊きだし、その他の災害救助活動
- 3 医療、看護
- 4 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- 5 清掃及び防疫
- 6 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 土砂災害危険箇所の応急危険度判定

10 無線による情報収集及び伝達

なお、組織化されていないボランティアについての受け入れにあたっては、ボランティアが居住している市町村が、各市町村の社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、被災地へボランティア派遣の申出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、効率的な活用を図る。

第3 ボランティア保険の加入促進

村及び社会福祉協議会は、ボランティア保険への加入を広報等を通じて呼びかけるとともに、災害の態様、積極的なボランティア募集の有無等に応じて、保険料の助成を検討する。

第24節 危険物施設等災害応急対策

[総務課]

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立する。

第1 危険物施設応急対策

1 出動体制

危険物取扱事業者は、危険物の漏洩又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた職員が出動するとともに、被害拡大を防止するため、状況に応じ、作業の中止、消防機関及び近隣営業所・住民への連絡等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう出動態勢を整える。

2 人員の確保

対策要員の確保については、あらかじめ従業者の動員基準を定めて対応する。

なお、動員基準の策定にあつては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、各要員の出動方法、出動に要する時間等を考慮して定める。

3 被害状況の把握（情報収集）

危険物取扱事業者は、災害の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

- (1) 施設等の被害状況
- (2) 施設等の周辺の火災状況
- (3) 一般被害状況に関する情報

- ア 事業所周辺区域における人身災害発生情報
- イ 対外対応状況（県及び村の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）
- ウ その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

4 災害時における緊急措置

危険物取扱事業者及び危険物取扱者は、消防署、警察署等の関係機関と連携を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 危険物の漏洩や類焼等、取扱施設が危険な状態になった場合は、ただちに取扱う危険物の性質に応じた応急の措置を行う。
- (2) 災害の状況に応じ、付近住民、近隣企業へ連絡して被害拡大に対する警戒を喚起する。
- (3) 周囲への被害拡大のおそれが生じた場合は、速やかに付近住民に対し避難するよう警告し、避難誘導を行う。

5 村、県、その他防災関係機関の対応

- (1) 災害情報の収集及び報告

村長は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとと

もに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(2) 社会混乱防止対策

村は、県、報道機関等と連携し、危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、相互に協力して、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

(3) 消防応急対策

消防機関は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

(4) 避難

村長は、石川警察署と協力し避難のための付近住民退去の指示、勧告、避難所への収容を行う。

(5) 交通応急対策

道路管理者(村)、県警察本部その他関係機関は、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災危険物取扱施設近辺の交通対策に万全を期する。

第2 火薬類施設応急対策

1 出動体制

製造業者、販売業者及び消費者(以下この項目において「関係事業者」という。)は、水害等発生による土砂崩れや火災等により、製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所(以下「施設等」という。)が危険な状態となった場合又は爆発等の災害が発生した場合は、二次災害防止のための製造設備の停止、存置火薬類の安全措置等緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、出動体制を整える。

2 人員の確保

緊急措置等の対策を実施する要員の確保については、あらかじめ社員等の動員基準を定めて対応する。

3 被害状況の把握

水害等の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

- (1) 施設等の被害状況
- (2) 施設等の周辺の火災状況
- (3) 一般被害状況に関する情報(交通状況等)

4 災害時における緊急措置

関係事業者は、消防署、警察等との連絡を密にして、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 製造、保管、貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を配置し関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 通路が危険な状態である等火薬類を移す余裕がない場合は、貯水槽に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 火薬庫内の火薬類を移す余裕がない場合は、入口窓等を目塗土で完全に密閉し、木部にあっては、適切な防火措置を講ずる。
- (4) 火薬類の爆発等のおそれがある場合は、付近の住民に避難するように警告し避難誘

導を行う。

- (5) 吸湿、変質等により原性質もしくは原形を失った火薬類等は、火薬類取締法に基づき廃棄を行う。
- (6) 水害等により、火薬類が流出した場合には、直ちに県（生活環境部）、消防署、警察に連絡するとともに付近住民に対して火薬類が埋没しているおそれのある地域には近づかないように広報活動を行う。

復旧が可能になったら、直ちに流出した火薬類の回収を行う。流出量が多く関係事業者のみで回収が困難な場合は、消防署、警察等に応援を要請する。

第3 高圧ガス施設応急対策

1 出動体制

高圧ガス製造者（貯蔵所を含む）は、ガス漏洩又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた社員・職員が出動するとともに被害状況に応じ、二次災害防止のための製造中止等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部には、災害対策活動の拠点として有効に機能し得るために自社構内にあらかじめ、対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員、職員及び関連会社社員に周知するとともに、二次災害防止のために必要な備品等を通常から整備しておく。

2 人員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ社員の動員基準を定めて対応する。
なお、基準策定にあつては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ各要員に対し、出動する方法・場所を考慮して定める。
- (2) 社員以外の緊急措置要員を必要とする事態が予測され、又は発生した場合は、「福島県医療ガス・工業ガス等災害時供給体制要綱」に基づき要員の応援を要請する。

3 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

- (1) 製造設備、消費設備等の被害情報
- (2) 一般被害状況に関する情報
 - ア 人身災害発生情報及びガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況
 - イ 対外対応状況（県及び村の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）
 - ウ その他災害に関する情報（交通状況等）
- (3) 気象に関する情報
 - ア 福島地方気象台からの気象情報
 - イ 事業所等、周辺の状況の把握

4 災害時における緊急措置

災害が発生した場合において、緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう具体的な措置を次のとおり定めておく。

- (1) 製造施設等が危険な状態になったときは、ただちに応急の措置を行うとともに製造等の作業を中止する。
- (2) 製造等設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中等に安全に放出する。
- (3) 災害の状況に応じ、付近の住民に避難するよう警告し、避難誘導を行う。

第4 毒物劇物施設応急対策

1 出動体制

毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が災害による火災等により危険な状態となった場合は、毒物・劇物が取扱施設等から飛散し、漏れ、しみ出しもしくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる二次災害を防止するため、直ちに毒物・劇物の製造等の作業を中止し、緊急の措置が迅速かつ的確に実施できるように出動体制を整える。

2 人員の確保

毒物劇物取扱事業者の危害防止規定等で定める組織体制に基づき、緊急措置の対策を実施する要員を確保する。

3 被害状況の把握（情報収集）

毒物劇物取扱事業者は、災害発生を覚知した場合は、速やかに次に掲げる情報を把握し、被害状況により緊急措置等の必要性を検討する。

- (1) 製造、販売、貯蔵等の取扱施設の被害情報及び事業所内での人身災害発生情報
- (2) 一般被害状況に関する情報
 - ア 事業所周辺区域における人身災害発生情報
 - イ 対外対応状況（県及び村の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）
 - ウ その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

4 災害時における緊急措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、消防本部、県警察本部（石川警察署）、保健所等との関係機関と連携を密にして、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の漏れ発生の場合
 - ア 漏洩箇所を調査し、付近のバルブを閉止する等の措置を講じ、漏洩拡大防止措置を講ずる。
 - イ 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すか又は除害装置に引き込み、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
 - ウ 漏洩した毒物・劇物は土砂等への吸着、希釈、中和等により、速やかに処理する。
 - エ 毒物劇物漏洩箇所が不明、あるいは漏洩停止が困難であると判断される場合は、バルブ操作等により漏洩を最小限にするとともに、施設外への飛散、流出等を防止する措置を講ずる。
 - オ 毒物劇物の施設敷地外への飛散、流出等又は毒性ガスの発生の場合は、周辺住民に広報し、周辺の道路交通を遮断する等の措置を講ずる。
また、状況により周辺住民の避難誘導を行う。
- (2) 火災発生の場合

- ア 直ちに消火設備等を移動させ、初期消火を行う。
- イ 直ちに自衛消防隊を編成し、活動に入る。
- ウ 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すとともに、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

なお、毒物劇物の移動が困難な場合は、作業員全員を退避させる。

- エ 毒物劇物貯蔵設備への延焼を防止するため、周囲に散水する等冷却する措置を講ずる。

なお、毒物・劇物への直接の散水については、金属ナトリウムや濃硫酸のように激しく発熱し爆発のおそれがあるもの、また、シアン化ナトリウムのように酸又は湿気により毒性ガスを発生させるおそれがあるもの等、危険な状態を引き起こす場合があるものについては、毒物・劇物の性質を考慮した適切な方法により消火活動を行う。

- オ 構内の毒物劇物運搬車両への延焼防止に努め、可能であれば構外へ退避させる。
- カ 毒物劇物貯蔵設備が危険な状態になった場合は、速やかに退避するとともに、周辺住民に危険状態であることを周知し、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

(3) その他必要な措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、災害状況について関係機関に報告するとともに、被災を免れた貯蔵設備等の応急点検を講ずる。

第25節 災害救助法の適用等

[総務課]

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、知事が、法定受託事務としてその救助の実施にあたるものである。

災害救助法の適用にあたっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行規則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行う。

なお、知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害救助法又は災害対策基本法に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の権限が与えられている。

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、知事が法定受託事務として行うこととされている。

- (4) 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができることとされている。

(法第30条第1項)

- (5) 災害救助の実施機関である知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な権限が与えられている。(法第24条～第27条)

ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）

イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）

ウ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（保管命令等）

なお、上記アの従事命令又はイの協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第29条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、上記ウの保管命令等により通常生ずべき損失は、同法26条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

2 災害救助法適用における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が村長の要請に基づき、村の区域単位で適用するものであるため、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施にあたって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため、適正に行わなければならない。

- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、第一線機関である村においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも検討する。

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の規程により、玉川村に災害救助法が適用される具体的な基準は、次のいずれかの場合である。

施行令第1条 第1項中の号区分	適用基準
第1号	玉川村内の住家滅失数40世帯以上
第2号	福島県内の住家滅失数2,000世帯以上のうち 玉川村内の住家滅失数20世帯以上
第3号前段	福島県内の住家滅失数9,000世帯以上のうち 玉川村内の多数の住家が滅失※
第3号後段	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合※
第4号後段	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（適用には厚生労働大臣への協議が必要）※

※ この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては村の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。

例1

- ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
- イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

例2

- ア 船舶の沈没或いは、交通事故により多数の者が死傷した場合
- イ 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置されれば飢餓状態に陥る場合
- ウ 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため、多数の者が危険にさらされている場合
- エ 炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合
- オ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- カ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

【具体的な判断基準】

- (7) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性

の増大

(イ) 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化

(ウ) 雪崩発生による人命及び住家被害の発生

キ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

2 住家滅失世帯の算定等

(1) 災害救助法適用基準における住家滅失世帯数の算定にあたっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

(2) 被害の認定基準については、「資料編 被害の認定基準一覧」のとおりである。

第3 災害救助法の適用手続き

1 村の措置

(1) 災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるものであり、村における被害が第2の1に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、村長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、村長は、災害救助法施行令第8条の規定に基づき災害救助に着手することができる。

また、村長は、この救助に着手したときは、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

2 救助の実施状況の記録及び報告

村は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに整理記録するとともに、その状況を取りまとめて県に逐次報告する。

3 特別基準の申請

災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、次の事項を明らかにして知事に申し出、知事から厚生労働大臣の承認を得て、「特別基準」を設定する。

(1) 一般基準により難い理由

(2) 特別基準の内容

(3) その他必要な事項

なお、厚生労働大臣から「特別基準」の承認又は不承認について指示があった場合は、知事より取りあえず口頭により連絡を受け、事後、文書で通知を受ける。

第4 災害救助法による救助の種類等

1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、救助の対象、費用の限度額、期間等については、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 職権の委任

県は、福島県災害救助法施行規則第17条により、次に掲げる救助の実施に関する知事の職権を村長に委任している。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被災者の救出
- (4) 学用品の給与

3 救助費の繰替支弁

災害救助法第44条の規定により、村長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行う。

第5 災害対策基本法に基づく従事命令等

1 従事命令等の発動

知事は、災害救助法の適用がない場合においても、災害が発生し、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第71条の規定により従事命令、協力命令、保管命令等を発することができる。

2 公用令書の交付

知事は、災害対策基本法第71条の規定による従事命令等を発する場合、同法第81条に定める公用令書を交付しなければならない。

3 損害補償等

- (1) 知事は、災害対策基本法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害の補償に関する条例」で定めるところにより損害を補償しなければならない。
- (2) 知事は、災害対策基本法第71条の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第82条第1項に基づき、補償しなければならない。

第26節 雪害応急対策

[総務課、地域整備課、健康福祉課]

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、村、県及び防災関係機関は連携の上、雪害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため村、県及び防災関係機関は、それぞれ雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、総合的な雪害対策の体制を確立する。

第1 防災活動体制

1 応急対策

(1) 道路交通確保対策

ア 道路除排雪対策

村は道路除排雪事業の総合的な実施及び円滑な処理の実施を促進するため、玉川村建設協力会と、道路除排雪事業の実施に関する事項を協議し、処理する。

イ 除排雪時路上駐車排除等対策

道路の除排雪作業を円滑に行うため、交通の妨害となっている路上駐車を排除し、除排雪作業を阻害するような駐車をさせないことにより、積雪地における道路交通を確保するよう、「除雪時路上駐車排除等対策要綱」に定める対策措置を行う。

ウ 交通情報の収集及び提供

村は、石川警察署及び各道路管理者と連携し、交通情報の収集と提供を行う。

エ 交通規制等

「本章 第14節 第2 交通規制措置」に準じて必要な交通規制を行う。

オ 道路除排雪の実施

村は、各年度において定める「除雪事業計画概要」に基づき、道路除排雪を実施し、情報施設により道路情報を提供する。

カ バス運行の安全対策

- (ア) 防滑チェーン等を装着し、注意運転を行う。状況によっては運行を休止する。
- (イ) 雪害等により正常運行が不可能となった路線については、現地の状況を把握し、関係機関と連絡を取りつつ、措置方法を決定し、運行の早期復旧に努める。

(2) 鉄道交通確保対策

鉄道事業者は以下に留意し、列車の輸送確保に努める。

ア 降積雪の状況及び気象状況を判断し、除排雪体制をとり、列車の輸送確保に努める。

イ 排雪列車、排雪モーターカー等を当日の降積雪状況により、必要の都度運転する。

ウ 雪崩が発生するおそれのある箇所を発見した場合は、当該区間の列車、車両の通行を一時停止し、雪崩予防作業を行う等雪崩発生的事前回避に努める。

エ 通学及びバス路線の踏切道は、早朝からの除排雪に努める。また、各道路管理者及び県警察本部（石川警察署）と協議して選定した踏切道は、冬期間自動車の通行を禁止する。

オ 駅前広場及びホームの除排雪に努める。

(3) 通信確保対策

ア 通信の確保

(ア) 雪害による設備の被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の早期確立等を図る。

(イ) 報道機関に対して、通信施設被害状況、復旧の見通しなどについて情報提供を行う。

イ 郵便の確保

積雪により平常の集配業務に支障を来すおそれのある支店は、降雪期に集配要員を増強する。また、積雪時の集配運送業務の確保を図るため、全輪駆動車を配備する。

(4) 電力供給確保対策

ア 雪害による事故被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の確立等を図る。

イ テレビ、ラジオ、新聞等を利用し、電力施設被害状況、復旧の見通し、公衆感電事故防止などについて広報活動を行う。

2 被害状況等の収集、報告

村及び防災関係機関は「本章 第3節 第2 被害状況等の収集、報告」に基づいて被害調査、報告を行う。

第2 応急活動体制の整備

1 活動体制の整備

村は、「本章 第1節 災害対策本部体制」及び「本章 第2節 職員の動員配備」に基づいて活動体制を整備する。

2 県の支援体制

(1) 村への支援

以下に掲げる事項により、本村だけで雪害対策を行うことが不可能となった場合は、県と協議を行い、雪害対策の支援を要請する。

ア 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性が増大した場合

イ 平年孤立したことの無い集落が交通途絶し、孤立化した場合

ウ 雪崩発生により、人命及び住家被害が発生した場合

エ 除排雪の量が平年と比べ極端に多くなった場合

オ 特殊な技術、装備、資器材を投入しなければ、雪害対策が困難である場合

(2) 職員の派遣体制

村は、必要に応じ、県に対し職員の派遣を要請する。

第3 地域ぐるみの除排雪

1 地域ぐるみの除排雪の効果的な推進

村は、次の事項について十分計画、調整の上、地域ぐるみの除排雪の効率的な推進に努める。この場合、自主防災組織と緊密な連携をとる。

- (1) 一斉に除排雪を行う場合は、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。
- (2) 除排雪場所や機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。

2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

雪害時においては、県、村、自主防災組織、ボランティア等との連携作業により、情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。

第4 避難

1 避難の準備情報、勧告及び指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の設置

避難の準備情報提供、勧告及び指示等については、「本章 第10節 避難」に定めるところによる。

2 災害時要援護者の援助

(1) 在宅者の安全確保

ア 村は、災害時要援護者を避難させる必要がある場合、支援者とともに、避難の支援を行う。

イ 村は、地域の自主防災組織、消防団、民生委員等の協力を得ながら、居宅に残されるおそれがある災害時要援護者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。

ウ 自主防災組織は、雪害時に近隣住民等との連携を取り、在宅の災害時要援護者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

エ 村は、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障がい者の社会福祉施設への一時入所等を検討する。

オ 村は県との協力のもと、外国人の安全確保のため、報道機関等を通じて、多言語での避難等の情報伝達に努める。

(2) 社会福祉施設入所者等の安全確保

社会福祉施設管理者等は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたっては、入所者に対しては過度に不安感をいだかせることのないよう配慮する。

第3章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

[総務課、地域整備課、他関係課]

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設的设计又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。この計画の策定にあたっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める。

第1 災害復旧事業計画の作成

村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

1 復旧事業計画の基本方針

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上・下水道等災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

村は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受け

るため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 村が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、村は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。激甚災害の指定については、第3に示すとおりである。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業

- コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - (7) 公共施設の区域内の排除事業
 - (4) 公共的施設区域外の排除事業
 - セ たん水排除事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
 - ケ 治山施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉資金貸付けの特例
 - オ 水防資器材費の補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3 激甚災害の指定

激甚災害の指定は、内閣総理大臣が、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けられるよう努める。

第4 災害復旧事業の実施

村、県の機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

第2節 被災地の生活安定

[住民税務課、健康福祉課]

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

第1 義援金の配分

1 義援金の受け入れ配分

県、日本赤十字社福島県支部、県共同募金会等を通じて村に寄託された義援金及び村に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

第2 被災者の生活確保

1 公営住宅の一時使用

(1) 実施機関等

ア 公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「公営住宅等」という。）の一時使用に関する計画の立案と実施は、村長が行う。

イ 村は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努める。

ウ 一時使用は、地方自治法第238条の4第4項による目的外使用許可により行う。

(2) 実施方法等

ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住宅がない者であること。

(ウ) 生活保護法の被保護者もしくは要保護者。

(エ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者。

(オ) これらに準ずる者であること。

イ 一時使用対象者の選定

(ア) 公営住宅の一時使用者の選定については、住宅を所管する村長が行う。

(イ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件は問わない。

ウ 一時使用の条件

一時使用の条件は、次の事項に留意し定める。

ただし、村内に村営及び県営の公営住宅等が提供される場合は、県と協議の上、統一の条件を定める。

(ア) 一時使用の期間

(イ) 家賃及び敷金の負担者

(ウ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者

(エ) 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県住宅等条例並びに村営住宅条例を準用する。

エ 一時使用させる住宅の戸数

(ア) 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行う。

(イ) 村は、自らの公営住宅等では住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県（土木部）に公営住宅等の提供を依頼する。

(ウ) 他市町村から上記（イ）の依頼を受けた場合、村は、自らの公営住宅等に受け入れることのできる住宅がある場合は、村長の承認を受け被災者に提供する。

オ 正式入居の措置

一時使用を行った者については、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居とする。

2 職業あっせん計画

村長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置について、離職者の早期再就職へのあっせんに公共職業安定所長に要請する。

ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等

エ 災害救助法が適用され村長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

村長は、公共職業安定所長に対し、次の措置をとるよう要請する。

ア 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。

イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金をうけることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手

当を支給する。

4 被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金もしくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

5 租税の徴収猶予等の措置

村は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

6 郵便関係措置等

郵便事業（株）は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業に係る災害特別事務取扱い等を実施する。

(1) 郵便関係

- ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2) 災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、共同募金会等からの申請により、被災者救援を目的とする寄附金を郵便振替により省令で定める法人又は団体の口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。

(3) 災害ボランティア口座の取扱い

災害ボランティア口座の取扱いを行うこととした場合には、非常災害時におけるボランティア活動を支援するため、郵便振替口座を利用して寄附金を募集し、被災地で活動するボランティア団体に配分する。

7 生活必需品等の安定供給の確保

村は、生活必需品等の安定供給の確保を図るとともに、生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰がおきないように、必要に応じ、県に対し協力要請を行う。

第3 被災者への支援

1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

(1) 目的

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(2) 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害（法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同

条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害(施行令第1条第1号)

イ 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害(施行令第1条第2号)

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害(施行令第1条第3号)

エ 上記ア又はイの被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万未満に限る。)における自然災害(施行令第1条第4号)

オ 上記ウ又はエの都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口10万未満に限る)で、上記ア～ウの区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害(施行令第1条第5号)

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、その自然災害により5(人口5万未満の市町村にあつては、2)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害(施行令第1条第6号)

(3) 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は次のとおりである。

ア 居住する住宅が全壊(全焼、全流出を含む。)した世帯(以下「全壊世帯」という。)(法第2条第2号イ)

イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯(以下「解体世帯」という。)(法第2条第2号ロ)

ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯(以下「長期避難世帯」という。)(法第2条第2号ハ)

エ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯(以下「大規模半壊世帯」という。)(法第2条第2号ニ)

2 支援法の適用手続き

村長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告する。

村長からの報告を受けた知事は、精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官(防災担当)及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示する。

3 支援金支給の基準

対象世帯と支給額

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単身世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	35.5万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単身世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯（法第3条第2項第1号）	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯（法第3条第2項第2号）	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）（法第3条第2項第2号）	50万円	37.5万円

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

4 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

村は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明する。

(2) 書類の発行

村は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行する。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できるり災証明書

ウ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

(3) 支給申請書等の送付

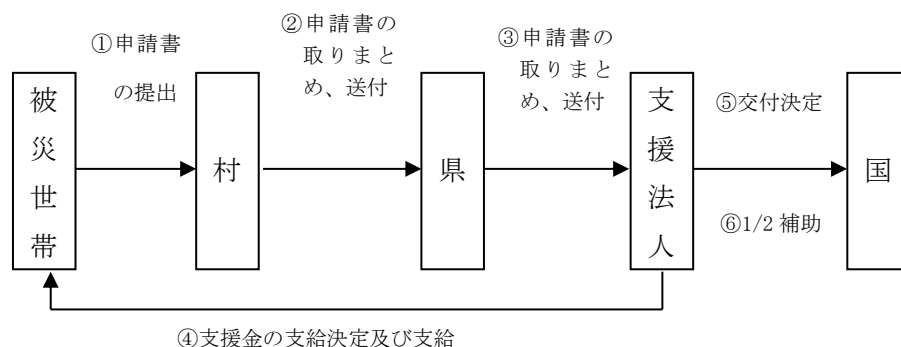
村は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付する。

県は、村から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付する。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を交付する。

(5) 支援金支給事務の基本的な流れ



第4 被災者への融資

1 農林水産業関係

村は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林業者の再生産等に必要な資金が低利で融資されるよう措置し、農林業経営の維持・安定を図る。

また、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、農業協同組合に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用する。

(1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出金の返済猶予等災害被災者の便益を考慮した的確な措置を講ずる。

(2) 貯金の払戻し及び中途解約に関する措置

ア 貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の貯金払戻しの利便を図る。

イ 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等の措置を講ずる。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮する。

2 商工関係（中小企業への融資）

村は、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資するよう関係機関へ働きかける。

3 住宅関係

村は、天災により住宅に被害を受けた住民に対し、住宅金融公庫から低利で融資を受けるための認定業務及びあっせんを行い、り災者の住宅再建を支援する。

4 福祉関係

(1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

社会福祉協議会は、県が生活福祉資金貸付制度により予算の範囲内で災害援護資金の貸付を行う制度である社会福祉資金を、被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となるよう世帯を除く）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更正するに必要な次の資金を融通する。

- ア 緊急小口資金
- イ 災害援護資金

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資する。

第5 り災証明書等の交付

上記の第1から第3及び第4（4（1）アを除く）に掲げた被災者の各種支援措置を実施するためには、り災証明書等が必要となるため、災害発生後早期にり災証明書等の交付体制を確立する。

1 村

あらかじめ被害認定及びり災証明交付の担当組織を明確にするとともに、迅速かつ適正に事務処理を行うことができるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

2 消防本部

火災によるり災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。